

平塚市こども計画（素案）

【令和7年度～令和11年度】

令和6年11月

平塚市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 こども基本法とは	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画期間	3
6 計画策定体制と経過	4
第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く現状と課題	7
1 社会的な状況と課題	7
2 母子保健の状況と課題	12
3 児童の状況と課題	28
4 アンケートから見られる現状と課題	31
5 こどもから挙げられた意見の概要	54
6 「ひらつか子育て応援プラン」の評価	57
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本的な視点	60
3 基本目標	61
4 施策の体系	63
第4章 施策の展開	67
基本目標 1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり	68
基本目標 2 子育て当事者に対する支援の充実	77
基本目標 3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり【子どもの誕生前から幼児期まで】	82

基本目標 4 健やかに子どもが成長できる環境づくり【学童期・思春期】	88
基本目標 5 若者を支える環境づくり【青年期】	94
第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	95
1 教育・保育提供区域の設定	95
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	96
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	99
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	103
5 教育保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	119
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	120
第 6 章 計画の進行管理	121
1 計画の進行管理	121
2 適切な役割分担による計画の推進	121

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進んでおり、本市においても、令和5年の出生数は1,326人と平成29年より404人減少し、全国と同様に少子化が進行している状況です。

国においては、これまでこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、一方で、児童虐待相談や不登校の件数が増加する等、こどもを取り巻く状況は深刻となっています。

そのため、国は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとされています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園等に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充等が示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記される等、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要とされています。

2 計画策定の趣旨

本市では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、令和2年から5年間を期間とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画（ひらつか子育て応援プラン）」において、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを育てられるよう、様々な施策に取り組んできました。この計画が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくるため、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援等も含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進する「平塚市こども計画（「第3期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を包含）」を「こども基本法」に基づき策定しました。

3 こども基本法とは

「こども基本法」とは、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定することが努力義務となりました。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」等、その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体の計画として策定することができるとされています。

4 計画の位置づけ

平塚市こども計画（以下、本計画という）は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、成育基本法という）に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を内包する計画としています。

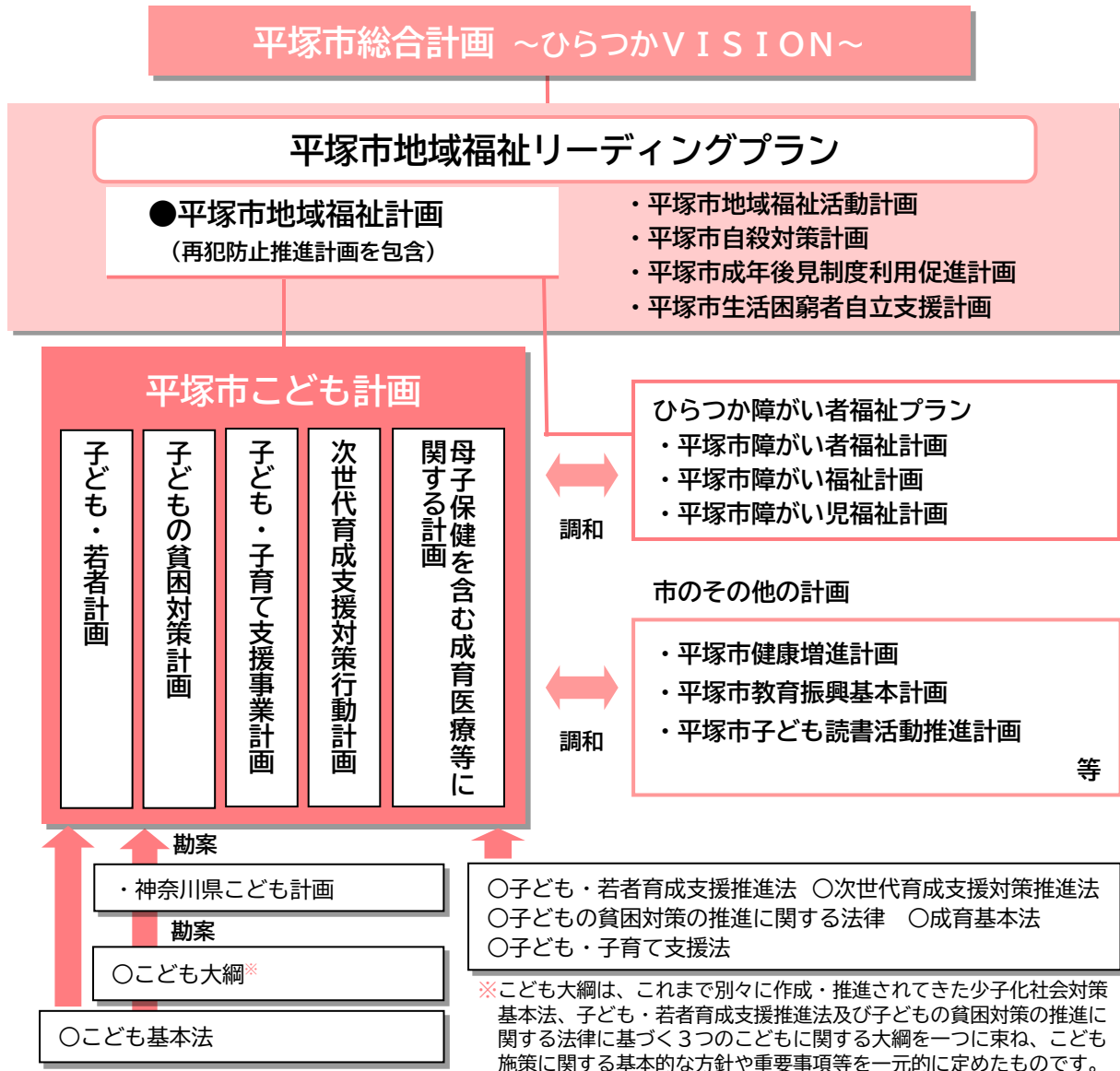
こども基本法では、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者』とされていることから、本計画の主たる対象は、「こども（心身の発達の過程にあるもの）とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体とします。

本計画は、本市の最上位計画である「平塚市総合計画 ～ひらつかVISION～」に基づき、保健福祉分野の上位計画である「平塚市地域福祉計画」をはじめ、「ひらつか障がい者福祉プラン」、「平塚市健康増進計画」等の諸計画と調和を図り、地域共生社会の実現に向けて、個々の施策を推進します。

国の示す「こども大綱」や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、市が取り組むべき施策と達成しようとする目標を明らかにし、事業ごとに市民ニーズの状況や事業実績も考慮しながら、計画的に取組の推進を図ります。

こども…心身の発達の過程にあるもの	子ども…0歳から18歳未満
学童期…小学生	思春期…中学生から概ね18歳
青年期…概ね18歳から30歳未満（施策によっては、40歳未満も対象とします）	
若者…思春期、青年期の者（施策によっては、40歳未満も対象とします）	

【計画の位置づけ】



5 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会、経済情勢の変化や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化等、様々な状況の変化に対応するため、本市においては計画期間の中間年に計画の見直しを行うこととします。

【計画期間】

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ひらつか子育て応援プラン (第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画)					平塚市こども計画 (平塚市子ども・子育て支援事業計画等を内包)				
		中間年 見直し					中間年 見直し		見直し

6 計画策定体制と経過

(1) アンケート調査の実施

①子育て支援に関するアンケート調査

○調査の目的

この調査は、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、令和7年度から令和11年度までの5年を1期とする「第3期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

○調査対象

市内在住の0歳から5歳までの子どもの保護者 2,500人

○調査期間

令和5年12月27日（水）から令和6年1月26日（金）まで

○調査方法

郵送により対象者に送付、郵送回収にて調査を実施

○回収結果

配付数	回収数	有効回収率
2,500 通	1,064 通	42.6%

②こども・若者に関するアンケート調査

○調査の目的

この調査は、こども・若者を取り巻く現状や課題等を把握し、令和7年度から令和11年度までの5年を1期とする「平塚市こども計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

○調査対象

市内在住の16歳から29歳の方 3,000人

○調査期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月17日（金）まで

○調査方法

インターネットを利用した調査を実施

○回収結果

配付数	回答数	有効回答率
3,000 通	593 件	19.8%

③ひらつか子ども・子育て支援ネットワークによるアンケート

「平塚で子育てがこうなるといいなと思うこと」「平塚の子育てで良かったと思うこと」等を子ども・若者、これから子育てをする人、子育て中の人、子育て支援者、企業・団体等に広くウェブアンケートを実施しました。

(2) こどもの意見聴取の実施

こども施策を策定し実施するため、こどもを対象に自宅・学校での生活や将来に関する「こうなってほしいなと思うこと」についてアンケート調査を行いました。アンケートは小学生、ジュニアリーダー、学童保育の児童、青少年会館の利用者等に実施し、こども食堂の運営団体等にも協力をいただきました。主な意見は54ページ「こどもから挙げられた意見の概要」に掲載しています。

(3) 「子ども・子育て会議」の審議

子育て当事者等の意見や子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメント手続の実施

計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。

第2章

子ども・若者や子育てを取り巻く現状と課題

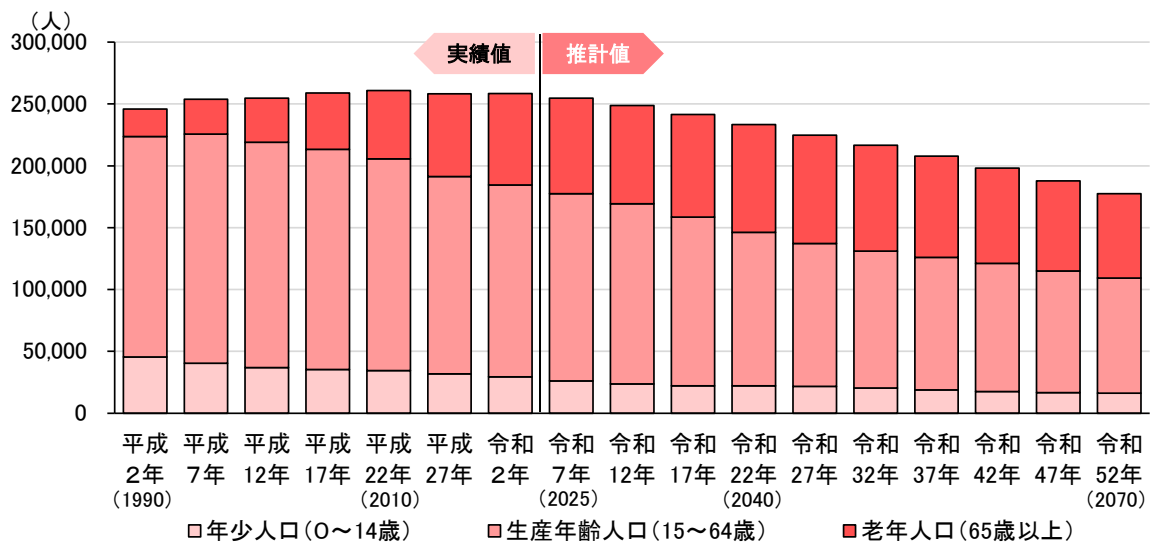
第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く現状と課題

1 社会的な状況と課題

(1) 人口推移と推計

本市の総人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、令和6年1月1日現在では25万8,500人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に、本市独自で推計した将来人口をみると、令和22年の総人口は約23万3千人となり、令和52年では約17万7千人になります。

【本市の人口の推移と見通し】

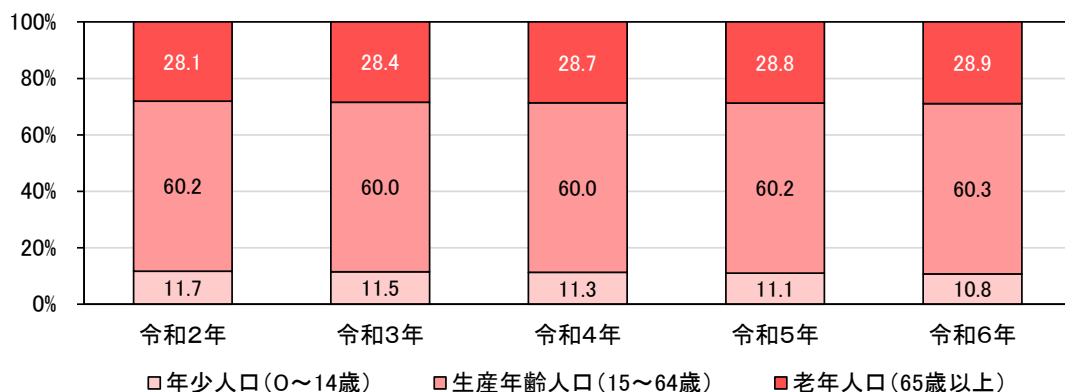


資料：平塚市総合計画 ～ひらつかVISION～

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

年少人口（15歳未満）の割合は減少して推移しているのに対して、生産年齢人口（15～64歳）の割合は横ばい、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあります。

【年齢3区分別人口構成の推移】

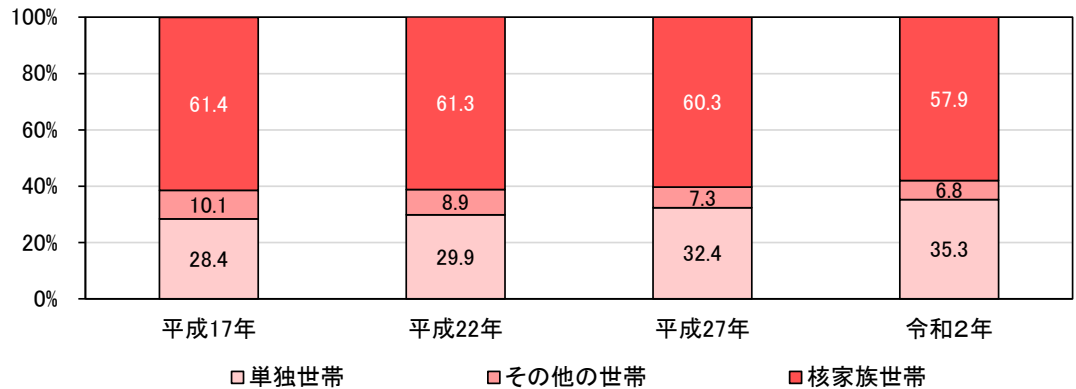


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成の推移

本市の世帯構成は、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯）の占める割合は減少傾向にあります。単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）の占める割合は増加傾向にあります。

【世帯構成の推移】

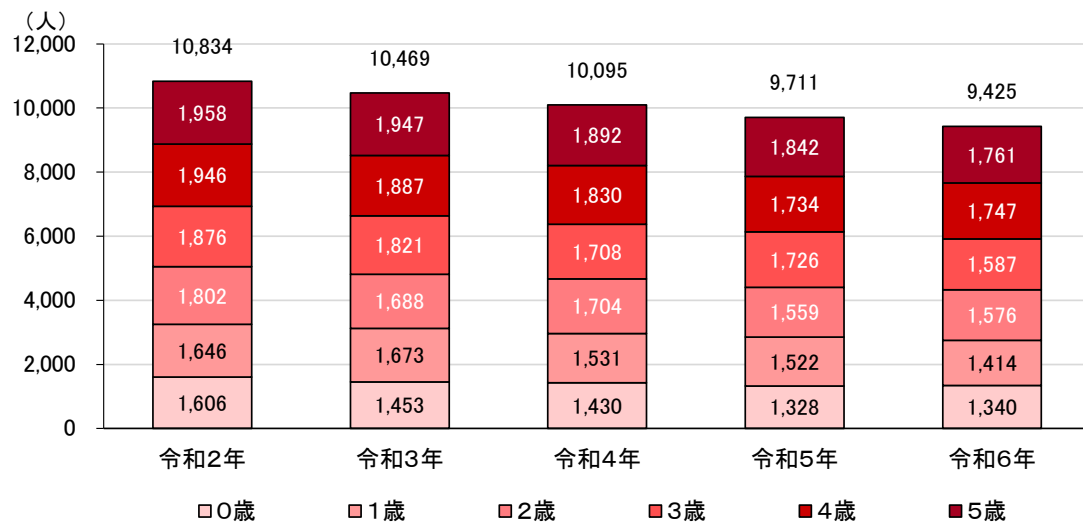


資料：総務省・国勢調査

(4) 子ども・若者の人口の推移

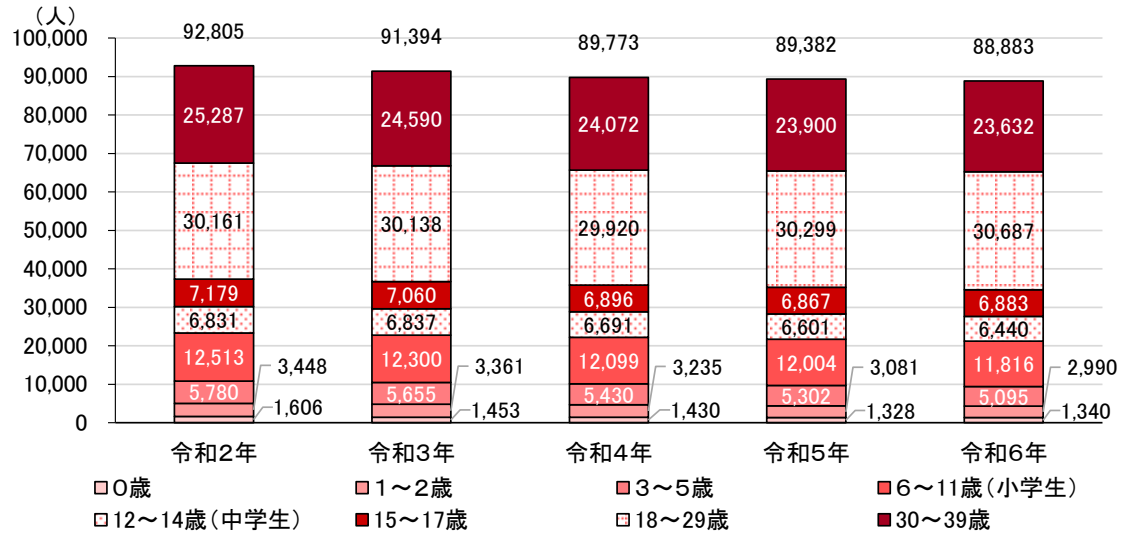
本市の子ども・若者の人口は、減少傾向にあります。

【0～5歳児の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【子ども・若者の人口の推移】



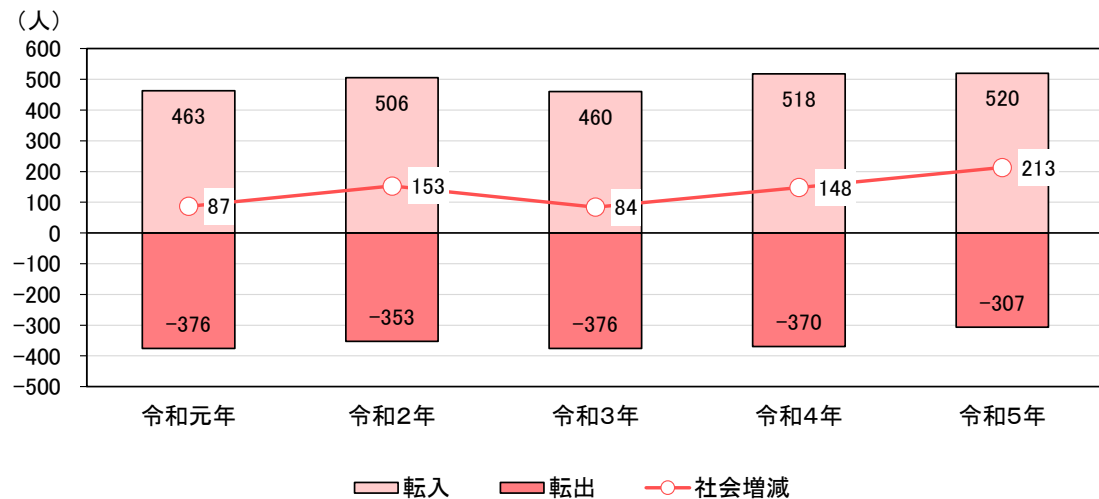
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（５）転入・転出者（０～４歳児）の推移

０～４歳児の転入者と転出者の推移をみると転入者が上回っています。

なお、令和５年の増加数は、神奈川県内３３市町村の中で二番目に多い人数となっています。

【転入・転出者数の推移（０～４歳児）】

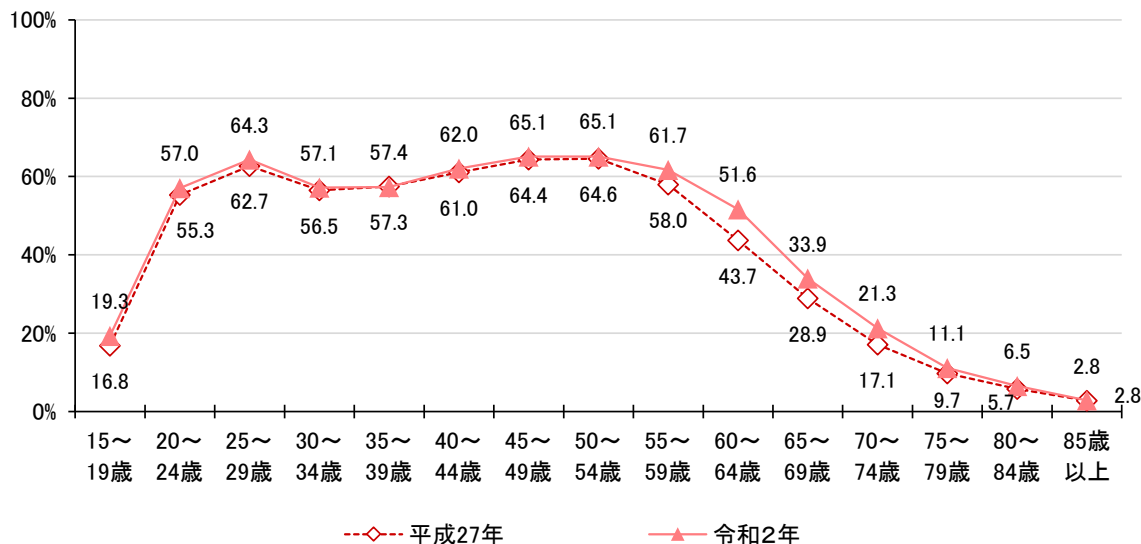


資料：総務省・住民基本台帳人口移動報告

(6) 女性の労働状況

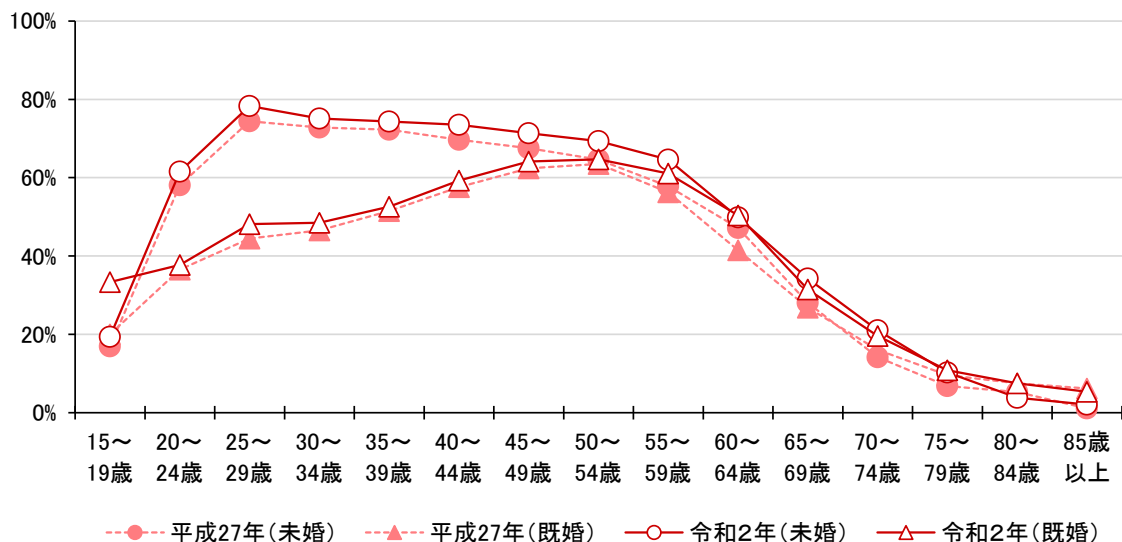
本市の女性の年齢別就業率をみるとM字カーブは改善してきています。また、女性の未婚・既婚別就業率を見ると、未婚の就業率が上昇傾向にあり、20代～40代の既婚の就業率は大きな差は見られません。

【女性の年齢別就業率】



資料：総務省・国勢調査

【女性の未婚・既婚別就業率】

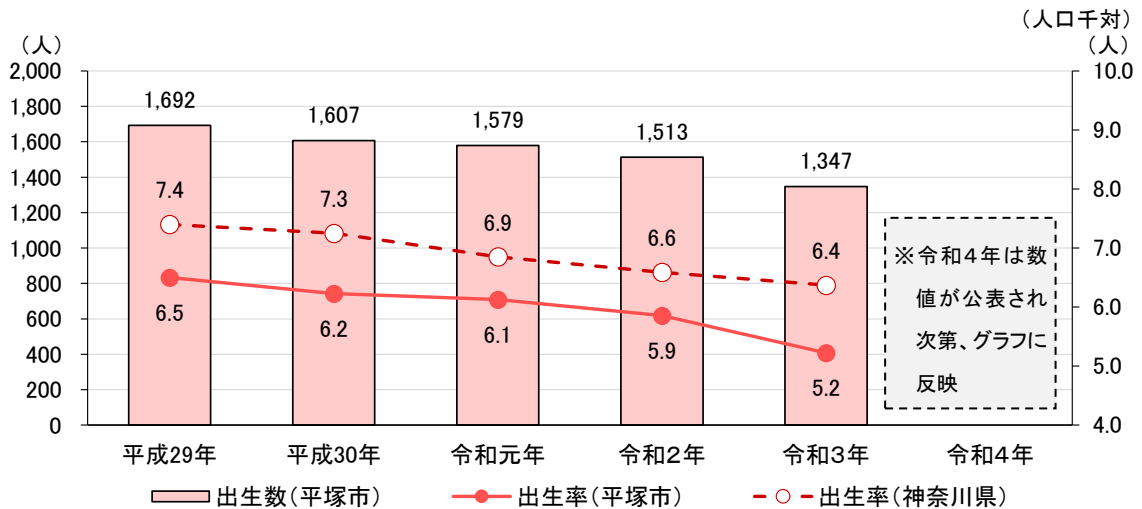


資料：総務省・国勢調査

(7) 出生の動向

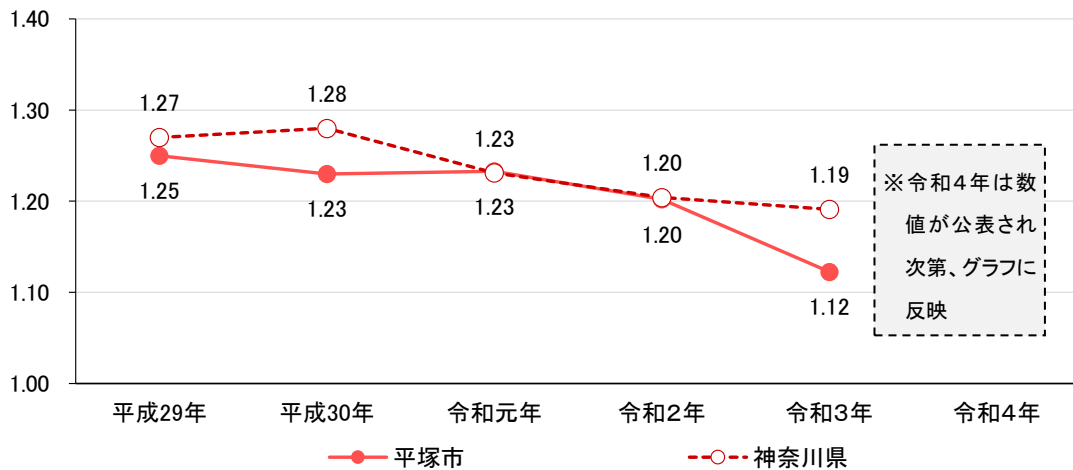
本市の出生数・出生率は年々減少傾向にあり、令和2年から令和3年にかけては166人の減少と、減少幅が大きくなっています。背景には令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響があり、減少傾向がさらに加速したと考えられます。また、合計特殊出生率も減少傾向となっており、令和3年の合計特殊出生率は1.12と、神奈川県よりも低い水準となっています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】



資料：神奈川県衛生統計年報

【合計特殊出生率の推移】



資料：神奈川県衛生統計年報

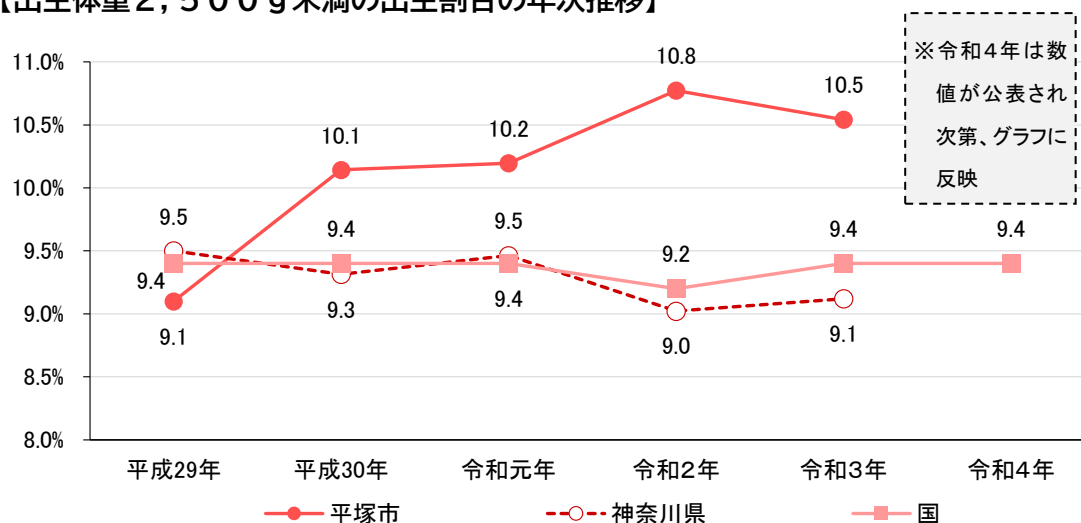
2 母子保健の状況と課題

(1) 出生時体重2,500g未満の出生割合の年次推移

本市の低出生体重児（2,500g未満）の出生率は増加傾向にあり、令和3年度に10.5%となっており、国、県と比較して高い状況です。

低出生体重児の出生と生活習慣病のリスクの関係は、厚生労働省の子育てに関する研究事業等で報告されています。また、低出生体重児の増加の要因としては、医療の進歩、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の喫煙等が考えられます。

【出生体重2,500g未満の出生割合の年次推移】

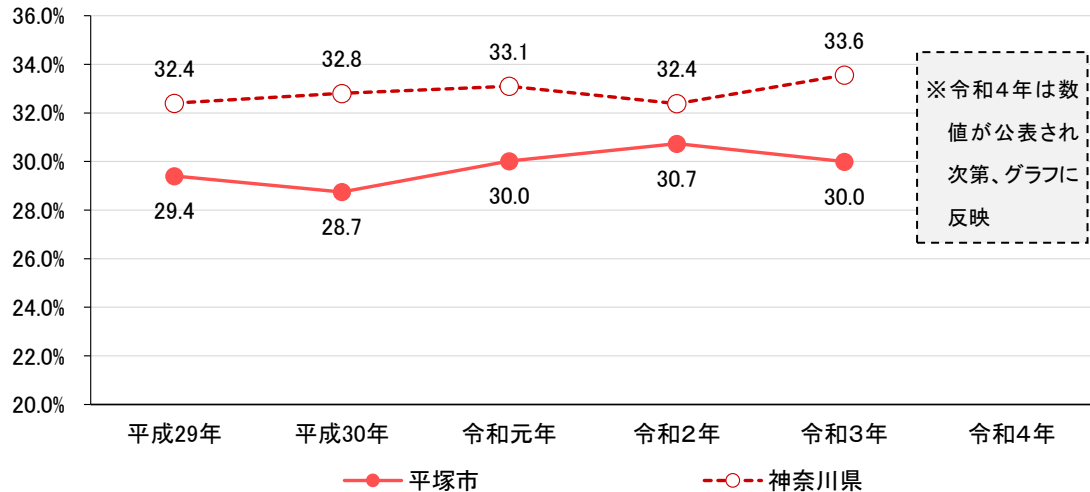


資料：神奈川県衛生統計年報（平塚市・神奈川県）、人口動態統計（国）

(2) 35歳以上の出産率の推移

本市の35歳以上の出産率は、年によって増減があり30%前後で推移しています。不妊治療による妊娠については助成制度の充実も必要です。また、妊娠・出産は体力の回復にも時間がかかるため妊娠中からの支援が必要です。

【35歳以上の出産率】



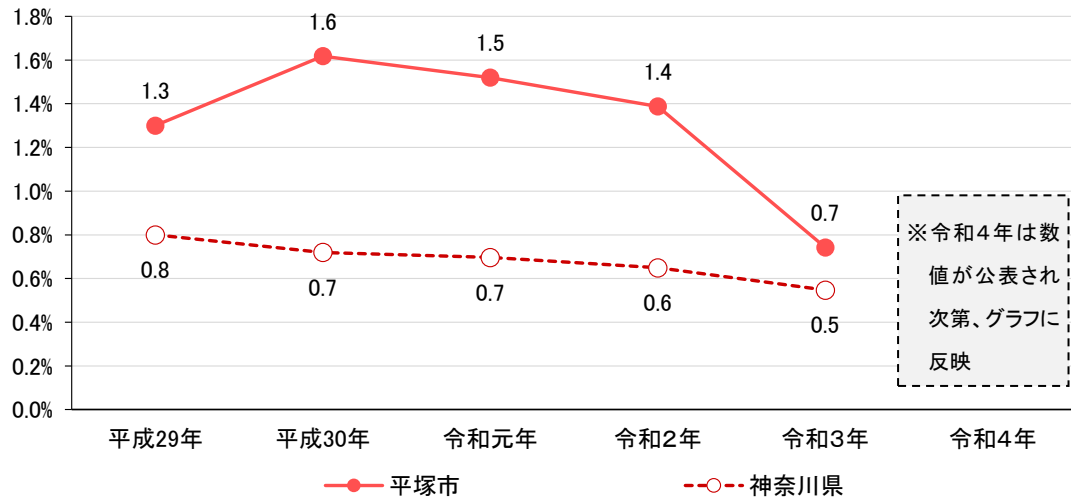
資料：神奈川県衛生統計年報

(3) 19歳以下の出産率の推移

本市の19歳以下の出産率は、全体の1%台で推移していましたが、令和3年度は前年度と比較し、急激に減少しました。外出制限等新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられます。

若年出産は、未婚率が高く、「望まない妊娠」や、経済的基盤が脆弱である可能性も高いです。思春期教育の中で性に関する知識とともに命の大切さを伝えていくことが必要です。

【19歳以下の出産率】



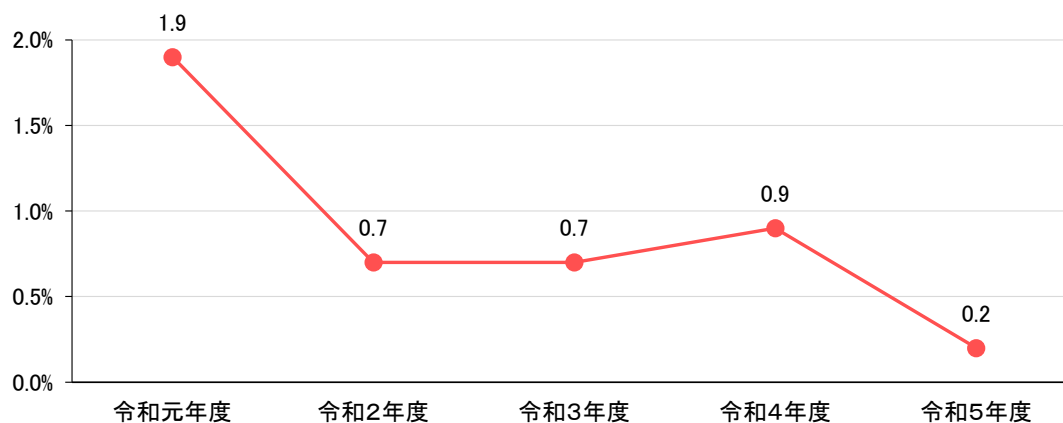
資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 妊娠期

①飲酒

本市における妊娠中の飲酒の割合は、令和元年度が1.9%でその後は減少し、令和5年度は0.2%でした。妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群等を引き起こす可能性があります。引き続き、妊娠中の飲酒の健康への影響について、情報提供が必要です。

【妊娠中の飲酒率】

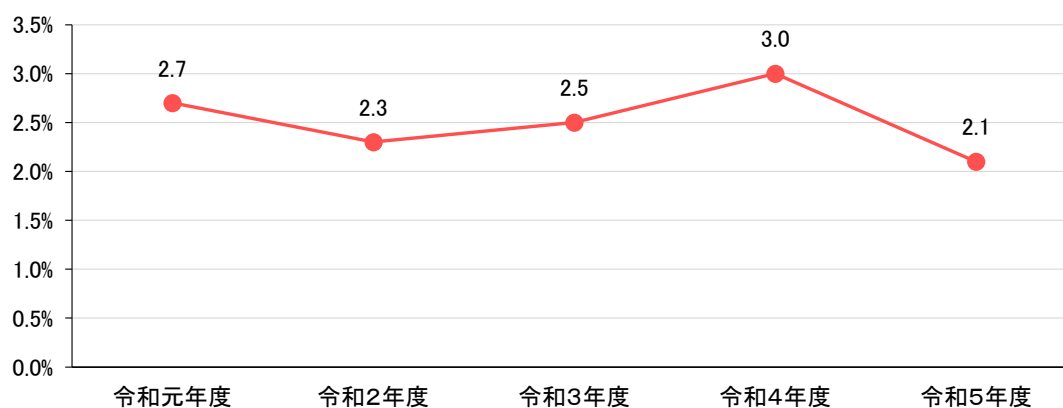


資料: 令和元年度～令和5年度の妊娠届出時のアンケート

②喫煙

本市における妊娠中の喫煙の割合は、令和元年度が2.7%でその後も微増減をし、令和5年度は2.1%に減少しています。妊娠中の喫煙は、早産や低出生体重児の出生等に影響があります。引き続き妊婦とその家族に向けて、たばこの健康に及ぼす影響や受動喫煙に関する情報提供が必要です。

【妊娠中の喫煙率】

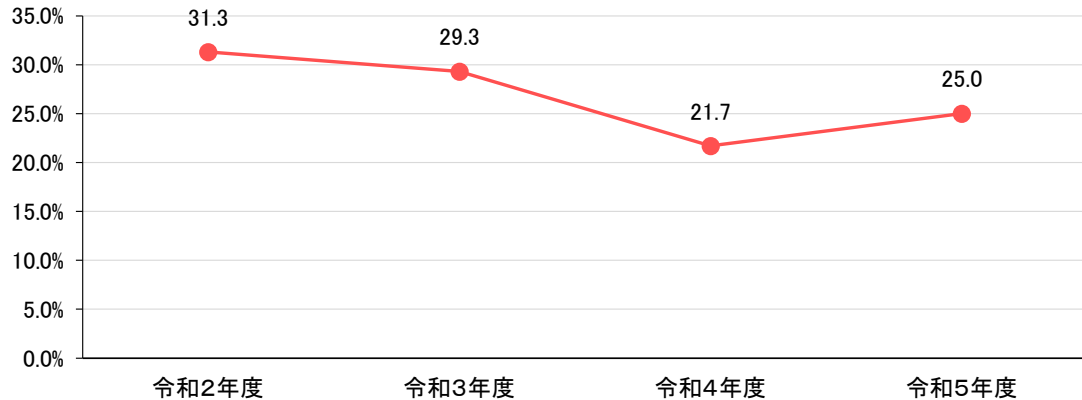


資料: 令和元年度～令和5年度の妊娠届出時のアンケート

③歯と口腔の健康

本市の妊婦歯科健康診査受診者のうち歯肉に炎症がある妊婦の割合は、令和5年度で25.0%となっています。妊娠期における重度の歯周病は早産や低体重児出産のリスクとなるため、歯肉炎の予防と歯肉炎を重症化させないための歯科保健指導や情報提供が必要です。

【歯肉に炎症がある妊婦の割合】



資料：平塚市妊婦歯科健診

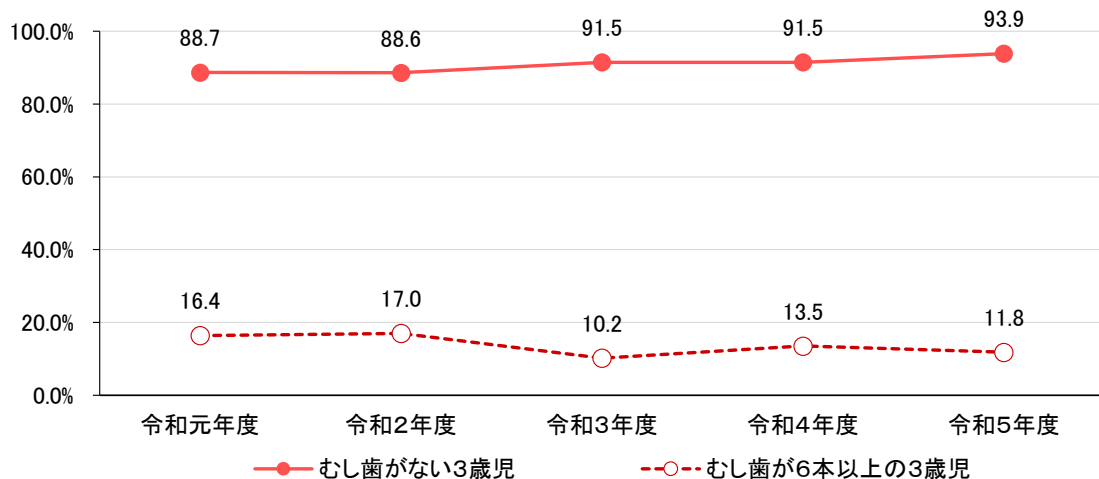
(5) 歯科保健の状況

①むし歯がない3歳児とむし歯が6本以上ある3歳児の割合

本市の令和5年度の3歳児でむし歯のない割合は93.9%で、令和元年度に比べ5.2ポイント増加しています。一方、3歳児でむし歯が6本以上ある割合は、年度によって増減はあるものの減少傾向となっています。

むし歯予防への関心は高まる一方、食習慣や生活習慣、親子の関わり等、むし歯の発生病因も複雑化しており、引き続き健全な口腔発育のための保護者への情報提供が必要です。

【むし歯がない3歳児とむし歯が6本以上ある3歳児の割合】

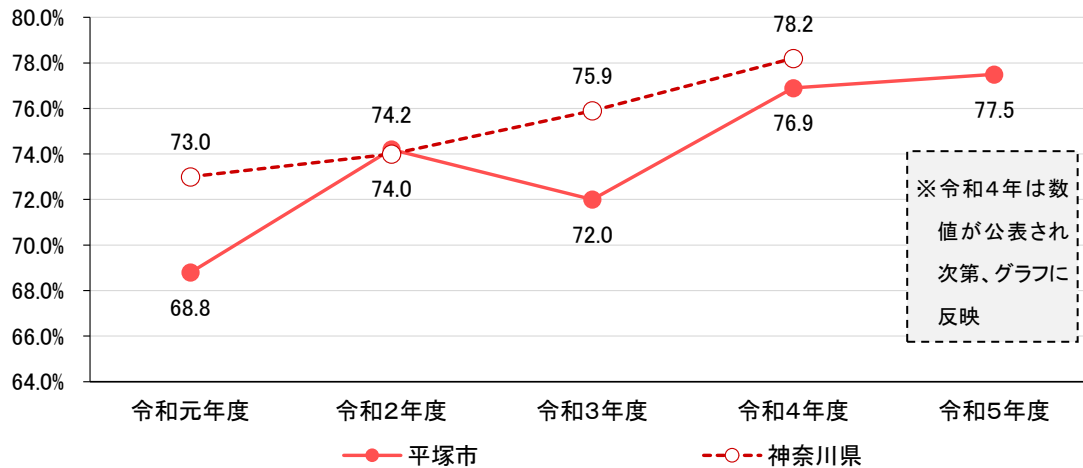


資料：平塚市3歳児健康診査

②むし歯がない中学校1年生の割合

本市の令和5年度の中学校1年生でむし歯のない割合は77.5%と増加傾向にあります。小学校歯科巡回指導等での知識の普及やフッ化物の利用等、小学校在学時から親子で意識が高まっているものと考えられます。

【むし歯がない中学校1年生の割合】

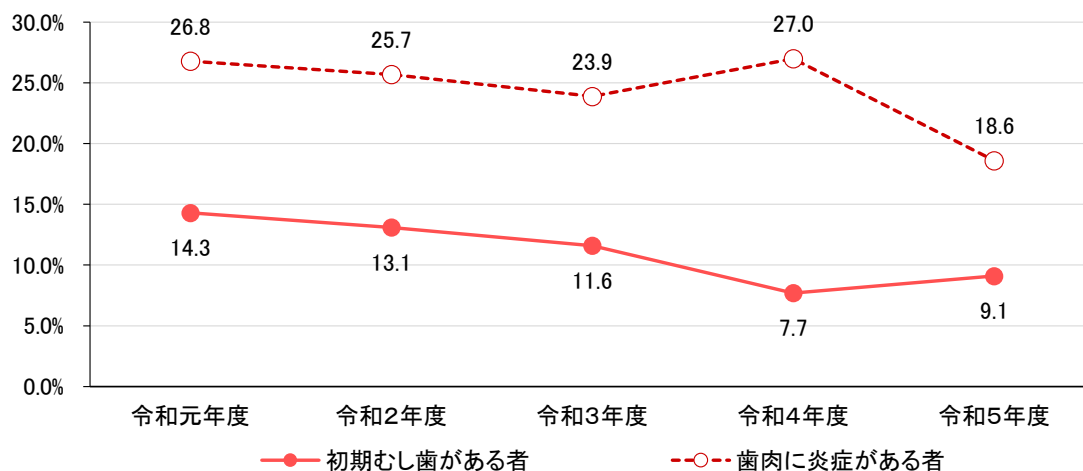


資料：文部科学省学校保健統計調査、平塚市学校保健統計調査

③初期むし歯・歯肉に炎症のある中学校1年生の割合

本市の令和5年度の初期むし歯がある子どもの割合は9.1%、歯肉に炎症のある子どもの割合は18.6%と減少傾向となっています。特に歯周病は成人期につながる健康課題のひとつであり、予防や早期からのアプローチが重要です。むし歯・歯肉炎ともに予防のための知識や自分にあったセルフケア技術の習得、適切な歯科保健指導が必要です。

【初期むし歯・歯肉に炎症のある中学校1年生の割合】



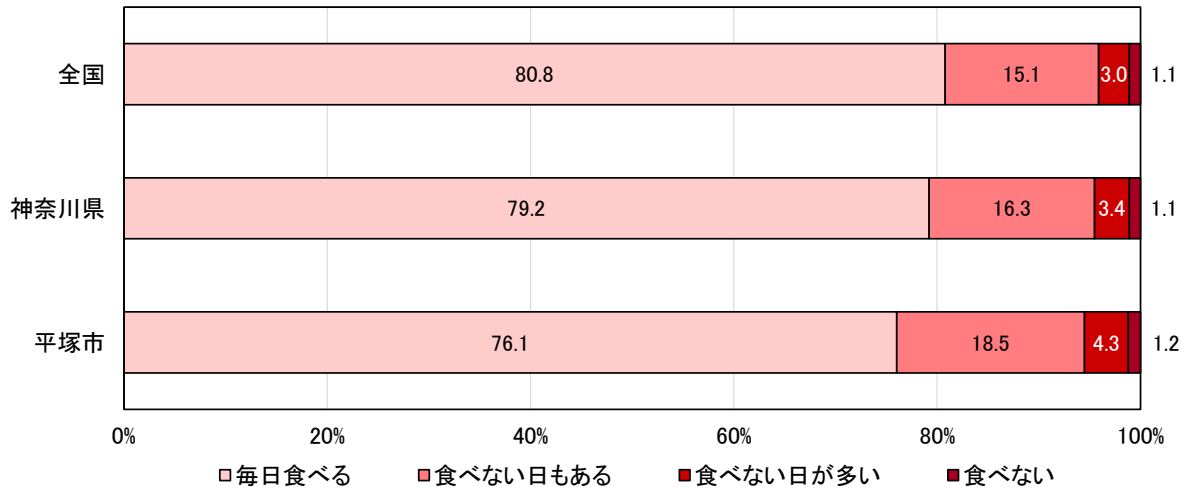
資料：平塚市学校保健統計調査

(6) 朝食の摂取状況

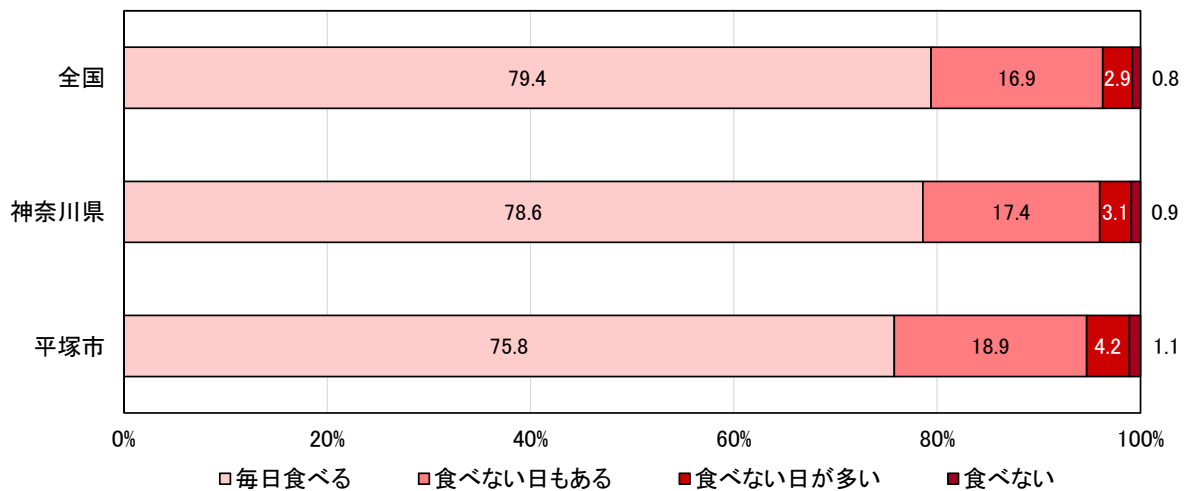
①小学校5年生の朝食の摂取状況

本市では、国や県と比較すると朝食を毎日食べる割合が低い状況です。朝食を食べる大切さについて、保護者や児童に対して引き続き普及・啓発が必要です。

【小学校5年生男子】



【小学校5年生女子】

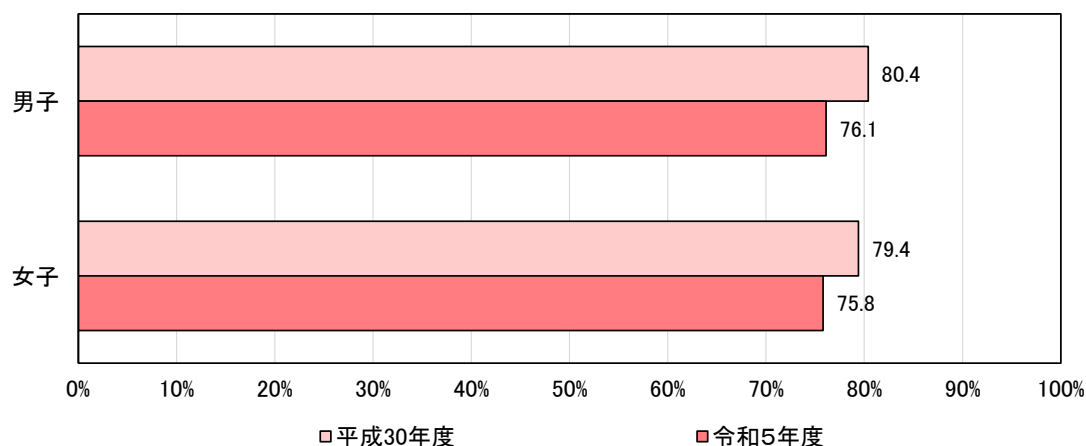


資料：令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

②朝食を毎日食べる小学校5年生の割合

本市の朝食を毎日食べる小学校5年生は、男女とも5年間で減少傾向となっています。社会情勢や家庭環境の変化等が要因の一つと推測されますが、朝食を毎日食べることの大切さについて、普及・啓発が必要です。

【朝食を毎日食べる小学校5年生の割合】

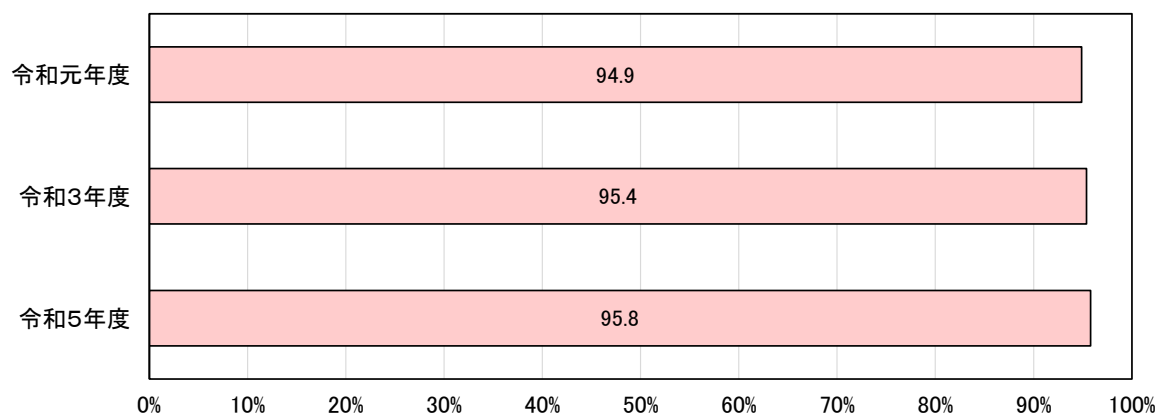


資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

③朝食を毎日食べる5歳児の割合

本市の朝食を毎日食べる5歳児は、令和元年度からわずかに増加しています。引き続き、朝食を毎日食べる大切さについて、保護者に対して普及・啓発が必要です。

【朝食を毎日食べる5歳児の割合】



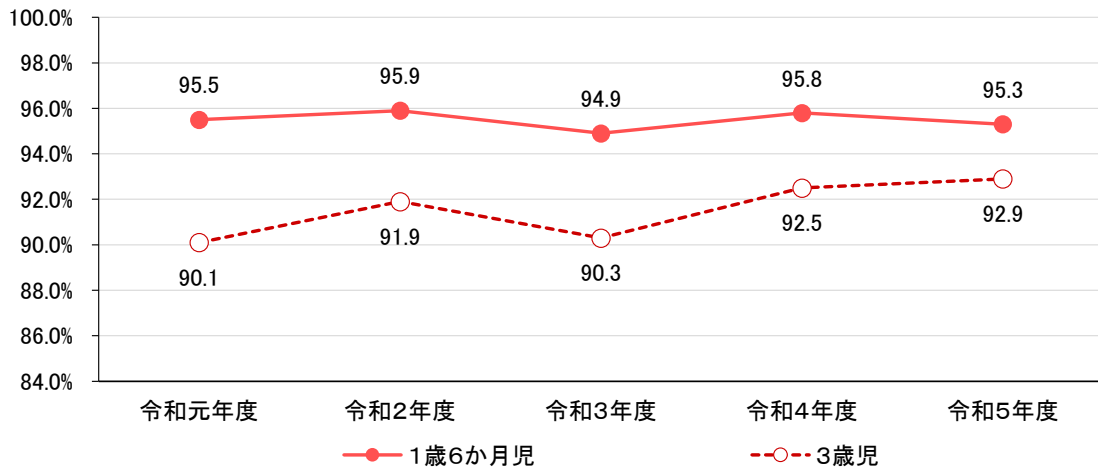
資料：平塚市5歳児生活実態調査

(7) 幼児の就寝時間に関する状況

① 22時までに就寝する1歳6か月児、3歳児の割合

令和元年度と令和5年度の割合を比較すると、1歳6か月児は横ばい、3歳児は増加傾向で推移していますが、どちらも90%以上となっています。引き続き、乳幼児健康診査や教室、相談事業等で早寝早起きの大切さを周知することが必要です。

【22時までに就寝する1歳6か月児、3歳児の割合】

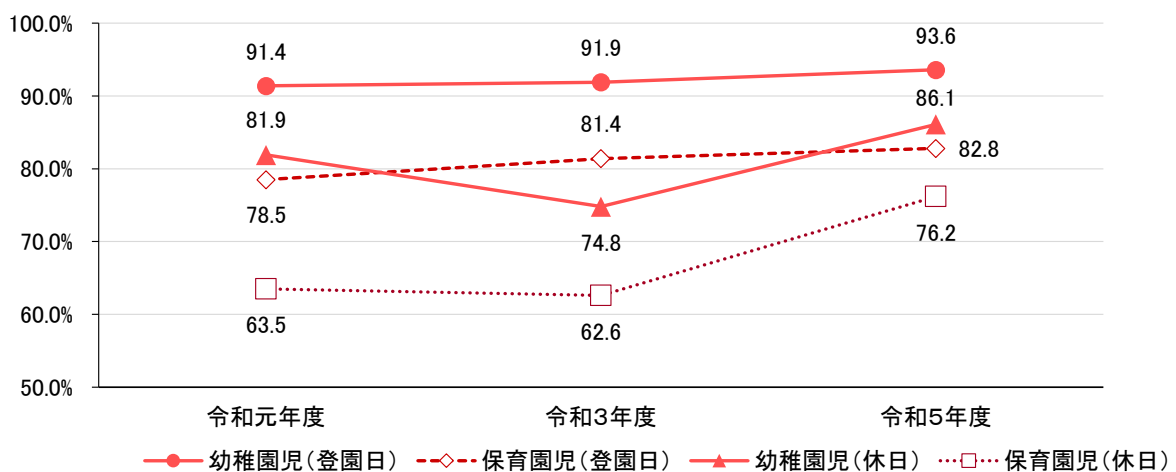


資料：平塚市1歳6か月児、3歳児健康診査

② 22時より前に就寝する5歳児の割合

5歳児は全体的に早寝の方向に向けて改善が見られます。特に幼稚園児、保育園児ともに休日で大きな改善がみられます。早寝のメリットについて保護者が意識し、取り組めたことが改善につながった要因と思われるため、引き続き、乳幼児健診や巡回教室等で、望ましい生活習慣に向けた啓発に努めることが必要です。

【22時より前に就寝する5歳児の割合】



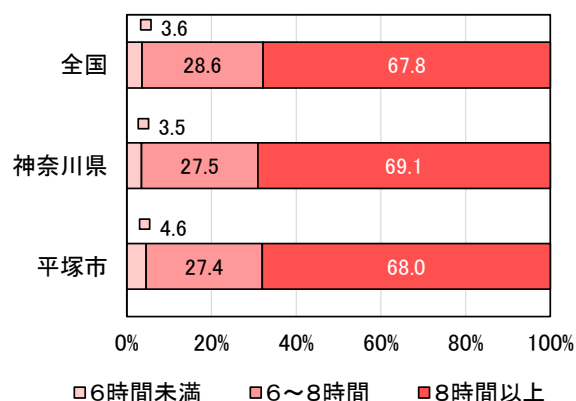
資料：平塚市5歳児生活実態調査

（８）学童期、思春期の睡眠時間の割合

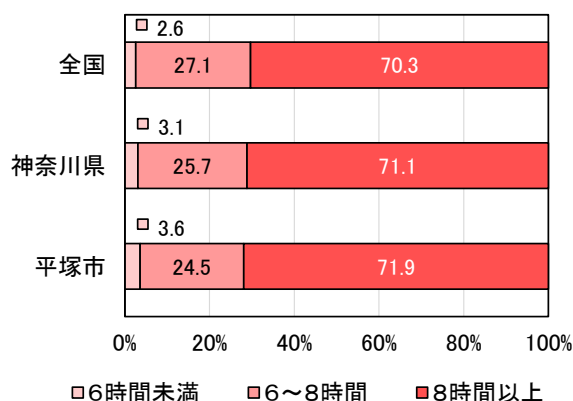
本市の睡眠時間の状況は国、県と同様の傾向がみられますが、小学5年生の男女ともに6時間未満の割合が国、県に比べ多くなっています。一方中学2年生は男女ともに8時間以上の割合が多いという良い傾向もみられます。

理想の睡眠時間について、小学5年生は9～11時間、中学生は8～10時間といわれています。睡眠不足は注意集中力の低下、イライラ・多動・衝動行為等日常生活に悪影響を及ぼすほか、成長の遅れや生活習慣病の原因にもなるため、引き続き幼児期からの早寝や睡眠の大切さについて情報提供が必要です。

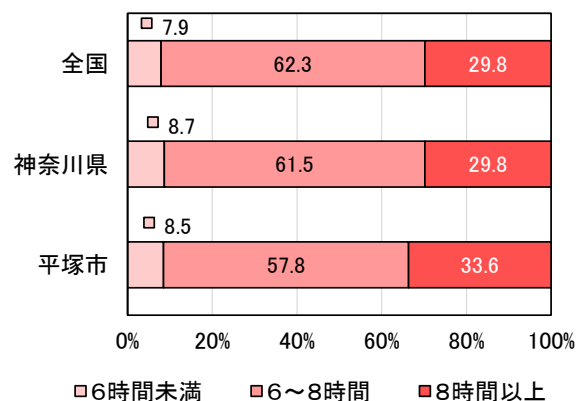
【小学校5年生男子】



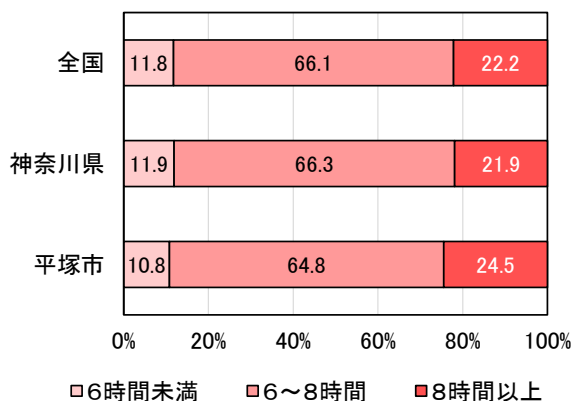
【小学校5年生女子】



【中学校2年生男子】



【中学校2年生女子】



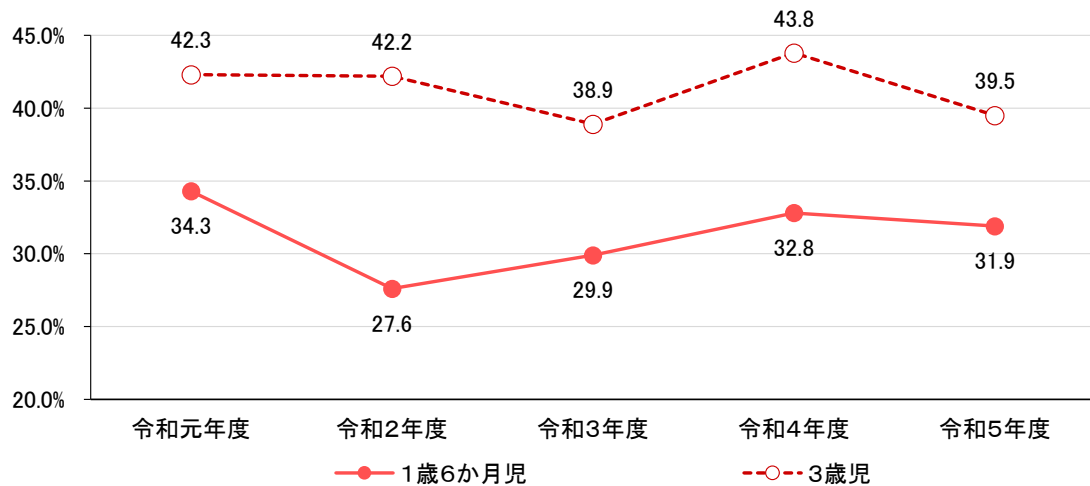
資料：令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

(9) 幼児の運動について

① 2時間以上外遊びをする1歳6か月児・3歳児の割合

本市の状況を見ると、1歳6か月児は令和2年度を除き、30%前後で推移しています。令和3年度が低いのは新型コロナウイルス感染症による外出制限の影響があったためと推測されます。3歳児は40%前後で横ばいに推移しています。外遊びは体力・運動能力、精神力、社会適応能力、免疫力の向上等メリットがたくさんあります。引き続き熱中症にも十分に注意しながら、外遊びを推奨していく必要があります。

【2時間以上外遊びをする1歳6か月児・3歳児の割合】

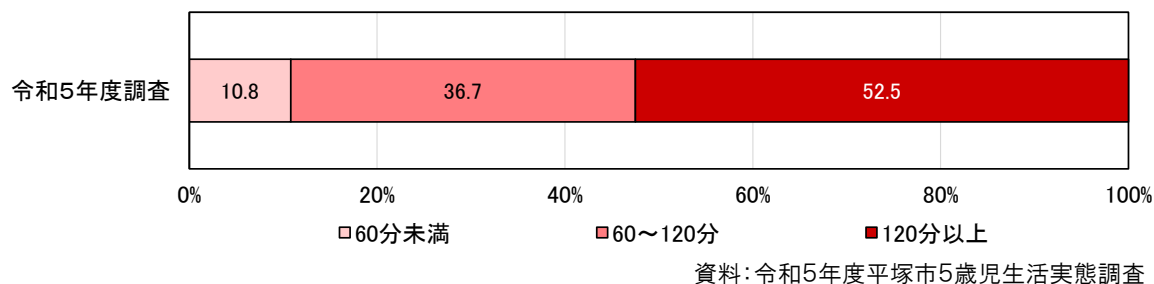


資料：平塚市1歳6か月児、3歳児健康診査

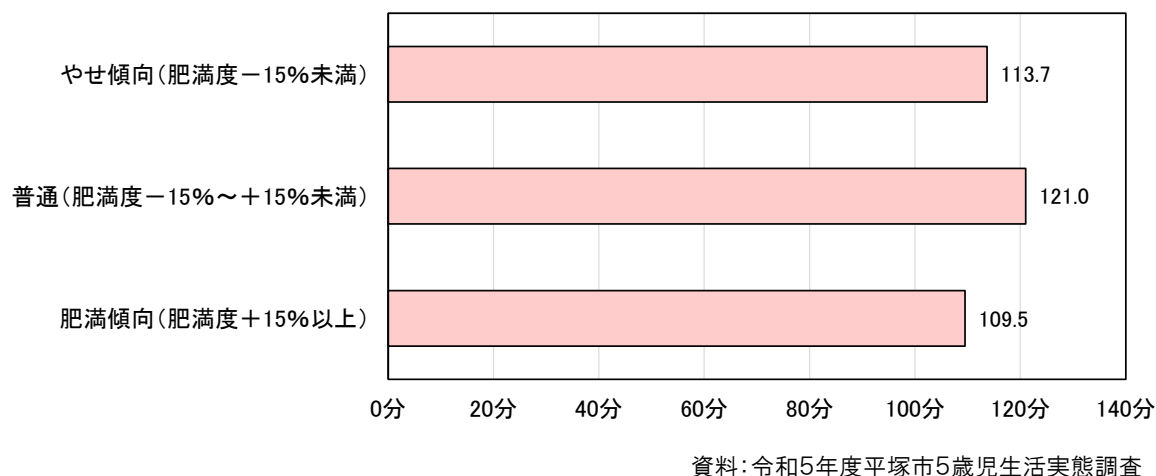
② 5歳児の運動の状況

5歳児が休日に体を動かす時間は、1日120分以上が52.5%で全体の約半数となっています。また、肥満度別平均運動時間では、肥満度が普通（肥満度－15%以上～＋15%未満）の子どもは平均120分身体を動かしており、肥満傾向の子どもと比較すると、約12分多いことが明らかになっています。適正体重の維持のためには運動（身体を動かすこと、遊び）をプラステン（10分増やそう）の取組が大切であり、子どもの生活習慣病予防対策の中で推奨することが必要です。

【5歳児の1日に体を動かす時間（休日）】



【5歳児の肥満度別平均運動時間（休日）】



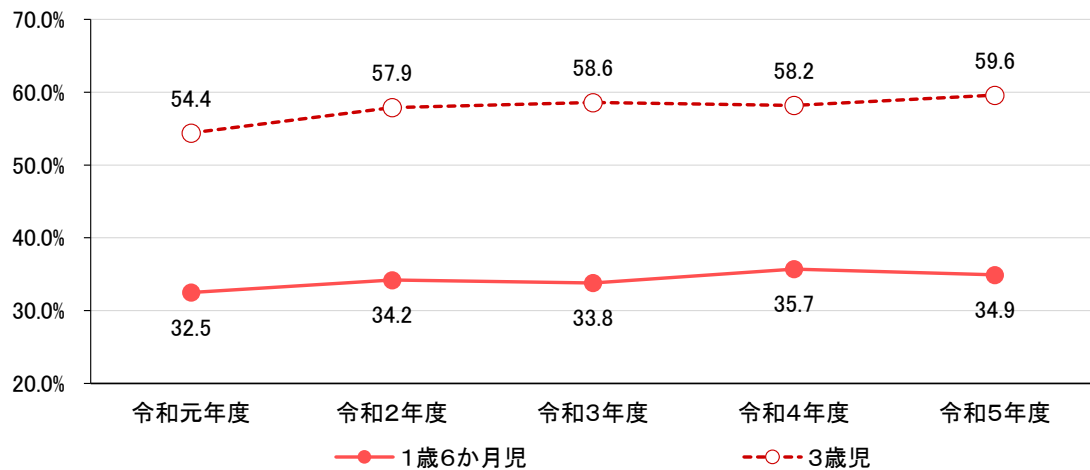
(10) 幼児のスクリーンタイムの状況

①スマートフォン・タブレットを使用する割合

本市のスマートフォン・タブレットを使用している幼児（1歳6か月児、3歳児、5歳児）の割合は増加傾向にあります。スマートフォンの世帯保有率は90.6%（令和5年度通信利用動向調査（総務省））であり、子どもたちを取りまく環境において、切っても切れない存在になっています。

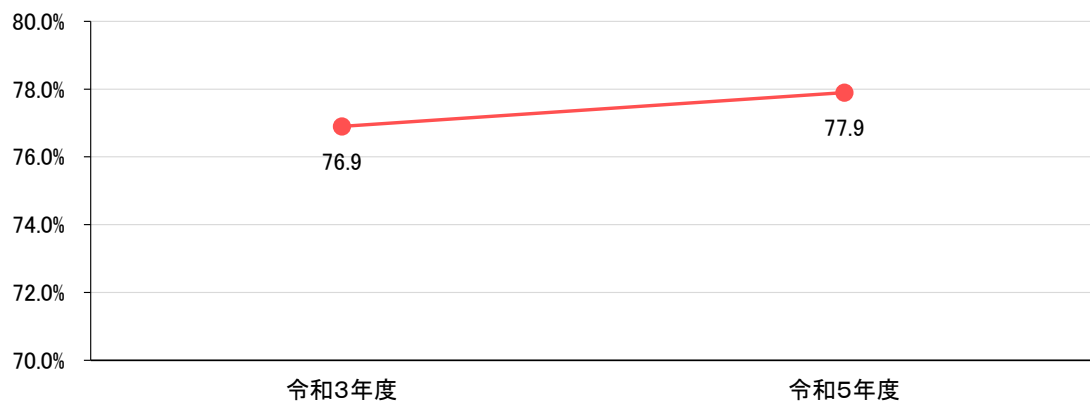
スマートフォン・タブレットは、ゲーム等の遊び目的の一つとして提供するだけではなく、学習目的の教材として使用する場合があります。しかし、視聴時間が増えると視力の低下、運動不足、生活リズムの乱れ、対人能力の低下等のリスクが考えられるため、適正な利用を指導していく必要があります。

【スマートフォン・タブレットを使用している1歳6か月児・3歳児の割合】



資料：平塚市1歳6か月児、3歳児健康診査

【スマートフォン・タブレットを使用している5歳児の割合】



資料：平塚市5歳児生活実態調査

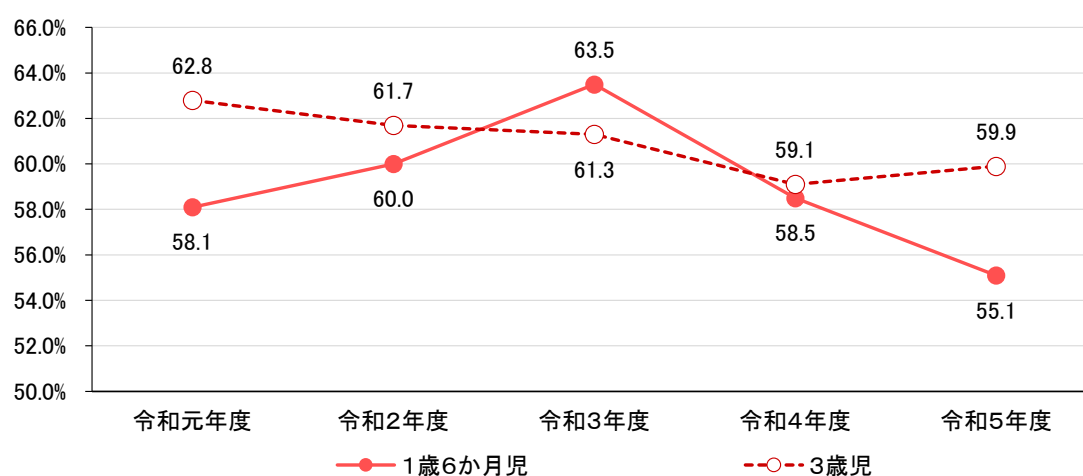
②テレビ、DVDの視聴状況

テレビやDVDを2時間以上視聴している幼児の割合は、年齢ごとに傾向に違いが見られます。

1歳6か月児は令和3年度に最も多く、その後減少しています。新型コロナウイルス感染症による外出制限の影響を大きく受けたと考えられます。3歳児は令和元年度から令和4年度にかけて減少してきましたが、令和5年度微増、5歳児は増加傾向にあります。

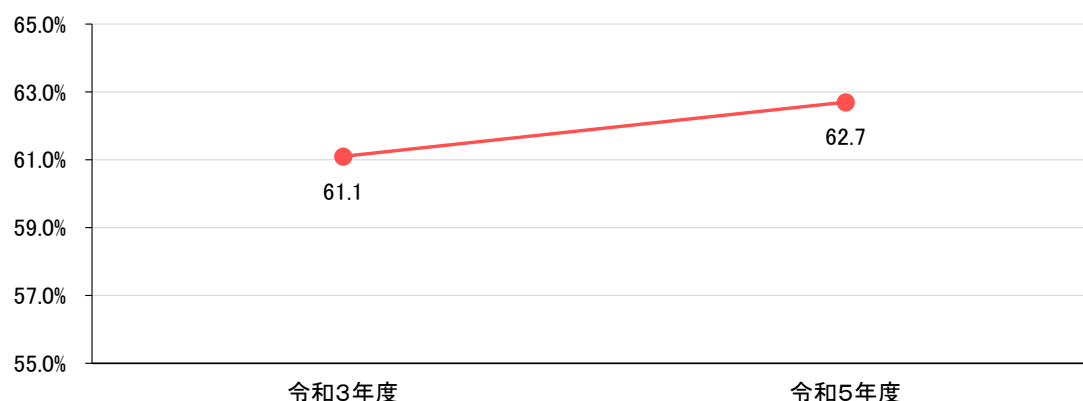
テレビやDVDの長時間視聴は①でも述べたリスクが増えると考えられるため、スマートフォン等との使用時間も合わせて推移を見ていくとともに、適正な視聴時間について指導が必要です。

【2時間以上視聴している1歳6か月児・3歳児の割合】



資料：平塚市1歳6か月児、3歳児健康診査

【2時間以上視聴している5歳児の割合】



資料：平塚市5歳児生活実態調査

(11) 肥満とやせ

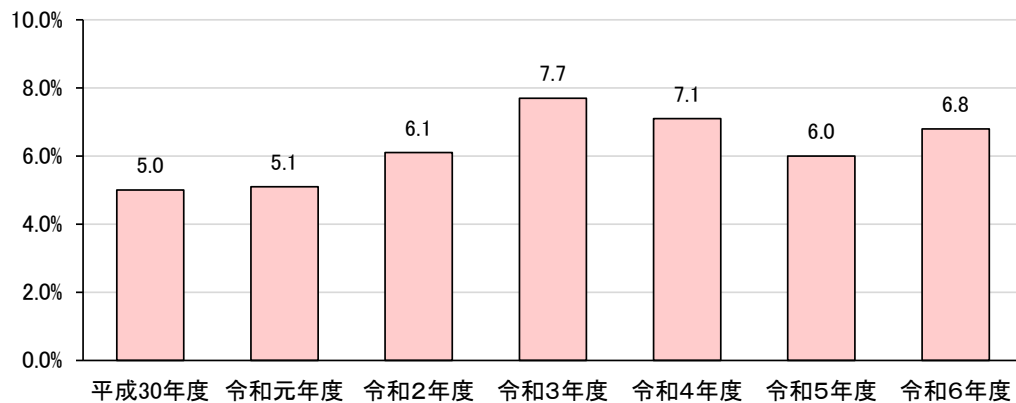
① 幼児期の肥満

本市における5歳児肥満出現率の年次推移は令和元年度から増加し、令和3年度急増しています。これは、新型コロナウイルス感染症による外出制限等が大きく影響したものと思われます。

令和4年、5年度は肥満児の割合が徐々に減少してきましたが、令和6年度再び増加傾向にあります。

肥満は生活習慣病の大きなリスクの一つのため、子どもの頃からよりよい生活習慣が身に付くよう引き続き子どもの生活習慣病予防対策に取り組む必要があります。

【5歳児肥満度 15%以上の割合の年次推移】



資料：平塚市5歳児肥満度調査

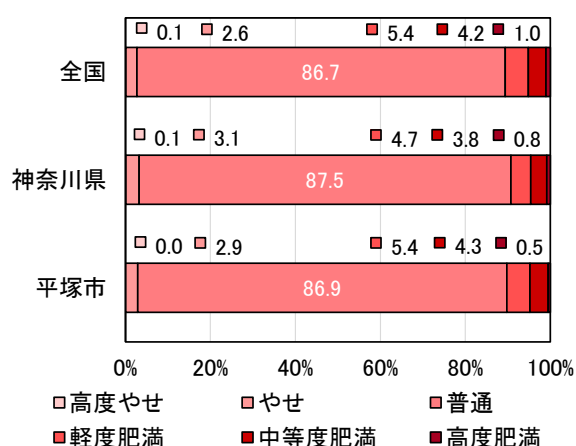
②学童期・思春期の肥満とやせ

本市の肥満傾向児（軽度肥満以上）の割合は、全国、県と同様に小学校5年生、中学校2年生の男女ともに増加しています。特に、小学校5年生の男子の割合が急増しています。痩身傾向児（やせ）の割合は、小学校5年生女子及び中学校2年生女子で減少しています。

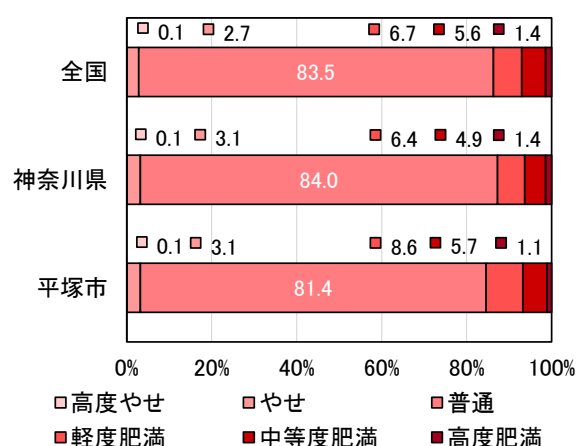
肥満傾向児の割合が増えたことにより、肥満度が普通の割合が減少していますが、これは令和2年～令和5年まで続いた新型コロナウイルス感染症による外出制限等の影響が要因の一つと考えられます。

引き続き、幼児期からの生活習慣病対策に力を入れるとともに、学童期や思春期以降も、適切な生活習慣を心掛けるよう取り組む必要があります。

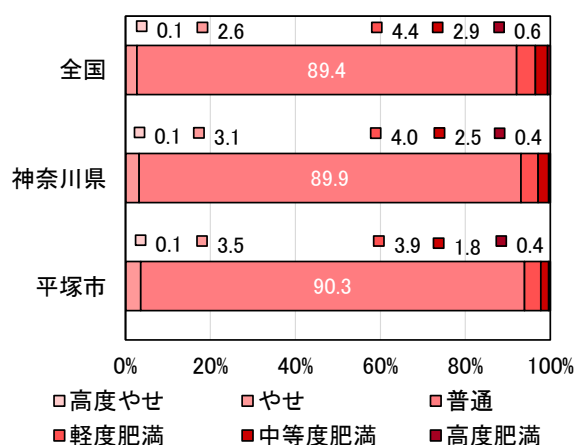
【小学校5年生男子（平成30年度）】



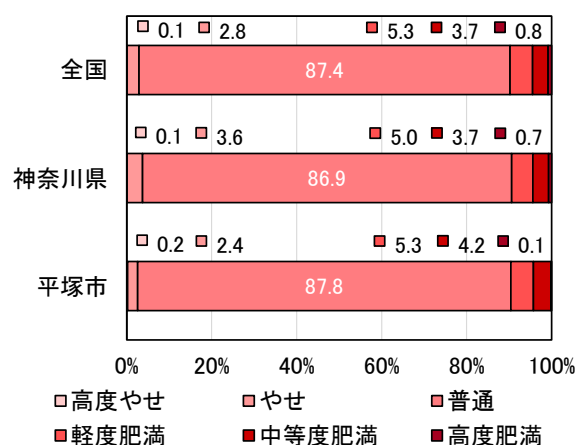
【小学校5年生男子（令和5年度）】



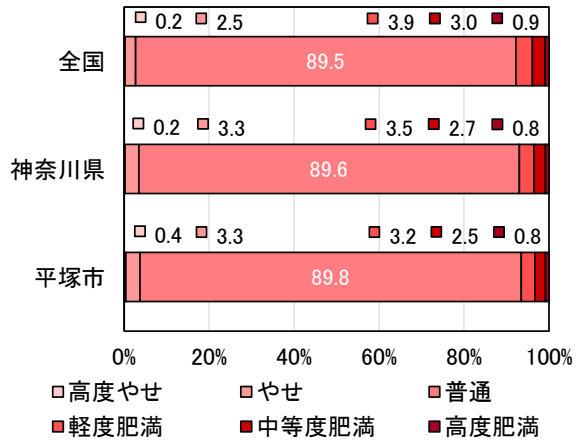
【小学校5年生女子（平成30年度）】



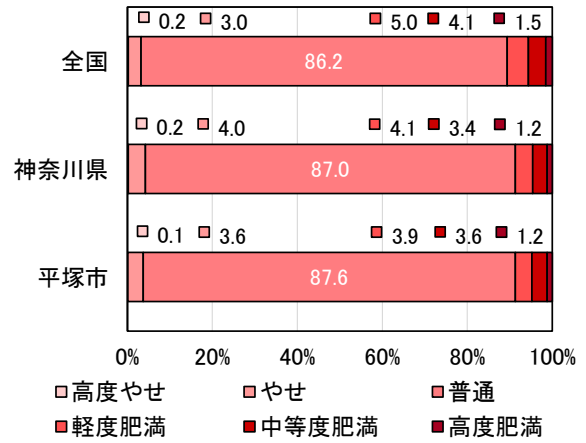
【小学校5年生女子（令和5年度）】



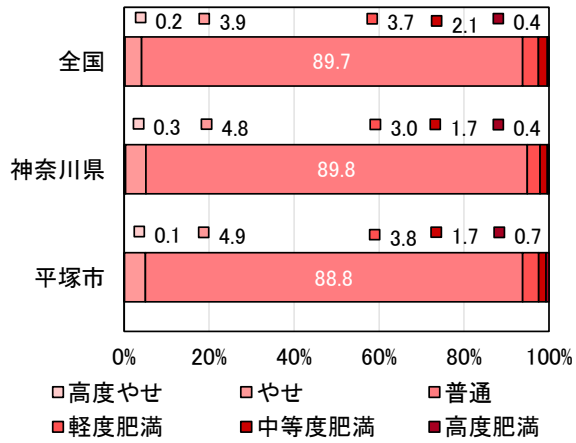
【中学校2年生男子（平成30年度）】



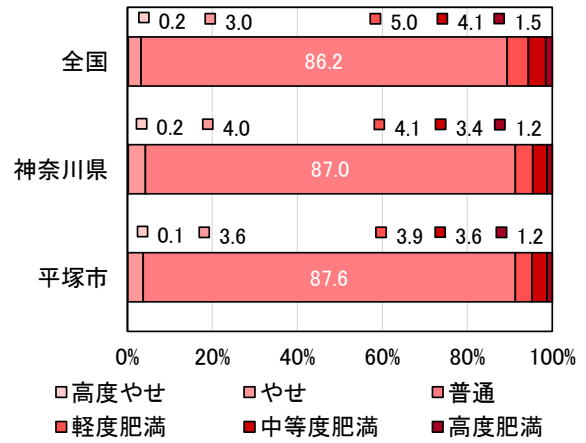
【中学校2年生男子（令和5年度）】



【中学校2年生女子（平成30年度）】



【中学校2年生女子（令和5年度）】



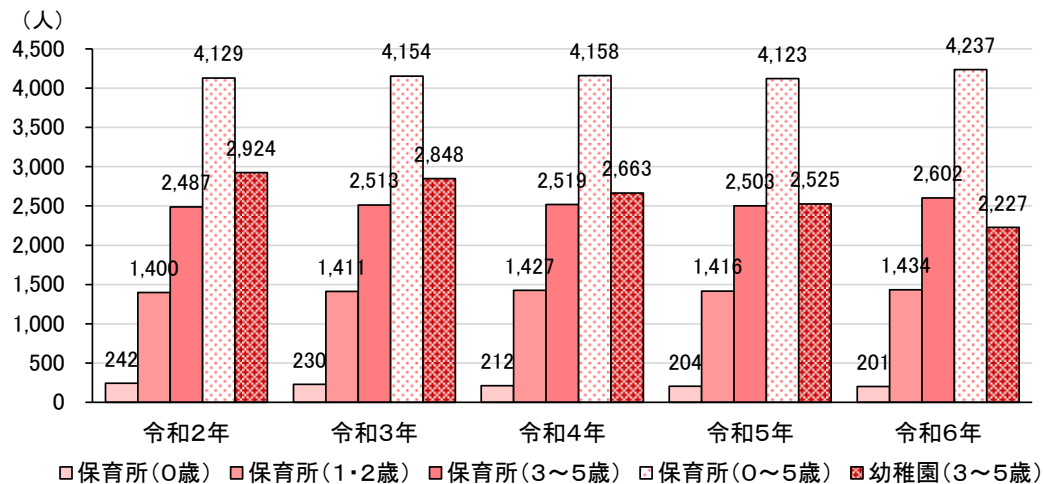
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3 児童の状況と課題

(1) 保育所・幼稚園の在籍状況

保育所の0歳児と幼稚園の3～5歳児の在籍は減少傾向にありますが、保育所の1歳児以上の利用は増加傾向にあります。申込状況を考慮し、施設整備等の検討が必要です。

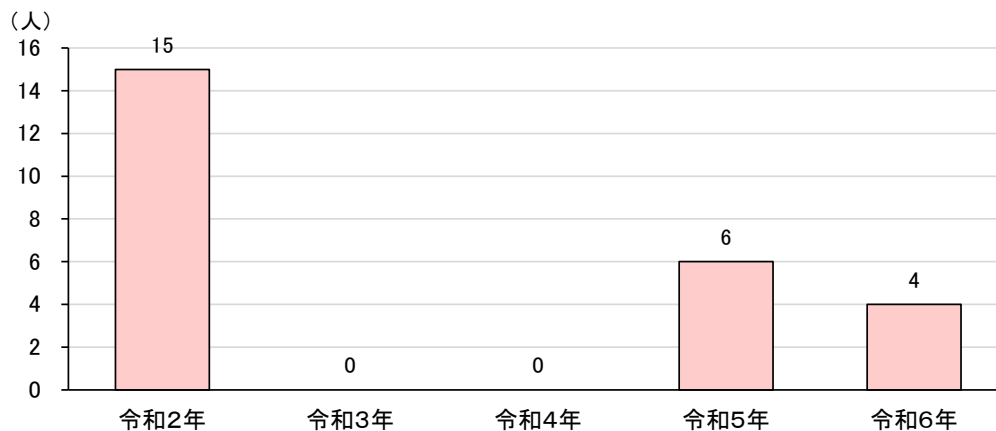
【保育所・幼稚園の在籍状況】



(2) 待機児童の状況

本市の待機児童数は、令和3年、4年と2年連続0人でしたが、保育需要の高まりにより、令和5年以降は待機児童が発生している状況です。引き続き、待機児童ゼロに向けた取組が必要です。

【待機児童数の推移】

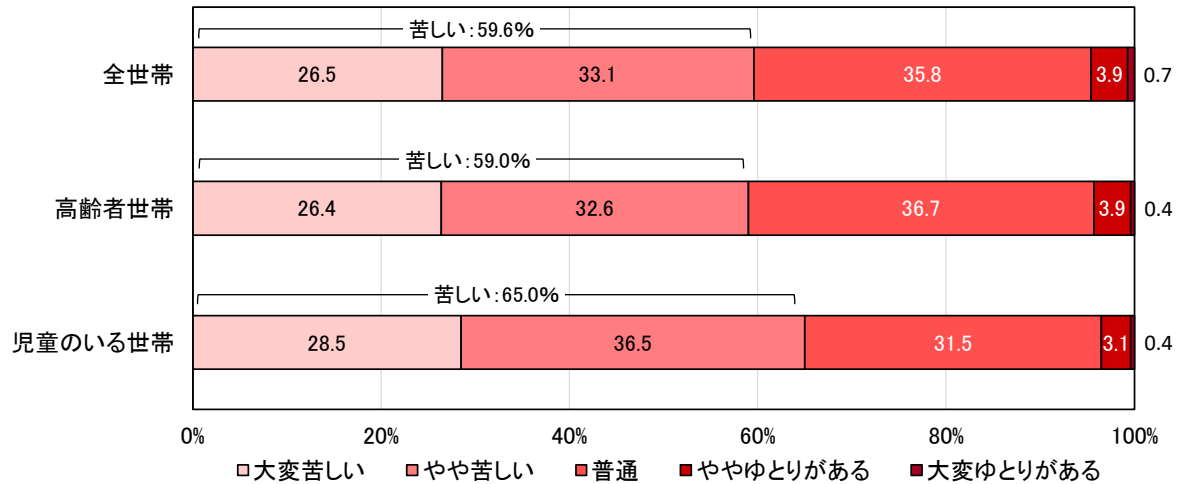


(3) 貧困の状況

①生活意識の状況

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は「児童のいる世帯」が65.0%と最も高くなっています。

【生活意識の状況】



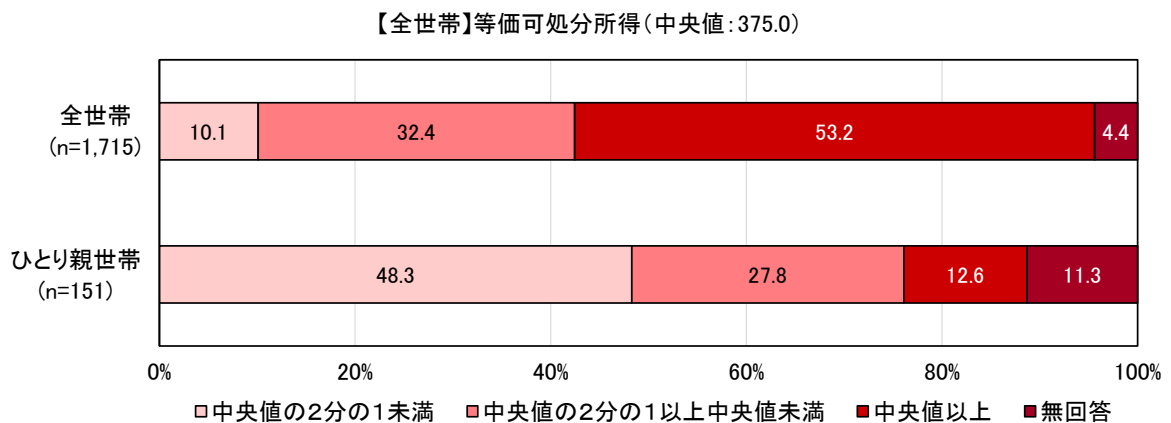
資料：令和5年国民生活基礎調査

②ひとり親世帯の状況

等価可処分所得（神奈川県全体の中央値375万円）の「中央値の2分の1未満」は全世帯では1割ですが、ひとり親世帯では、5割弱と高くなっています。

なお、等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯員の生活水準を表すよう調整したものです。

【ひとり親世帯の状況】



資料：神奈川県 令和5年度子どもの生活状況調査

本市のひとり親世帯の状況ですが、「平塚市の人口に対する児童扶養手当受給者」は、県内では7番目、湘南地区では最も高くなっています。子どもの貧困は様々な要因が絡み合っているため、相談体制やひとり親世帯に対する経済的な支援と自立支援が必要です。

自治体名	児扶受給資格者	人口	児扶/人口割合	順位
横須賀市	3,205	379,803	0.84%	1
綾瀬市	657	83,333	0.79%	2
厚木市	1,719	224,095	0.77%	3
大和市	1,804	242,680	0.74%	4
小田原市	1,376	187,347	0.73%	5
南足柄市	289	40,190	0.72%	6
平塚市	1,850	257,713	0.72%	7
秦野市	1,117	161,652	0.69%	8
茅ヶ崎市	1,508	244,091	0.62%	9
三浦市	243	40,943	0.59%	10
座間市	768	132,182	0.58%	11
藤沢市	2,551	443,451	0.58%	12
海老名市	764	139,387	0.55%	13
伊勢原市	554	101,360	0.55%	14
逗子市	309	56,609	0.55%	15
鎌倉市	587	172,428	0.34%	16

資料：令和4年度 神奈川県福祉統計資料から抜粋

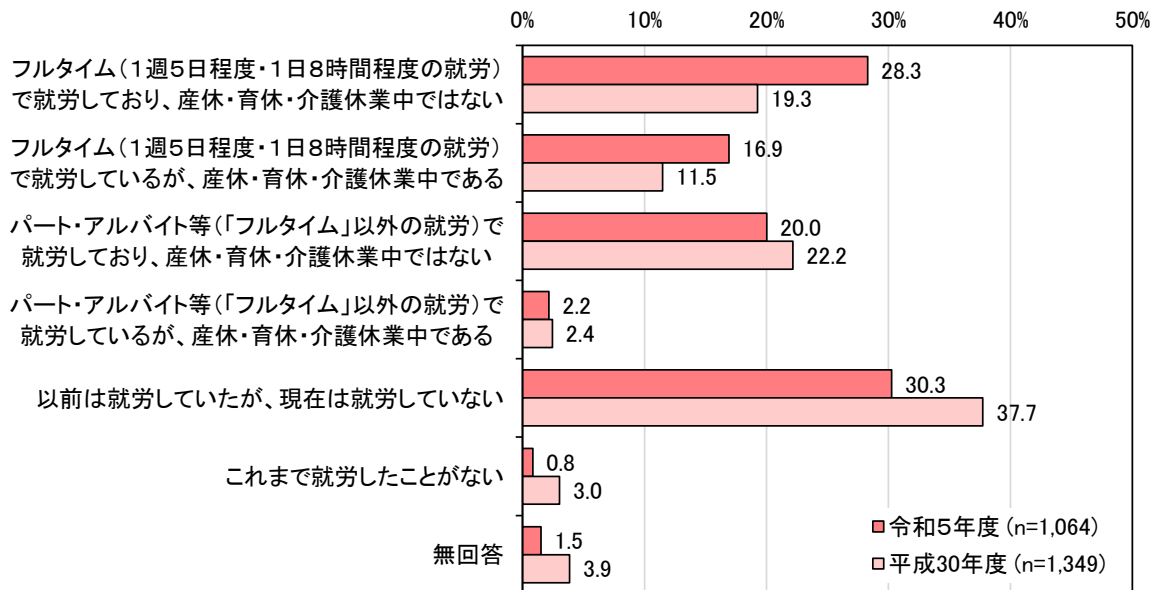
4 アンケートから見られる現状と課題

(1) お子さんと保護者の状況について

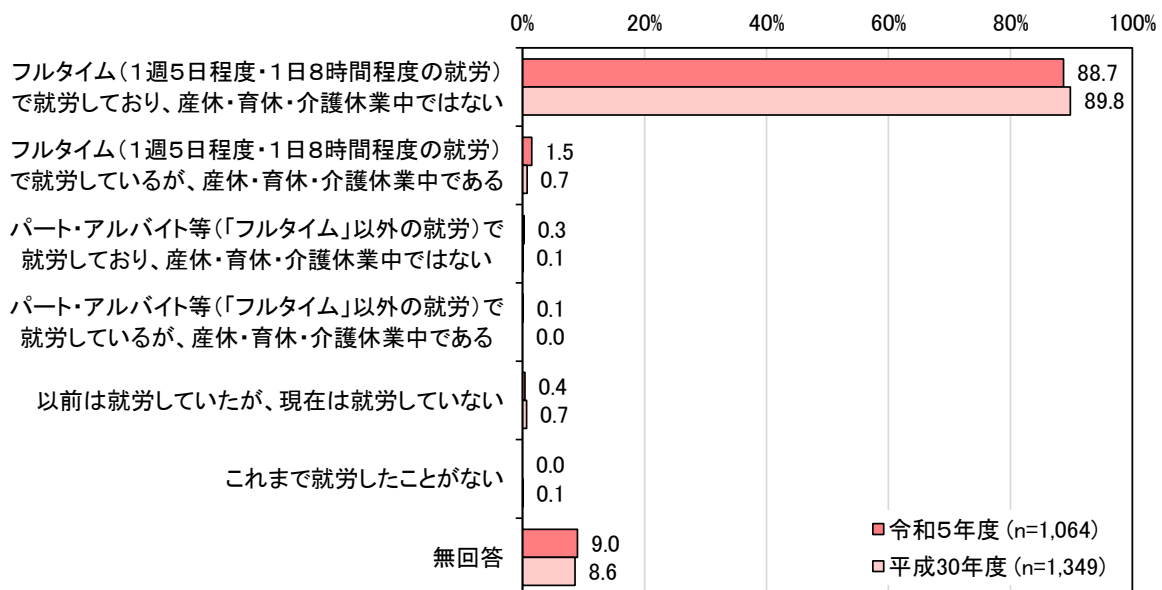
母親と父親の就労状況

前回調査と比較すると、父親は大きな差は見られませんが、母親は「フルタイムで就労している」割合が大幅に増加しています。

【母親の就労状況（子育て支援に関するアンケート調査）】



【父親の就労状況（子育て支援に関するアンケート調査）】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

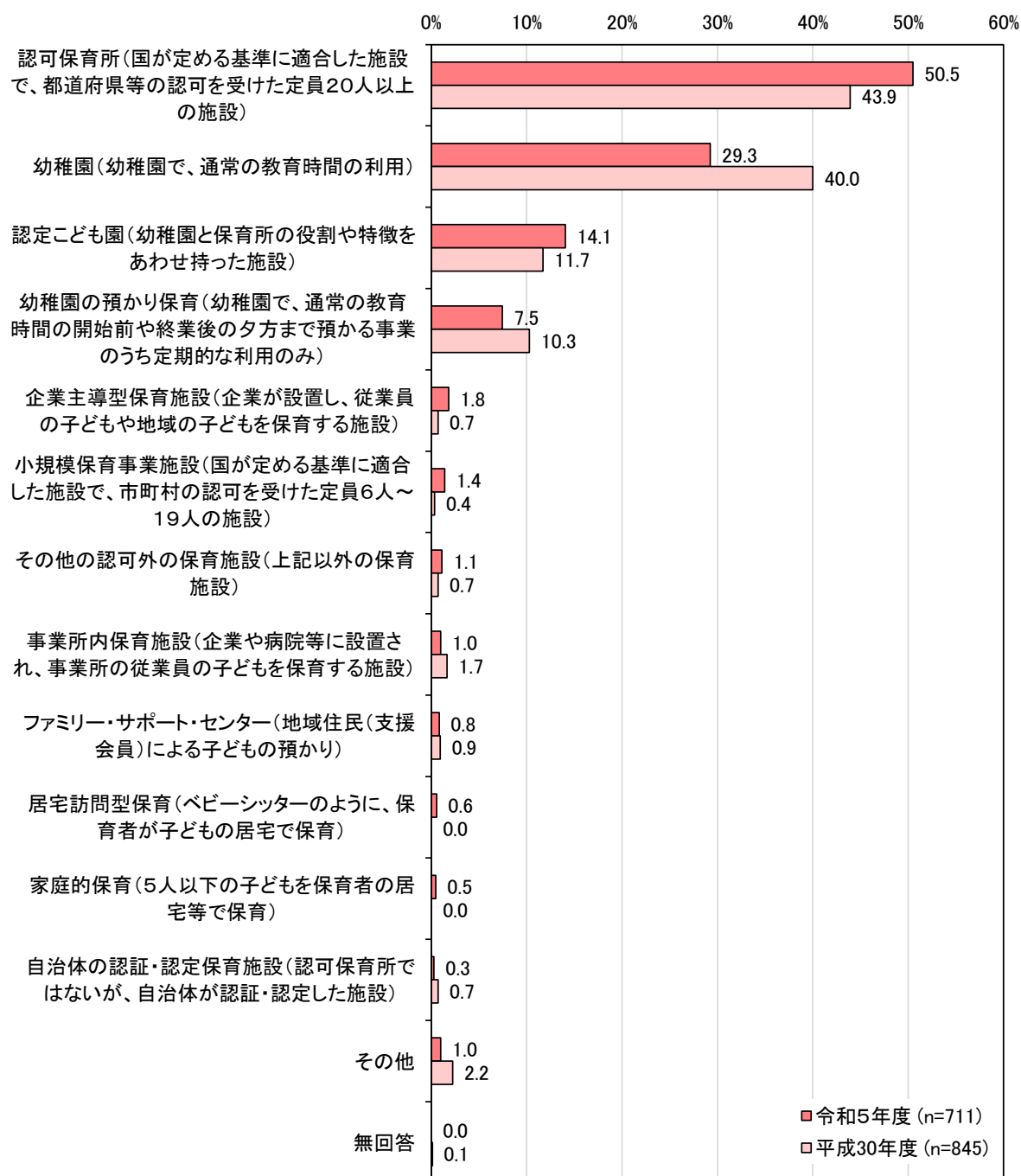
①平日利用している教育・保育事業

幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で66.8%（711件／1,064件）となっています。

認可保育所、幼稚園、認定こども園の利用が高いことから、これらの施設の需要が高くなっています。

前回調査と比較すると、認可保育所、認定こども園が増加し、幼稚園、幼稚園の預かり保育が減少しています。

【平日利用している教育・保育事業（子育て支援に関するアンケート調査）】



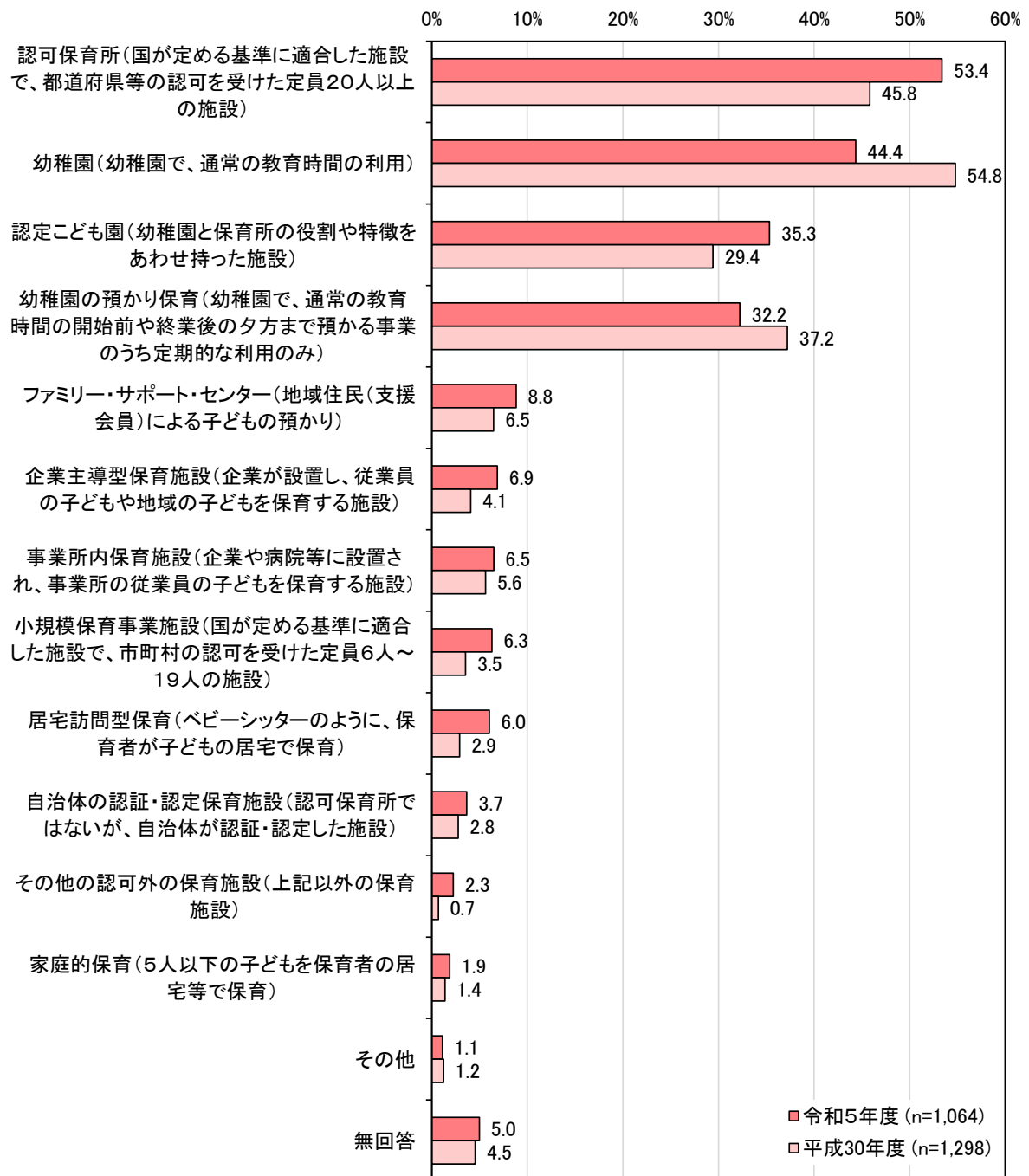
②平日利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」の順となっています。

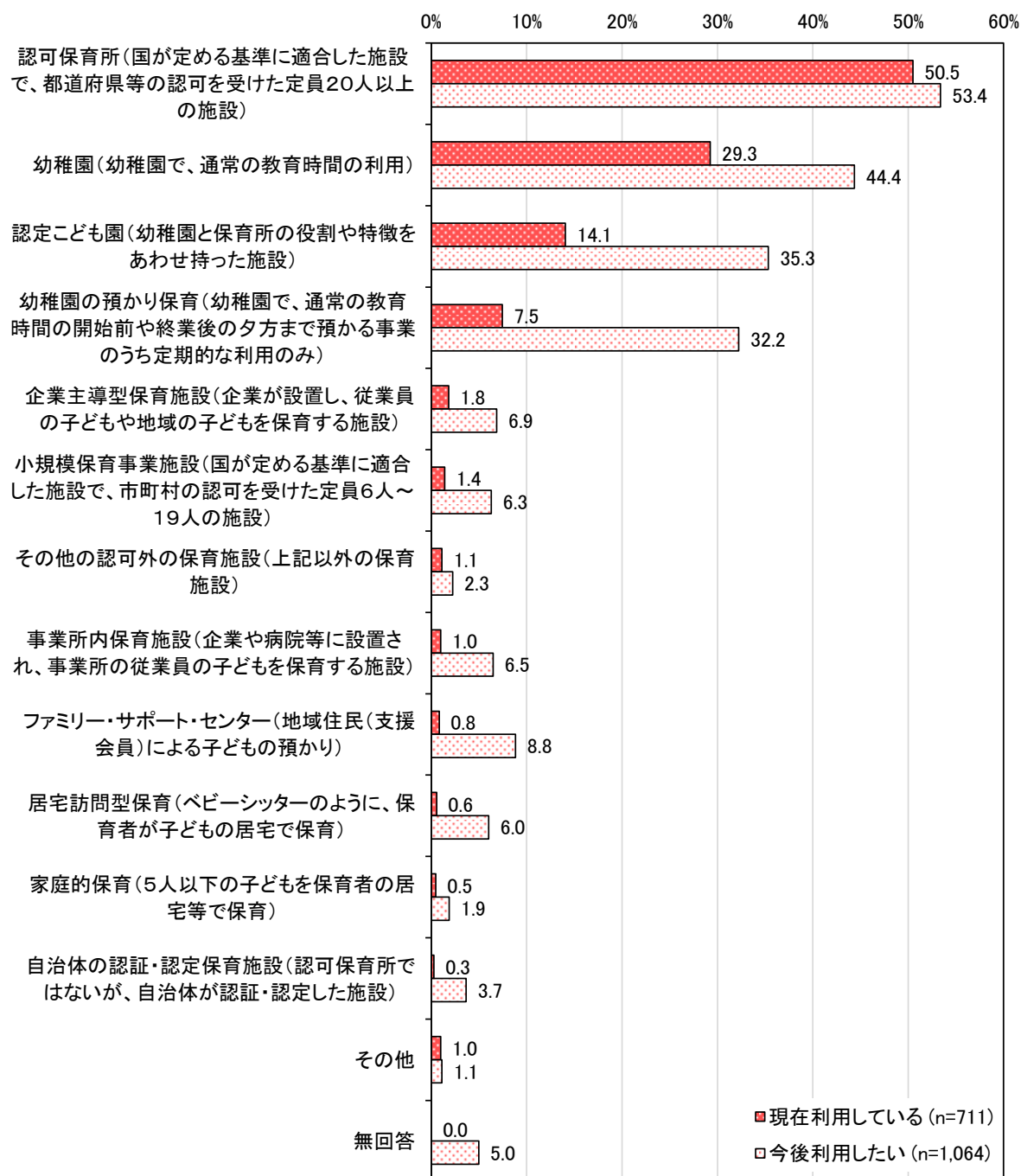
前回調査と比較すると、認可保育所、認定こども園が増加し、幼稚園、幼稚園の預かり保育が減少しています。

現在の利用状況と今後の利用希望を比較すると、幼稚園、認定こども園、幼稚園の預かり保育において、実際の利用状況と今後の利用希望の差が大きくなっています。

【平日利用したい教育・保育事業（子育て支援に関するアンケート調査）】



【現在利用している事業と今後利用したい事業比較（子育て支援に関するアンケート調査）】



(1)の結果から保育の利用希望の高まりが予測され、(2)①②の結果から、教育・保育事業について、保育所と認定こども園の利用希望が高いことが分かります。教育・保育事業の利用希望に沿って教育・保育施設を充実させる必要があります。

(3) 一時預かり等の短時間サービスについて

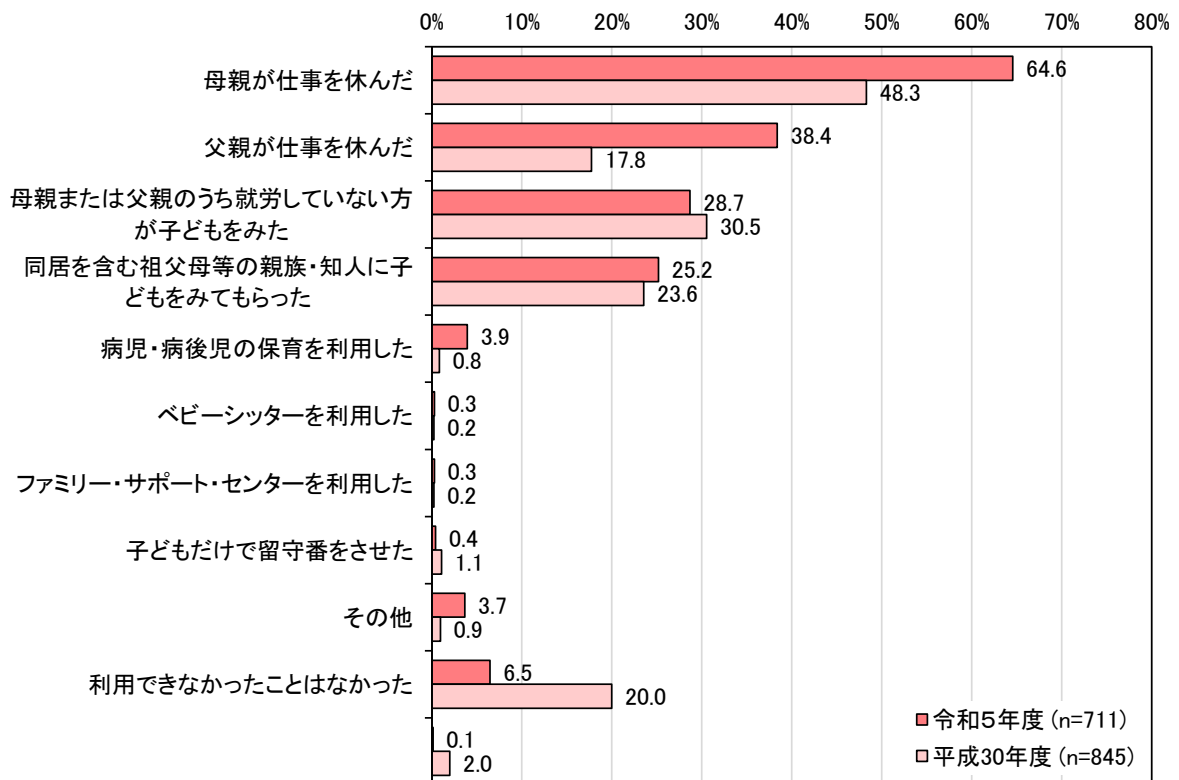
①病気やけがで普段利用している事業が利用できなかった時の対処方法

1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがある人は、9割以上となっています。

対処方法としては「母親が仕事を休んだ」の割合が高く、続いて「父親が仕事を休んだ」の割合が高くなっています。祖父母等の親族や知人にみてもらったとの回答もあり、子育てには周りの理解と協力が必要です。

前回調査と比較すると、母親や父親が仕事を休んだケースが増加しています。「利用できなかったことはなかった」という回答は減少していることから、子育て支援事業を活用できるよう周知等が必要です。

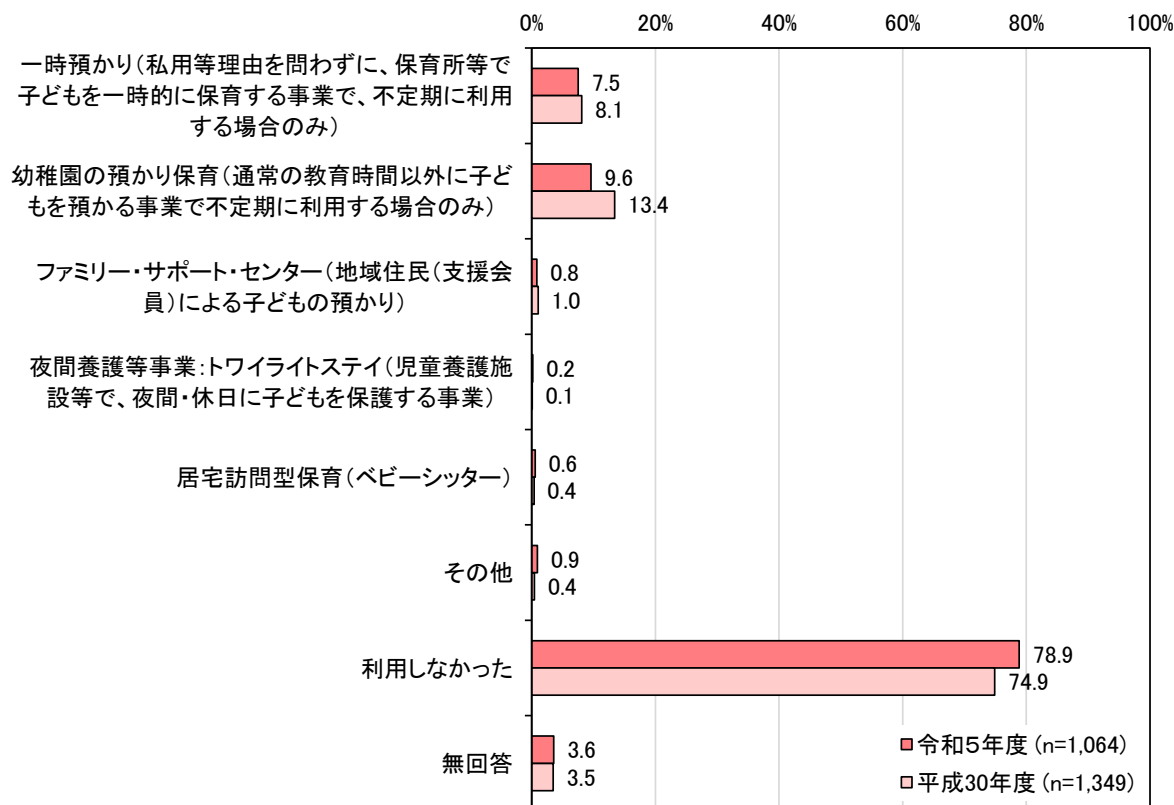
【通常の事業が利用できなかった時の対処方法（子育て支援に関するアンケート調査）】



②不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

7割以上が利用した事業はないと回答しています。一方で、一時預かり事業等の利用もあることから、不定期的に利用できる事業も必要です。

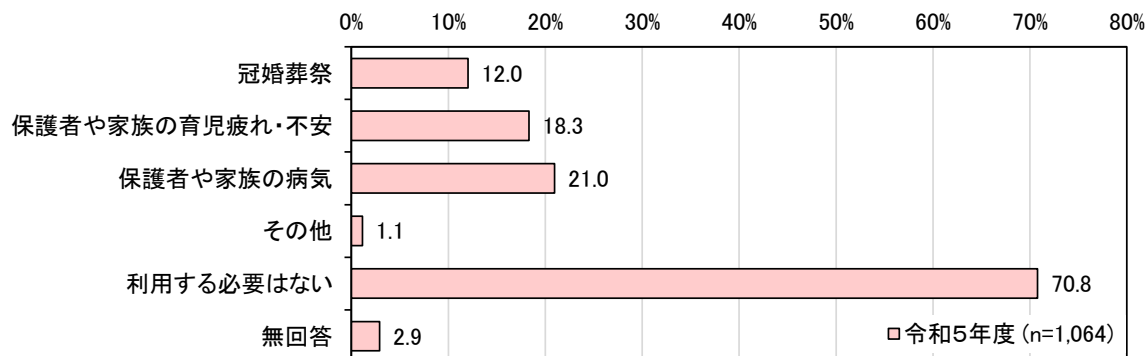
【不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用（子育て支援に関するアンケート調査）】



③短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望（利用目的）

短期入所生活援助事業の利用希望について、約7割が「利用する必要はない」と回答していますが、保護者や家族の病気の際等、一定の利用ニーズがあるため、事業の検討が必要です。

【短期入所生活援助事業(ショートステイ)の利用希望(利用目的)(子育て支援に関するアンケート調査)】



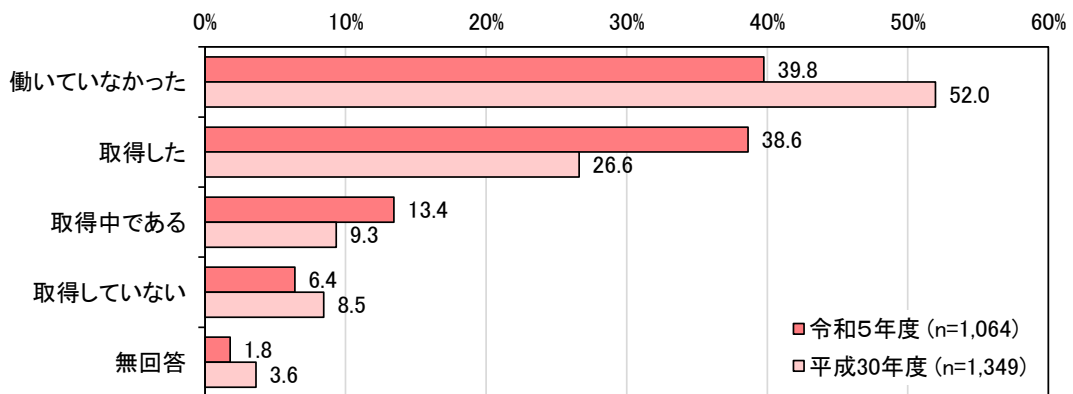
(4) 育児休業の取得について

①育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

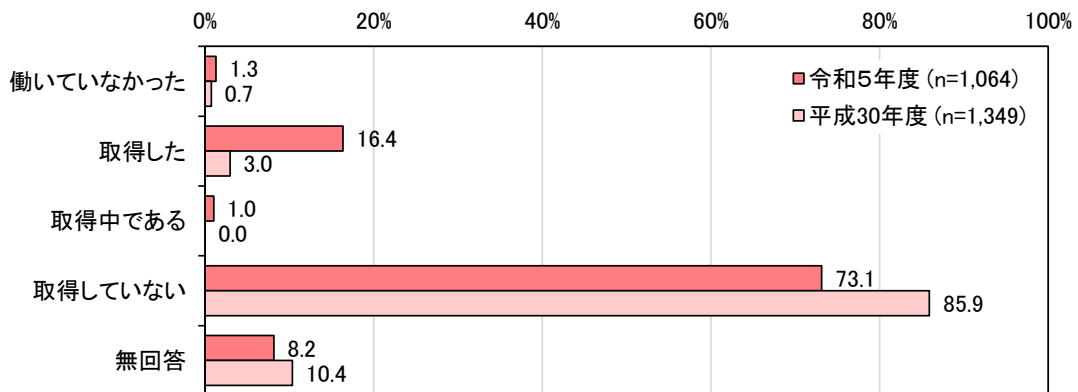
育児休業の取得状況について、母親は「働いていなかった」、父親は「取得していない」という回答の割合がそれぞれ高くなっています。

前回調査と比較すると、母親は「働いていなかった」の割合が減少しています。母親と父親ともに「取得した」の割合が増加しており、引き続き育児休業の取得等、職場の意識改革への取組が必要です。

【母親の育児休業の取得状況（子育て支援に関するアンケート調査）】



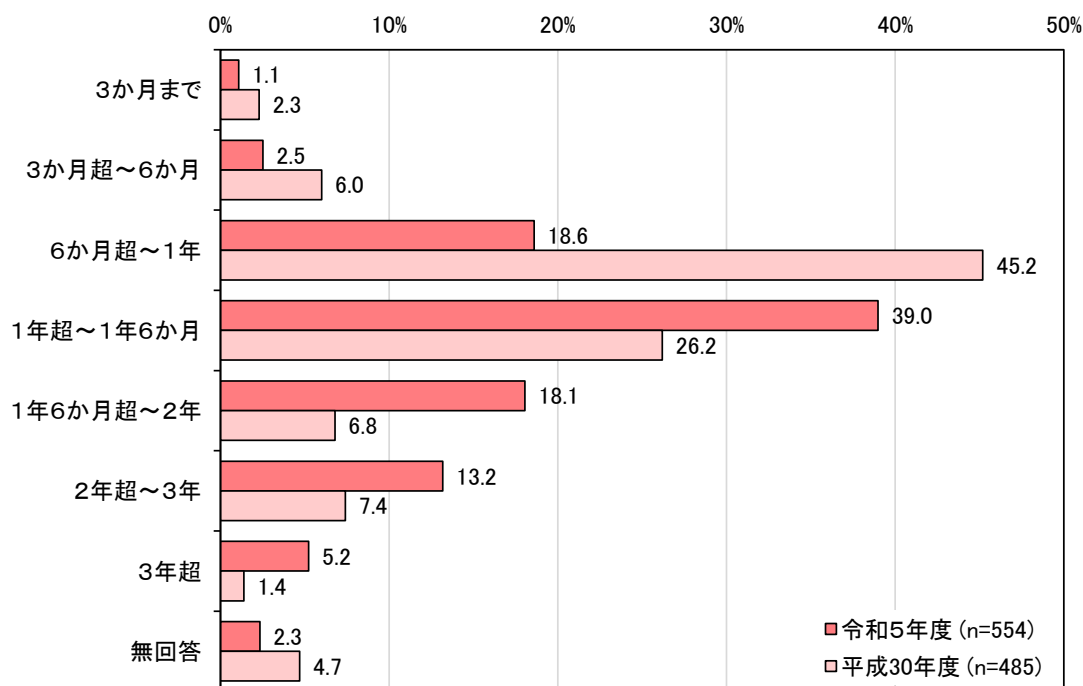
【父親の育児休業の取得状況（子育て支援に関するアンケート調査）】



育児休業の取得（予定）日数は、母親は「1年超～1年6か月」、次いで「6か月超～1年」の回答が多く、保育所1歳児クラスの入所希望が多いことが推測されます。父親は「3か月まで」の回答が多くなっています。

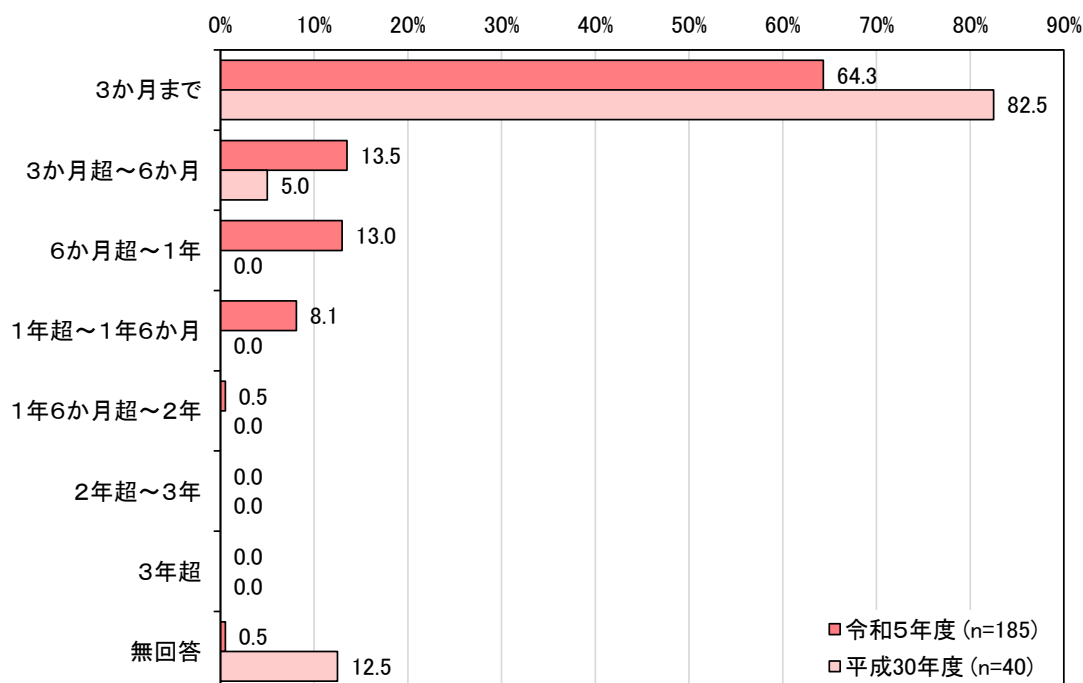
前回調査と比較すると、母親、父親ともに取得日数が長くなっていますが、子育て中の母親、父親がともに子育てと仕事の両立が図れるよう取組が必要です。

【母親の育児休業の取得（予定）日数（子育て支援に関するアンケート調査）】



対象となる回答：育児休業を「取得した」、「取得中である」と回答した方

【父親の育児休業の取得（予定）日数（子育て支援に関するアンケート調査）】



対象となる回答：育児休業を「取得した」、「取得中である」と回答した方

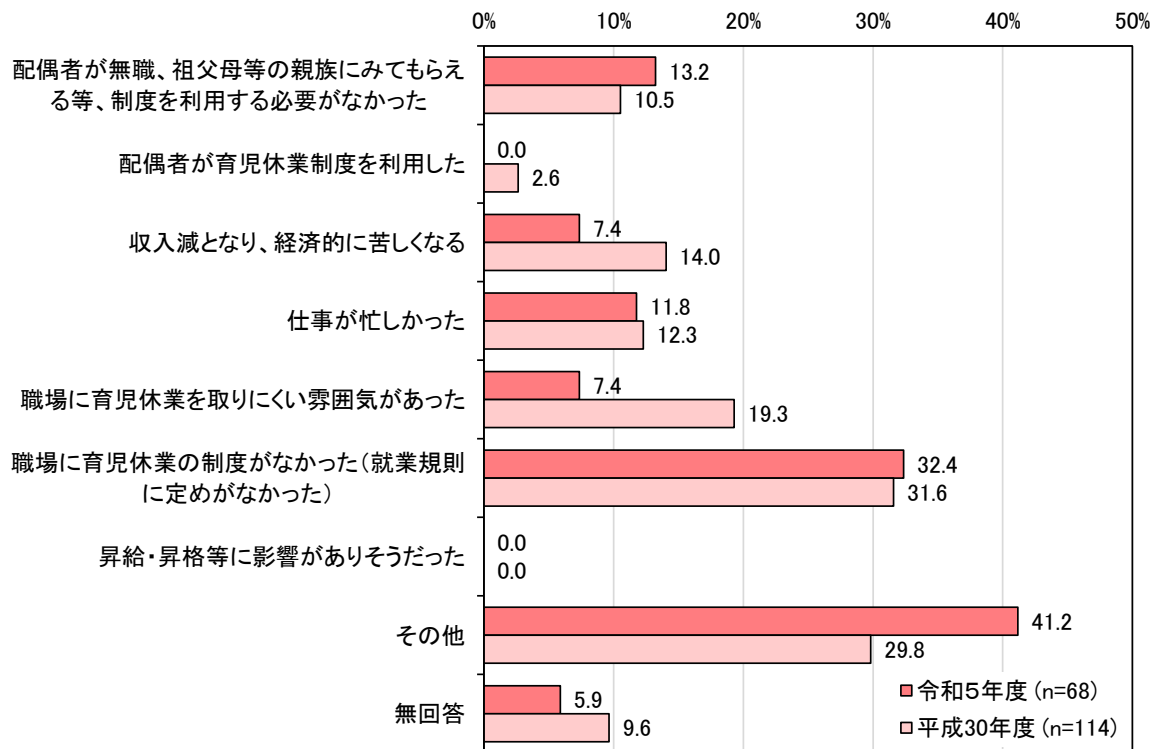
②取得していない理由

育児休業を取得していない方の理由について、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が最も高く、職場環境に課題があるようです。

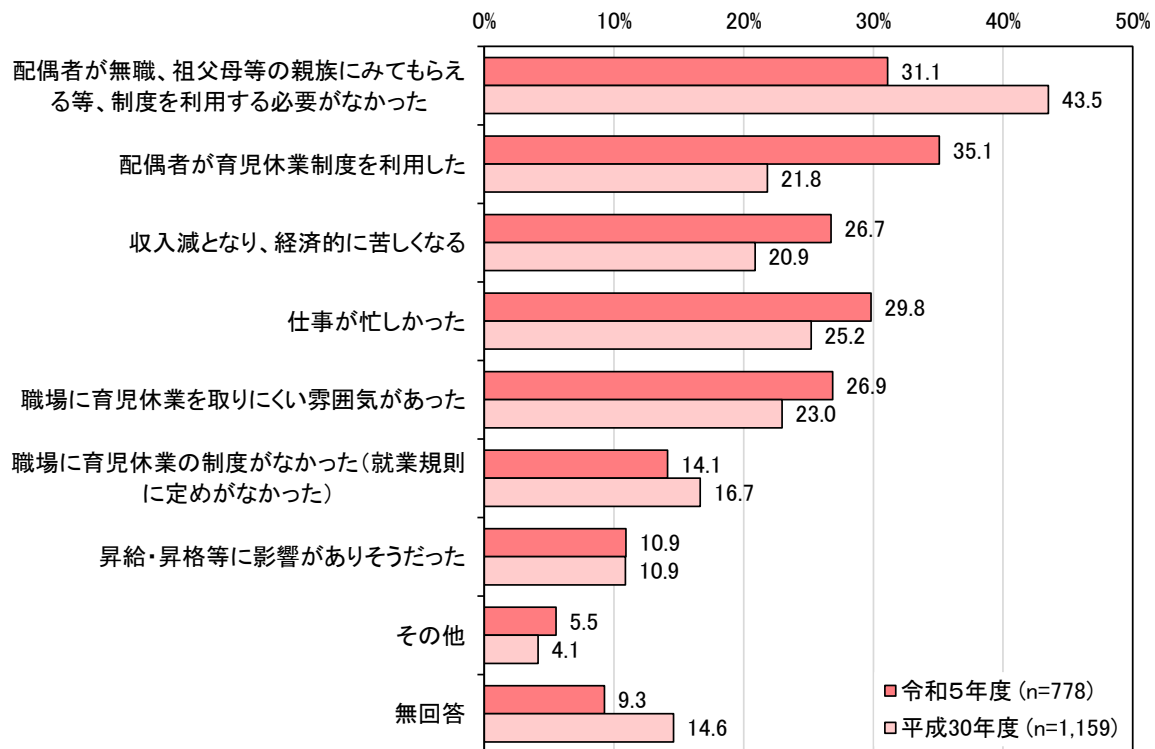
父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」となっており、職場環境を要因とした回答は減少傾向にありますが、依然として父親の育児休業の取得割合は低くなっています。

前回調査と比較すると、母親は「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が減少しています。父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が減少し、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が増加しています。

【母親の育児休業を取得していない理由（子育て支援に関するアンケート調査）】



【父親の育児休業を取得していない理由（子育て支援に関するアンケート調査）】

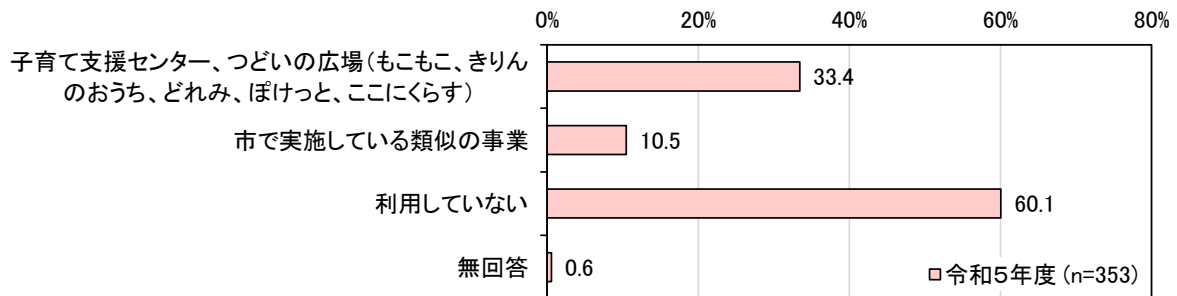


（５）地域の子育て支援事業の利用状況について

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況について、「子育て支援センター、つどいの広場」を利用している人が約３割、「市で実施している類似の事業」が約１割となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（子育て支援に関するアンケート調査）】

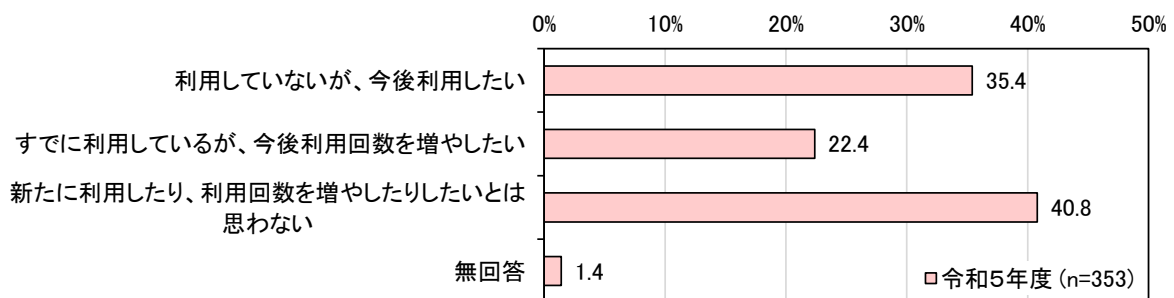


対象となる回答：幼稚園や保育所等を利用していない方

②地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用回数を増やしたりしたいとは思わない」が最も高くなっていますが、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」をあわせると６割以上となっており、利用ニーズが高いことが分かります。

【地域子育て支援拠点事業の利用希望（子育て支援に関するアンケート調査）】



対象となる回答：幼稚園や保育所等を利用していない方

(6) 小学校就学後の放課後（平日）の過ごさせ方について

①低学年（1～3年生）

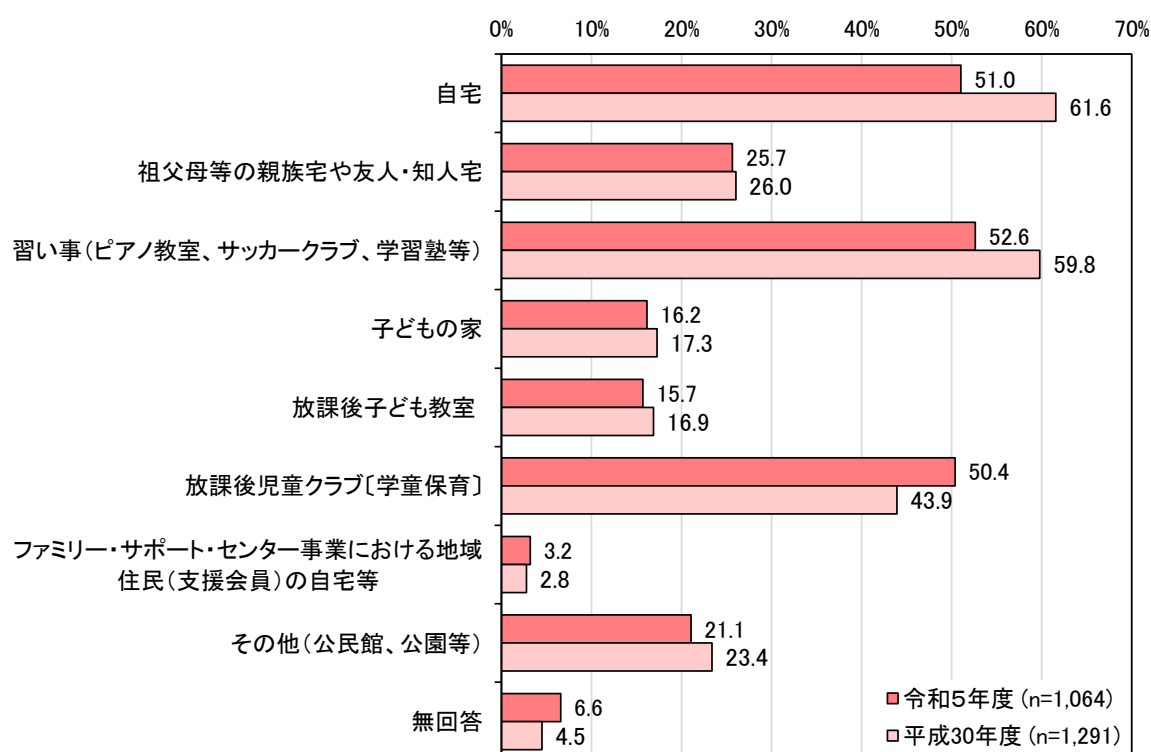
「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」、「自宅」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が高くなっています。

自宅とあるのは、家事や子育てに専念したいと考える保護者の家庭や子どもの下校までには保護者が仕事から帰宅する家庭等が考えられます。

放課後児童クラブの希望は、高学年よりも割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が減少し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。

【小学校就学後（低学年）の放課後の過ごさせ方の希望（子育て支援に関するアンケート調査）】



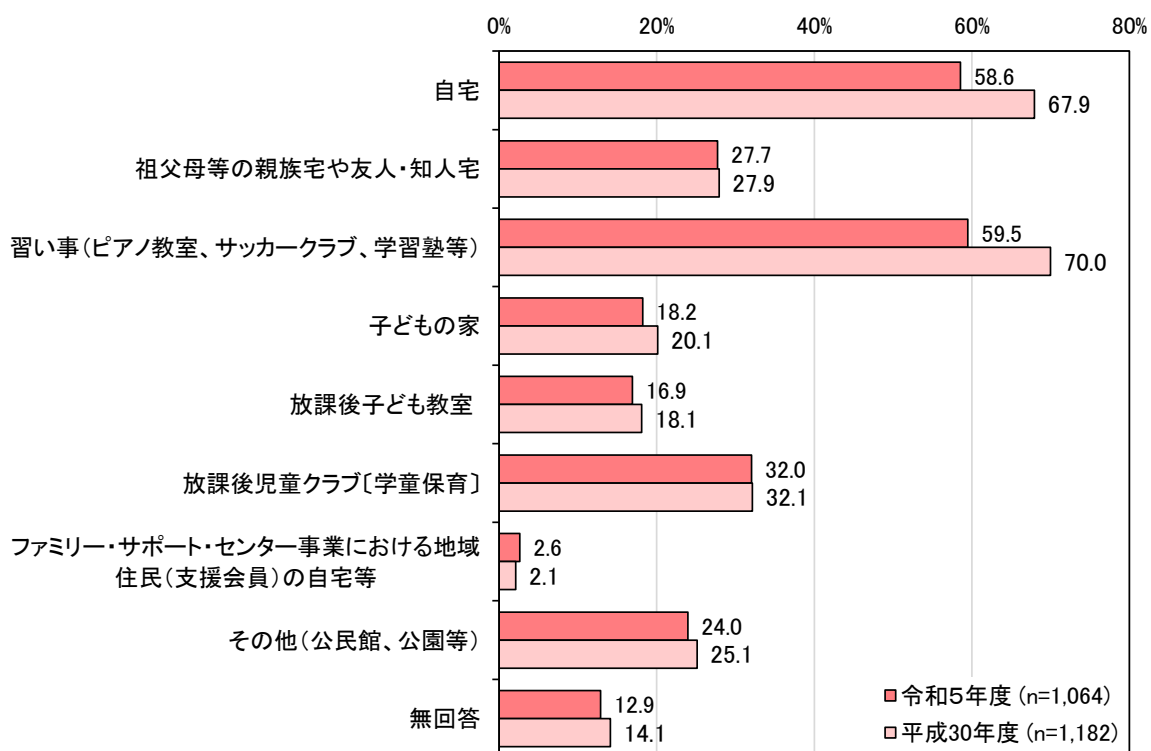
②高学年（4～6年生）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」、「自宅」の割合が高くなっています。

放課後児童クラブとファミリー・サポート・センター事業以外のその他の選択肢も低学年よりも高い割合であり、高学年になると行動範囲の広がりとともに、選択肢の幅も広がるものと考えられます。

前回調査と比較すると、「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が減少しています。

【小学校就学後（高学年）の放課後の過ごさせ方の希望（子育て支援に関するアンケート調査）】

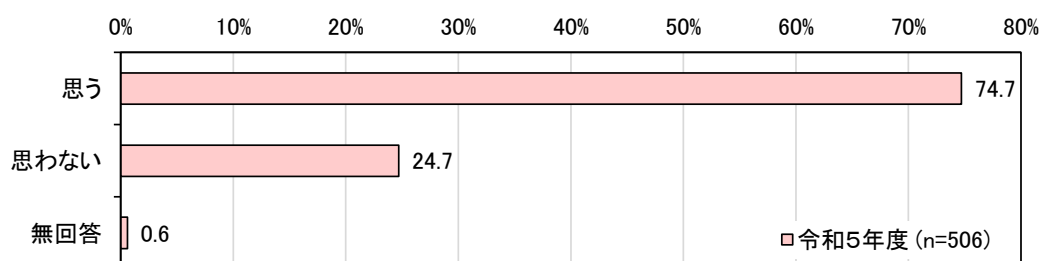


(7) 結婚について

①今後の結婚願望

今後の結婚願望がある人は7割以上となっていますが、結婚願望がない人も4人に1人の割合となっています。

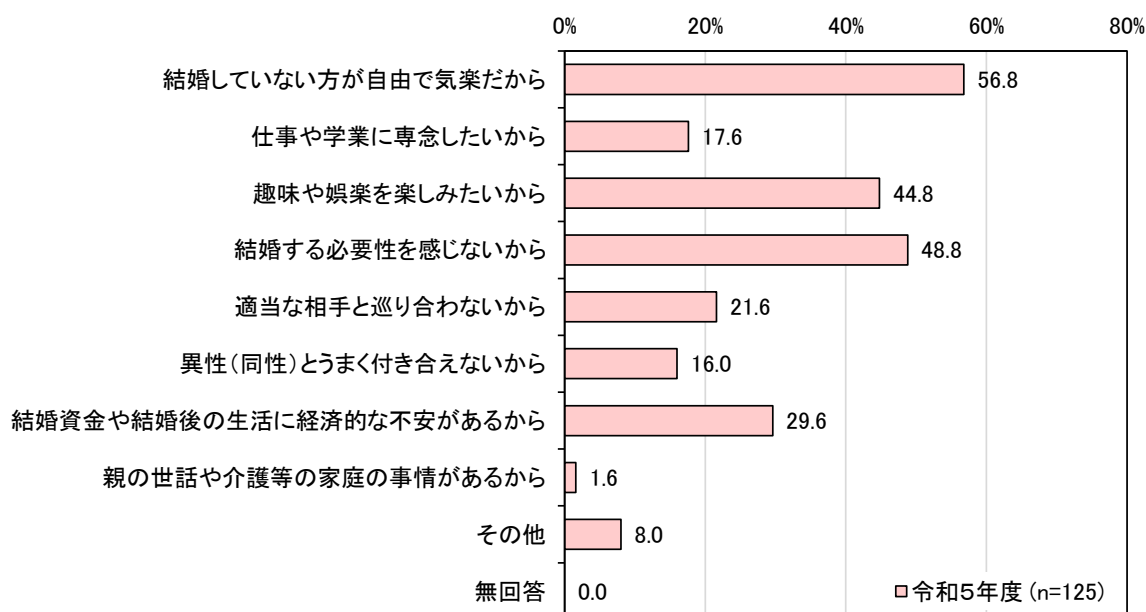
【今後の結婚願望（こども・若者調査）】



②結婚したいと思わない理由

結婚したいと思わない理由について、「結婚していない方が自由で気楽だから」が最も高く、次いで「結婚する必要性を感じないから」、「趣味や娯楽を楽しみたいから」となっています。

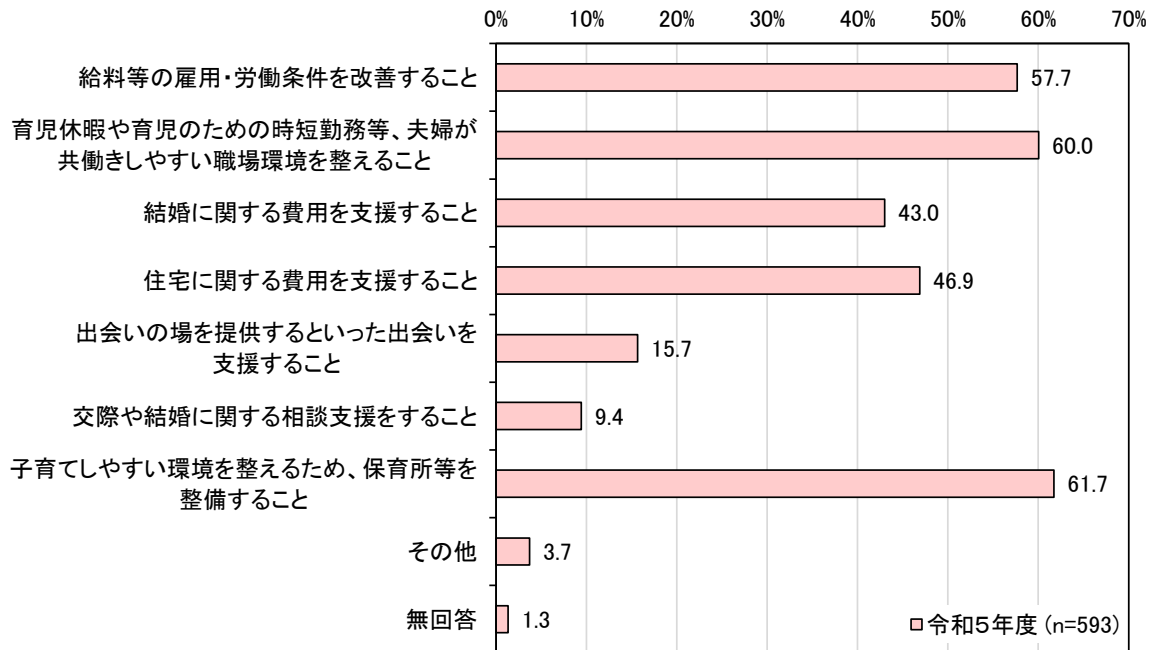
【結婚したいと思わない理由（こども・若者調査）】



③結婚を望む人が結婚できる環境を整えるため必要な取組

結婚を望む人が結婚できる環境を整えるため必要な取組について、「子育てしやすい環境を整えるため、保育所等を整備すること」が最も高く、次いで「育児休暇や育児のための時短勤務等、夫婦が共働きしやすい職場環境を整えること」、「給料等の雇用・労働条件を改善すること」となっています。

【結婚を望む人が結婚できる環境を整えるため必要な取組（こども・若者調査）】



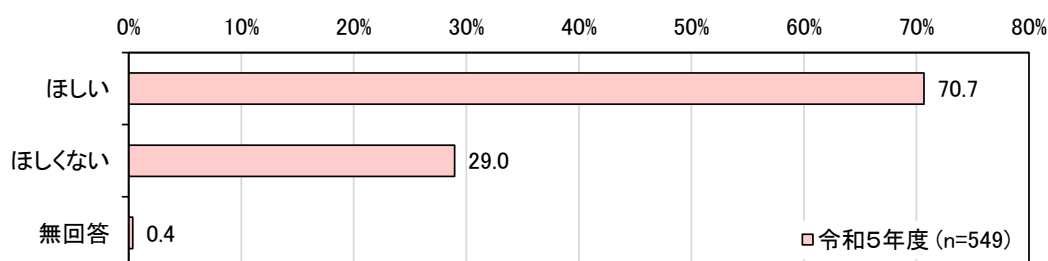
①②③の結果から、7割以上の人に結婚願望があります。結婚できる環境を整えるために、子育て環境の充実、共働きしやすい職場環境の整備、経済的支援への取組が必要です。

(8) 子どもを授かることについて

①子どもが欲しいという希望の有無

子どもが欲しいという希望の有無について、「ほしい」が約7割となっており、「ほしくない」は約3割となっています。

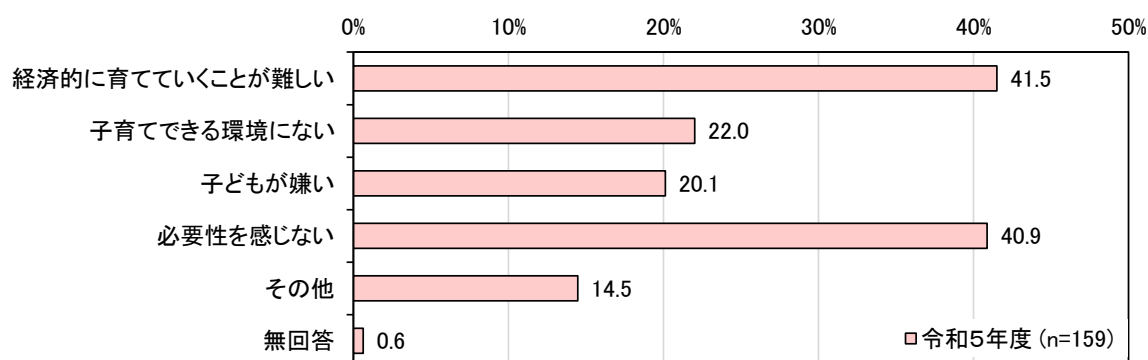
【子どもが欲しいという希望の有無（こども・若者調査）】



②子どもが欲しいと思わない理由

子どもが欲しいと思わない理由について、「経済的に育てていくことが難しい」、「必要性を感じない」が4割以上と高くなっています。

【子どもが欲しいと思わない理由（こども・若者調査）】



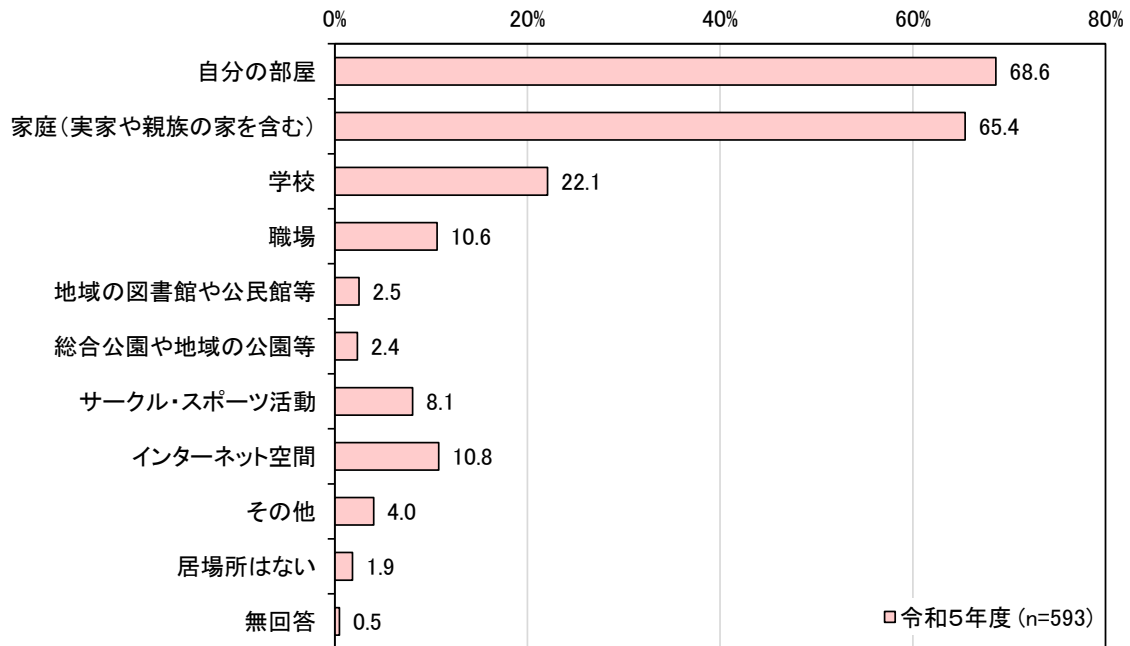
①②の結果から、7割以上の方が子どもが欲しいと回答する一方で、経済的な理由や価値観の多様化により、子どもが欲しいと思わないと回答した人がいました。子育て環境の充実とともに、経済的支援が必要です。

(9) 生活・居場所について

①自分の居場所だと思う場所

自分の居場所だと思う場所について、「自分の部屋」、「家庭（実家や親族の家を含む）」が6割以上と高くなっています。また、「居場所はない」という割合は1.9%と、一定数いることが分かります。

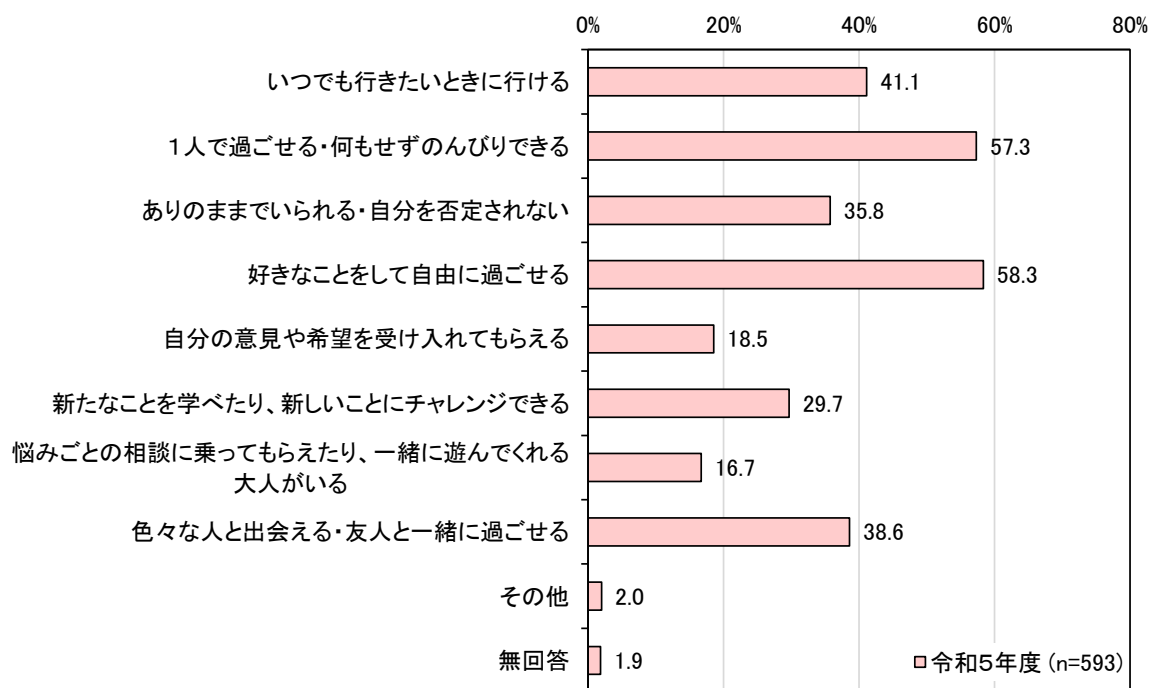
【自分の居場所だと思う場所（こども・若者調査）】



②家庭・学校・職場以外で、あればいてみたい場所

家庭・学校・職場以外で、あればいてみたい場所について、「好きなことをして自由に過ごせる」、「1人で過ごせる・何もせずのんびりできる」が5割以上と高くなっています。

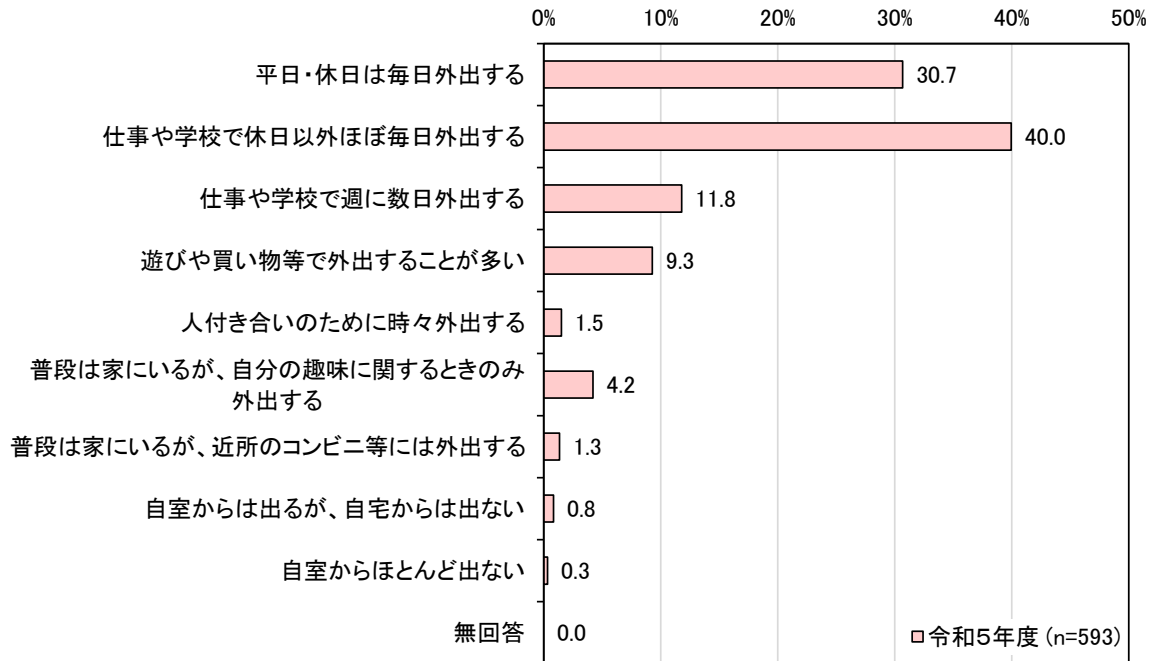
【家庭・学校・職場以外で、あればいてみたい場所（こども・若者調査）】



③外出の頻度

外出の頻度について、「仕事や学校で休日以外ほぼ毎日外出する」、「平日・休日は毎日外出する」の割合が高く、合計すると約7割となっています。なお、「自室からは出るが、自宅からは出ない」と「自室からほとんど出ない」を合わせた『自宅から出ない』の割合は1.1%となっています。

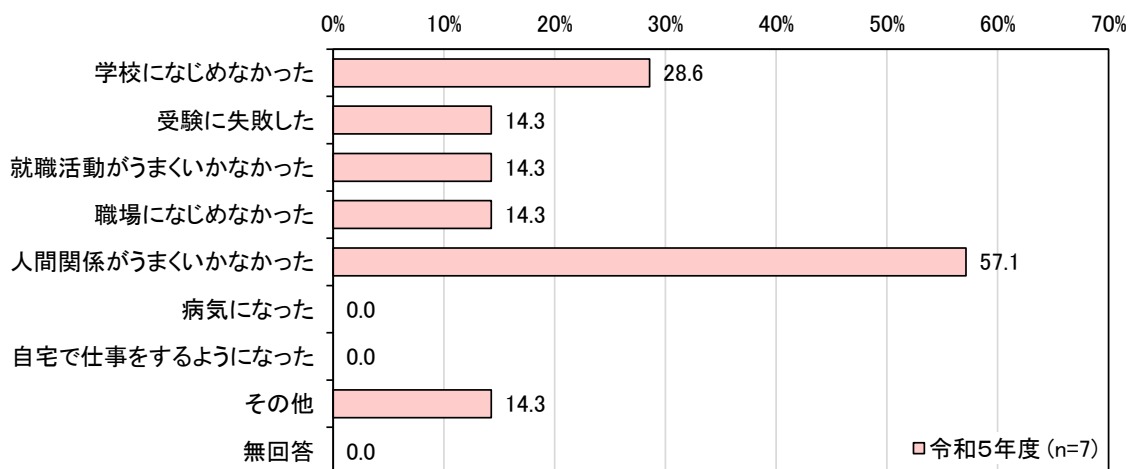
【外出の頻度（こども・若者調査）】



④自宅から出ない状況になったきっかけ

自宅から出ない状況になったきっかけについて、「人間関係がうまくいかなかった」が57.1%で最も高くなっています。

【自宅から出ない状況になったきっかけ（こども・若者調査）】



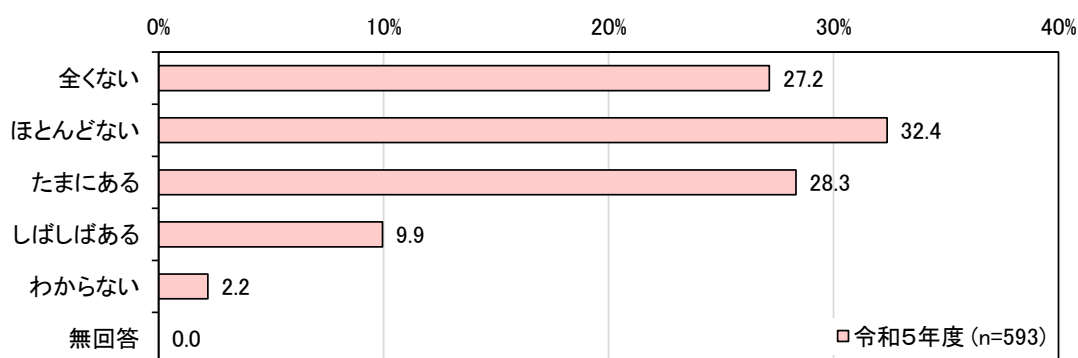
①②③④の結果から、自分の居場所だと思う場所について、自分の部屋、家庭と回答する人が多くいる一方で、居場所がないと回答する人もいました。相談機能の充実とともに、子どもの居場所の充実が必要です。

(10) 子ども・若者自身が感じていることについて

①孤独であると感じることの有無

孤独であると感じることの有無について、「ほとんどない」が3割以上と最も高くなっています。なお、「たまにある」と「しばしばある」を合わせた『ある』の割合は38.2%となっています。

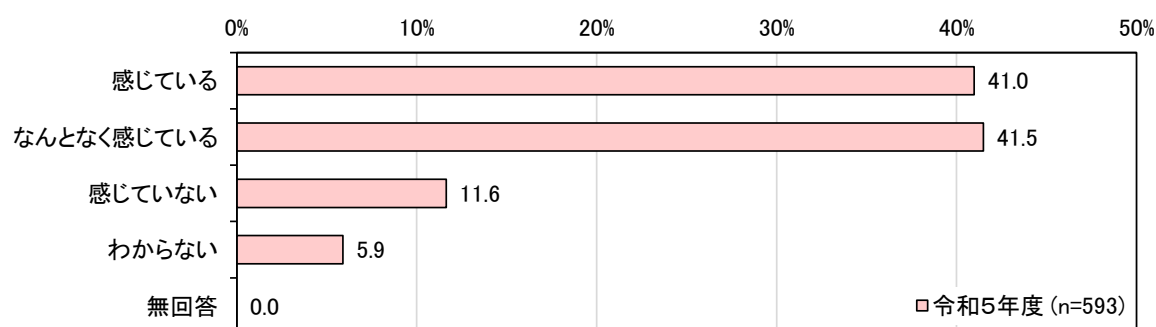
【孤独であると感じることの有無（こども・若者調査）】



②将来への不安の有無

将来への不安の有無について、「感じている」と「なんとなく感じている」を合わせた『不安あり』の割合は82.5%と高くなっています。

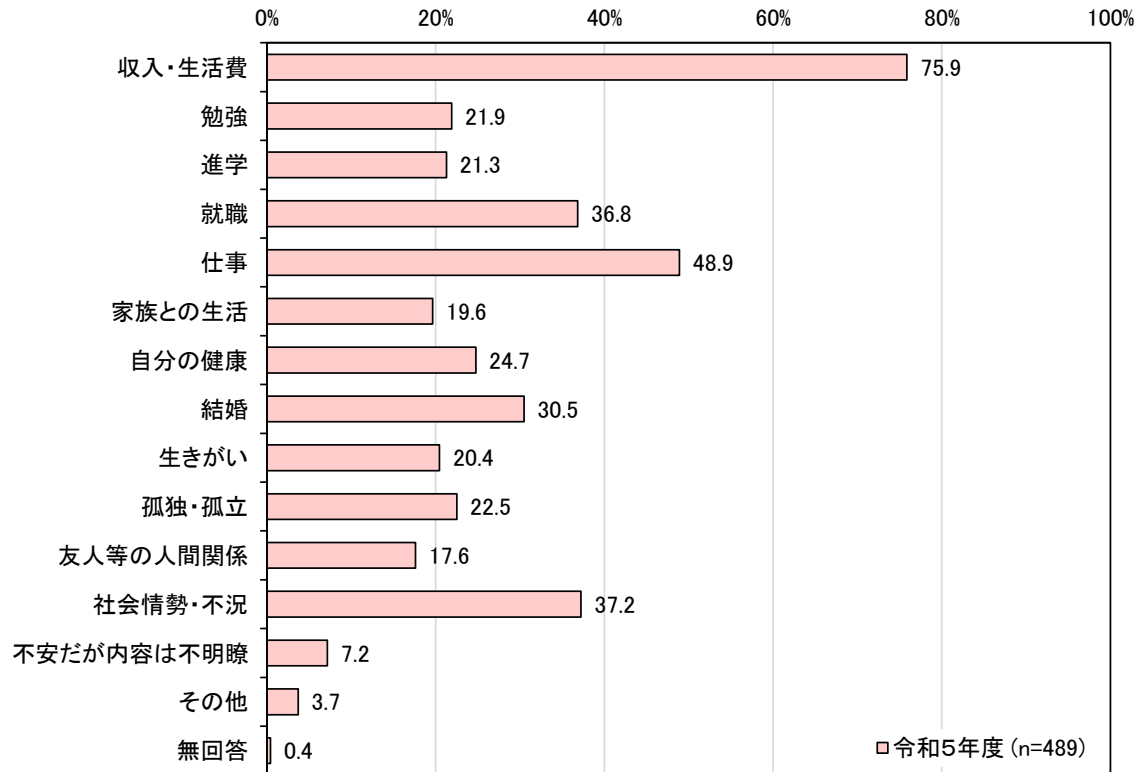
【将来への不安の有無（こども・若者調査）】



③将来への不安の内容

将来への不安の内容について、「収入・生活費」が最も高く、次いで「仕事」、「社会情勢・不況」となっています。

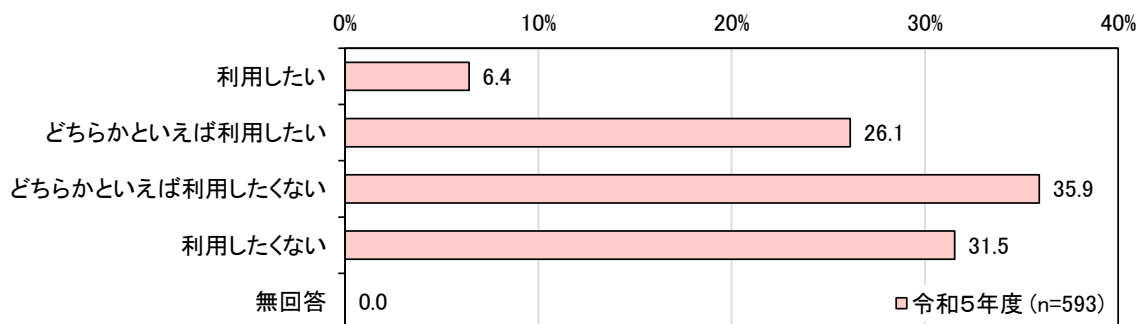
【将来への不安の内容（こども・若者調査）】



④悩みや心配ごとを相談できる窓口の利用希望

悩みや心配ごとを相談できる窓口の利用希望について、「どちらかといえば利用したくない」と「利用したくない」を合わせた『利用希望なし』の割合は67.4%となっています。

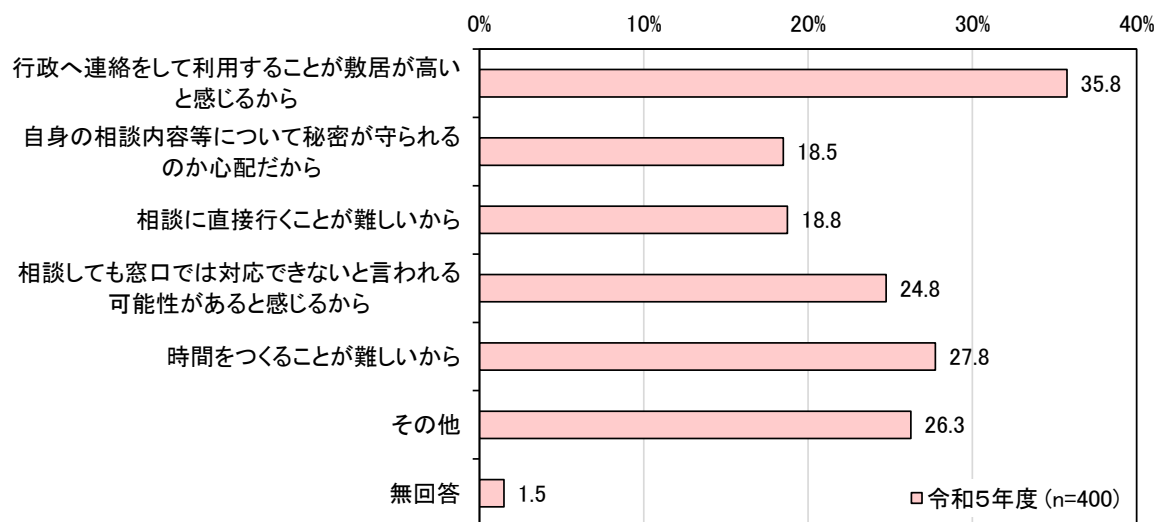
【悩みや心配ごとを相談できる窓口の利用希望（こども・若者調査）】



⑤相談できる窓口を利用したいと思わない理由

相談できる窓口を利用したいと思わない理由について、「行政へ連絡をして利用することが敷居が高いと感じるから」が最も高く、次いで「時間をつくるのが難しいから」、「相談しても窓口では対応できないと言われる可能性があると感じるから」となっています。

【相談できる窓口を利用したいと思わない理由（こども・若者調査）】



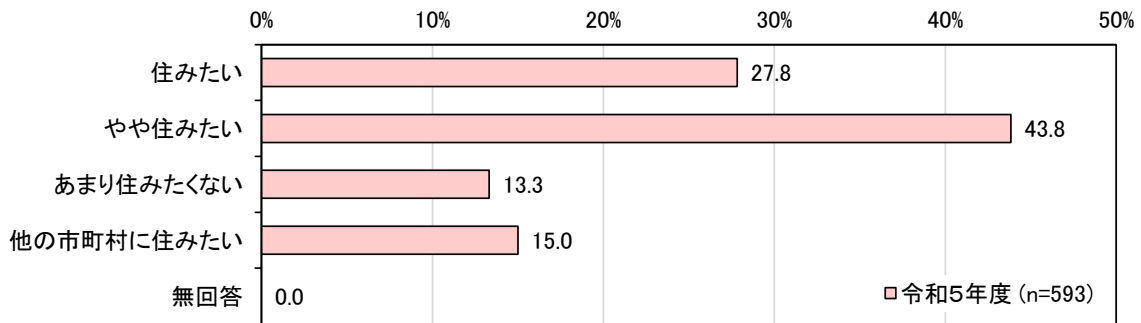
①②③④⑤の結果から、孤独や将来の不安を感じる人が多い一方で、敷居が高い等の理由で行政の相談窓口に相談したくないと回答した人が多くいました。相談窓口を気軽に利用してもらえるよう啓発が必要です。

(11) 平塚市について

①将来的にも平塚市に住みたいという希望の有無

将来的にも平塚市に住みたいという希望の有無について、「住みたい」と「やや住みたい」を合わせた『希望あり』の割合は71.6%なのに対し、「あまり住みたくない」と「他の市町村に住みたい」を合わせた『希望なし』の割合は28.3%となっています。

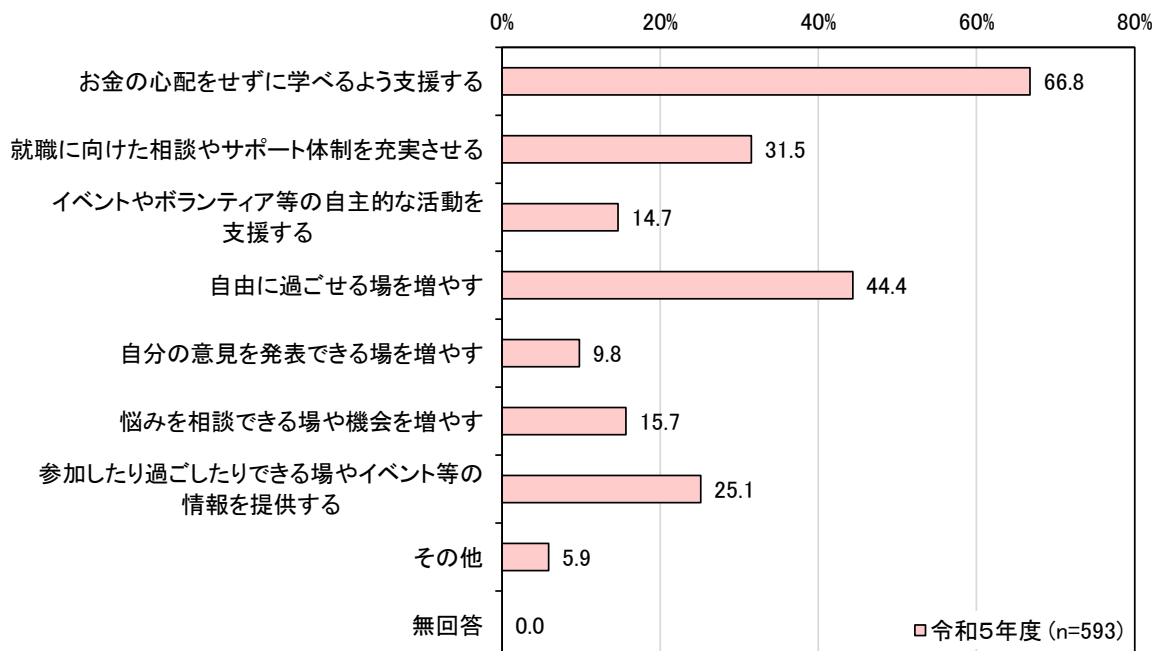
【将来的にも平塚市に住みたいという希望の有無（こども・若者調査）】



②若者のために平塚市として必要だと思う取組

若者のために平塚市として必要だと思う取組について、「お金の心配をせずに学べるよう支援する」が最も高く、66.8%となっています。

【若者のために平塚市として必要だと思う取組（こども・若者調査）】



①②の結果から、7割以上の方が将来的にも平塚市に住むことを希望しており、今後も多くの人に住み続けてもらうためには、継続して多様なニーズに合わせた支援が必要です。

5 こどもから挙げられた意見の概要

こども施策を策定し実施するため、こどもを対象に自宅・学校での生活や将来に関する「こうなってほしいなと思うこと」についてアンケート調査を行いました。アンケートは小学生、ジュニアリーダー、学童保育の児童、青少年会館の利用者等に実施し、こども食堂の運営団体等にも協力をいただきました。また、ここでは子育て支援に関するアンケート調査や「ひらつか子ども・子育て支援ネットワーク」によるアンケートの意見も含めて掲載しています。主な意見を踏まえ、基本理念に基づく基本的な視点に反映しました。

【意見】

- ・もっとゲームをやりたい
- ・もっと家族と一緒に過ごしたい
- ・親子ともに怒ることなく愛着を持った子育てができるとうい
- ・勉強したい、本を読みたい
- ・友達と仲よくすごしたい
- ・校則を緩めて欲しい（整髪料・染毛・メイク・ピアス等）
- ・ケンカ、いじめをなくしたい
- ・休み時間を増やしてほしい
- ・授業時間を短縮して欲しい
- ・修学旅行を泊まりにして欲しい
- ・プールや課外授業の時間を増やして欲しい
- ・校舎をきれいにしたい（トイレ・プール含む）
- ・エアコンをつけてほしい
- ・部活の時間を延ばして欲しい
- ・もっと時間が欲しい
- ・職業体験を増やして欲しい
- ・自分になりたい職業につきたい

【意見を受けての方向性】

こどもの気持ちを受け止めることができ、時間や気持ちにゆとりに持って子育てできる支援が必要です。個性が認められ安心できる環境で、様々な学習や体験を通して成長できる必要があります。



【基本理念に基づく基本的な視点（１）に反映】

視点（１）全ての子ども・若者が尊重されのびのび育つ

子ども・若者は、社会の希望、未来を担う存在です。家族の愛情の下に養育され、子ども・若者の個性や考えが尊重される中で成長を遂げていくことが必要です。多様な学びや体験活動、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

【意見】

- ・家族仲よく、けんか等ない家が良い ・もっと家族と一緒に過ごしたい
- ・治安を改善して欲しい
- ・一時保育をもっと安く手軽に利用できたら息抜きになると思う
- ・ファミリーサポートの支援会員さんをもっと増やして欲しい
- ・父親の積極的な育児参加ではなく、当事者として当たり前家庭参加する社会的な雰囲気が必要
- ・母親も父親も育児休業を取得しやすい環境が必要だと思う

【意見を受けての方向性】

家族で仲良く暮らしたい、子育て支援を利用して息抜きをしたいという希望があります。多様化する生活スタイルや家庭の事情に柔軟に対応できる子育て支援が必要です。また、子育てを社会全体でサポートできるよう機運の醸成が必要です。



【基本理念に基づく基本的な視点（２）に反映】

視点（２）安心して子育てができる環境

子育て家庭の様々な事情や多様化するニーズに柔軟に対応できるよう子育てサービスを提供します。不安や孤独を抱くことなく、健康でゆとりをもって子どもと向き合えるよう行政、家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て支援に取り組みます。

【意見】

- ・もっと家族と一緒に過ごしたい ・給付金・奨学金が欲しい
- ・子どものバス料金の無料化 ・家族仲よく、けんかなどない家が良い
- ・子育ての相談を継続して出来るようにして欲しい
- ・出産前、後に不安に思う事を気軽に無料で相談窓口があると良い
- ・子どもに対してイライラするときに、ふらっといける場所が欲しい

【意見を受けての方向性】

もっと家族と一緒に仲良く過ごしたいという希望があります。家族が心身ともに健康に生活できるよう、また子育てにゆとりが持てるよう支援が必要です。



【基本理念に基づく基本的な視点（３）に反映】

視点（３）子どもの健やかな成長

関係機関と連携し妊娠・出産・産後までの切れ目のない支援と父親の積極的な関りをすすめることで安心して子どもを産める環境づくりに取り組むとともに、生活習慣の改善や健康づくりを進めます。貧困と格差は、子ども・若者やその家族の幸せな状態を損ね、経験により育まれる信頼感や自己肯定感等が持てない状態をもたらす可能性があるため、社会全体で対策を図るべき課題と捉え、貧困対策に取り組みます。

【意見】

- ・勉強したい、本を読みたい
- ・金銭的な余裕が欲しい
- ・大学の無償化希望
- ・放課後を楽しく過ごしたい
- ・お金を使わずに遊べる場所が欲しい
- ・映画館、遊び場などの施設で学割を導入して欲しい
- ・自分になりたい職業につきたい
- ・今のうちに進路について考えたり、先輩たちの例を知りたい
- ・給付金・奨学金が欲しい
- ・全て無料にして欲しい
- ・公園・遊具を増やして欲しい
- ・学区内に子どもの家が欲しい
- ・勉強できるフリースペースが欲しい
- ・少子化対策
- ・将来安心して暮らせる仕事・環境が欲しい

【意見を受けての方向性】

勉強をするため、放課後を楽しく過ごすための居場所への希望があります。
また、大学の学費負担や将来への経済的な不安があります。



【基本理念に基づく基本的な視点（４）に反映】

視点（４）若者への支援

こどもが安心して過ごし、交流できる場所を持つことができるようこどもの居場所づくりが必要です。また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な価値観・考え方を大前提として、結婚や子育て、将来に対して希望が持てるよう若者への支援に取り組みます。

【意見】

- ・街灯が少なく暗いため、明るくして欲しい
- ・ゴミのポイ捨てを無くしたい
- ・職業体験を増やして欲しい
- ・今のうちに進路について考えたり、先輩たちの例を知りたい
- ・治安を改善して欲しい
- ・交通の便を良くして欲しい
- ・将来安心して暮らせる仕事・環境が欲しい

【意見を受けての方向性】

将来に対して、平和な世の中を願い、経済的な不安を抱えています。
全ての子ども・若者が安心して生活できるよう、地域全体で支える必要があります。



【基本理念に基づく基本的な視点（５）に反映】

視点（５）地域共生、地域で支える社会

社会のあらゆる分野の全ての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、相互に協力しつつ、一体となって子ども・若者や子育て当事者を支えることが必要です。安全なまちづくりを進めるとともに、子育て当事者だけでなく企業や地域社会等、子ども・若者や子育てを見守り、支え合うことができる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

6 「ひらつか子育て応援プラン」の評価

「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画（ひらつか子育て応援プラン）」では、人口減少、少子高齢化による核家族化の進行、就労の多様化、地域のつながりの希薄化等によって、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを育てられるよう、様々な施策に取り組んできました。

新たな取組としては、子育てを一人で抱え込むことがないよう、共働き・共育での支援として「産後パパ育休取得応援交付金」の支給のほか、母親父親教室を拡充し、父親の育児への意識向上と産前産後支援の充実を図りました。また、経済的な支援の1つとして、小児医療費の助成を所得制限なしで18歳まで拡大しました。さらに、子どもの貧困や虐待、新たに社会問題となっているヤングケアラー等の支援も含め、複雑化する課題に対応するためこども家庭センターを設置して相談業務の強化を図りました。

現在、本市では子育て世代の転入超過が続いており、これまで取り組んできた施策の成果と考えられます。そのため、教育・保育施設の利用者増加に対して、待機児童の多い地区や低年齢層を中心に保育施設の整備を進めてきましたが、引き続き待機児童対策を進める必要があります。また、若い世代への経済的支援として、奨学金返済支援事業を始めましたが、さらなる取組を検討する必要があります。今後は、全ての子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた、切れ目のない支援に取り組めます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、これまでの「ひらつか子育て応援プラン」の基本理念を継承し、「こども基本法」や「こども大綱」の目的や方針を踏まえ、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

**いきいき子育て のびのび子育て
一人ひとりが輝く
いのちきらめく 共生のまち ひらつか**

子ども・若者が豊かな人間性を持って成長すること、親が子どもを慈しみ、成長に喜びを感じながら、子育てをすることの原点に「いのちを大切にする心」があります。そして、この心は未来の親たちに受け継がれるだけでなく、地域の大人たちが子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がります。

本計画では、「いのちを大切にする心」をまんやかに置き、子ども・若者、子育てをしている家庭の様々な課題を解決していくことで、安心していきいきと子育てをすることができ、全ての子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健やかにのびのびと成長することができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、地域、学校、関係機関・団体、企業等社会全体で子ども・若者、子育てをしている家庭を見守り支え合うことで、一人ひとりが不安や悩みを解消し夢や希望をもって幸せな生活を送り、未来へ新しいいのちをつなぐことができる、持続可能なまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向け、5つの基本的な視点で計画に取り組みます。

(1) 全ての子ども・若者が尊重されのびのび育つ

子ども・若者は、社会の希望、未来を担う存在です。家族の愛情の下に養育され、子ども・若者の個性や考えが尊重される中で成長を遂げていくことが必要です。多様な学びや体験活動、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

(2) 安心して子育てができる環境

子育て家庭の様々な事情や多様化するニーズに柔軟に対応できるよう子育てサービスを提供します。不安や孤独を抱くことなく、健康でゆとりをもって子どもと向き合えるよう行政、家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て支援に取り組みます。

(3) 子どもの健やかな成長

関係機関と連携し妊娠・出産・産後までの切れ目のない支援と父親の積極的な関りを進めることで安心して子どもを産める環境づくりに取り組むとともに、生活習慣の改善や健康づくりを進めます。

貧困と格差は、子ども・若者やその家族の幸せな状態を損ね、経験により育まれる信頼感や自己肯定感等が持てない状態をもたらす可能性があるため、社会全体で対策を図るべき課題と捉え、貧困対策に取り組みます。

(4) 若者への支援

こどもが安心して過ごし、交流できる場所を持つことができるようこどもの居場所づくりが必要です。また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って多様な価値観・考え方を大前提として、結婚や子育て、将来に対して希望が持てるよう若者への支援に取り組みます。

(5) 地域共生、地域で支える社会

社会のあらゆる分野の全ての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、相互に協力しつつ、一体となって子ども・若者や子育て当事者を支えることが必要です。安全なまちづくりを進めるとともに、子育て当事者だけでなく企業や地域社会等、子ども・若者や子育てを見守り、支え合うことができる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり

- こどもの権利を保障し、多様な体験を通して心身ともに健やかに成長できるよう支援します。
- こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。
- 障がいや配慮が必要なこどもを支援するとともに、育てにくさを感じる親に寄り添い、自信とゆとりを持って子育てができるよう支援の充実を図ります。
- 関係機関との連携を密にし、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を整備します。

基本目標2 子育て当事者に対する支援の充実

- 子育てや教育・保育に関する様々な経済的負担に対して支援します。
- 仕事と子育てが両立できるよう、働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への相談体制の充実と支援制度の普及を促進します。
- 子育てにやさしく、心豊かに生活できるよう安心・安全なまちづくりのために、交通安全や防犯意識の向上を図るとともに、安心して外出できるように配慮したバリアフリー化等、子育てしやすいまちづくりを推進します。
- 通学路等子どもが日常的に集団で移動する経路の安全に配慮します。
- 子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるよう家庭教育への支援に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

【子どもの誕生前から幼児期まで】

- 妊娠・出産・産後までの切れ目のない支援とともに、生活習慣の改善や健康づくりを推進します。
- 子どもの成長段階に応じた情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- 楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、良質な保育の受け皿確保に努めるとともに、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。
- 子育ての孤立化を防ぐため、子育て家庭が交流できる機会や相談体制等、地域全体で子育て支援の充実を図ります。

基本目標4 健やかに子どもが成長できる環境づくり【学童期・思春期】

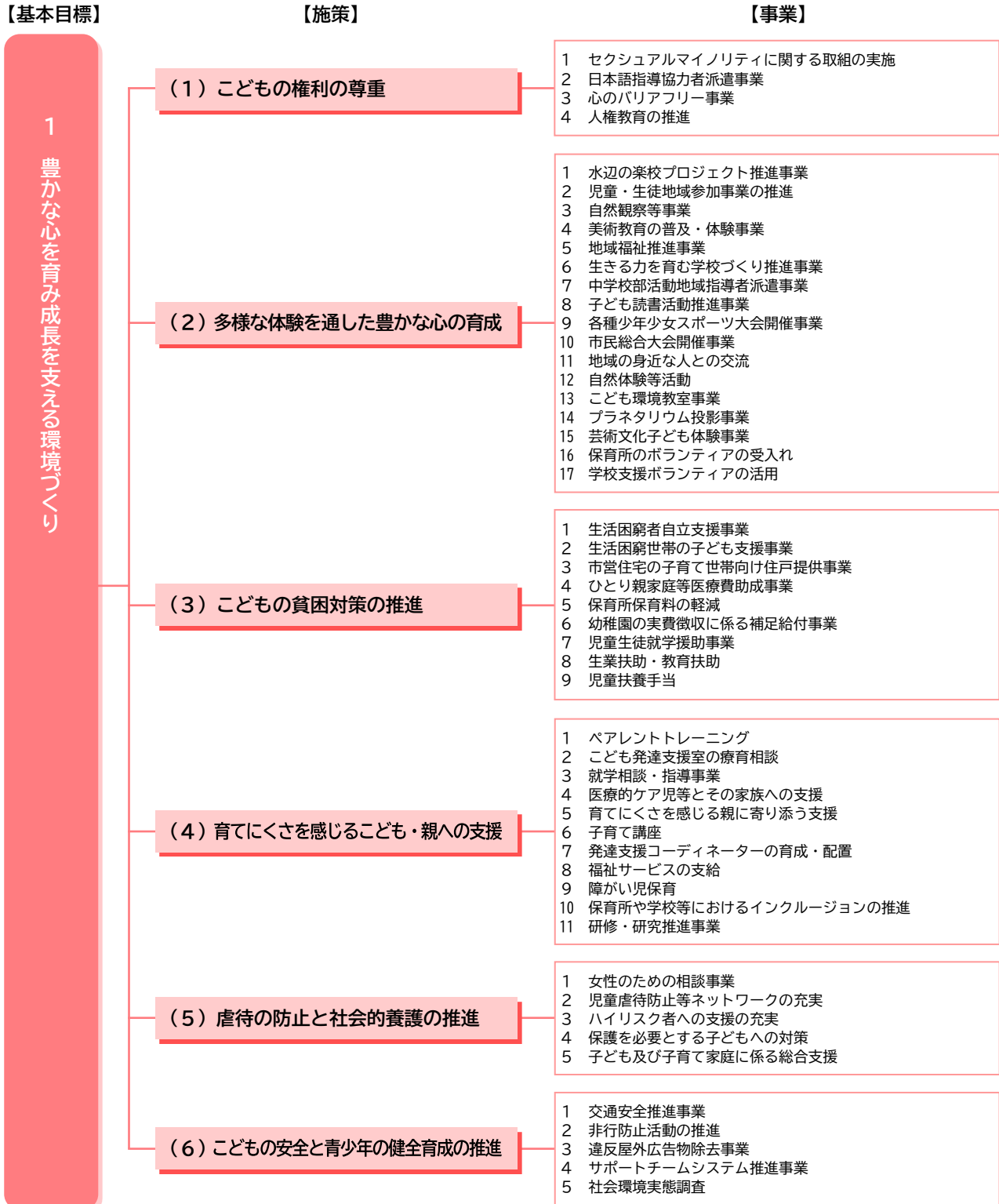
- 子どもたち一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。
- 子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように気軽に相談でき、一人ひとりの状況に応じて適切に対応できる体制づくりを進めます。
- 安心して過ごし、交流できる場所として、子どもの遊び場の整備や放課後等の子どもの居場所づくりを進めます。

基本目標5 若者を支える環境づくり【青年期】

- 若い世代の雇用と所得環境の安定につながる経済的支援を確保することで、将来に希望をもって生きられる社会づくりに取り組みます。
- 若い世代の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、結婚・子育てに関する不安を取り除き安心できるよう取組を進めます。

4 施策の体系

5つの基本目標に19の施策が構成され、施策ごとに関連事業があります。



【基本目標】

【施策】

【事業】

2

子育て当事者に対する支援の充実

(1) 子育てや教育・保育に関する経済的な支援

- 1 小児医療費の助成
- 2 高等学校等修学支援事業
- 3 特別支援教育就学奨励援助事業
- 4 特別児童扶養手当
- 5 児童手当
- 6 養育医療費給付

(2) ワークライフバランスの推進

- 1 事業所の実践する働き方改革への支援
- 2 産後パパ育休（出生時育児休業）の拡大
- 3 子育て支援企業応援事業

(3) 母子・父子家庭の自立促進

- 1 母子・父子相談の充実
- 2 母子・父子自立支援事業

(4) 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

- 1 公共交通のバリアフリー化事業
- 2 通学路の合同点検
- 3 地域安全運動の推進
- 4 地域安全施設整備事業
- 5 通学路安全対策事業
- 6 子どもの安全対策の推進
- 7 歩道のバリアフリー化事業
- 8 歩道設置事業
- 9 安全対策の推進

(5) 子育て支援を推進する取組

- 1 家庭教育支援の充実
- 2 学習の場の充実
- 3 活動場所の確保
- 4 情報提供の推進
- 5 民生委員運営事業

3

安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
【子どもの誕生前から幼児期まで】

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

- 1 妊婦・産婦健康診査
- 2 妊婦歯科健康診査
- 3 妊産婦の相談の充実
- 4 妊産婦への教育の充実
- 5 産後ケア事業
- 6 産前・産後ヘルパー派遣事業
- 7 産後メンタルヘルス相談
- 8 乳幼児健康診査
- 9 乳幼児期の相談の充実
- 10 訪問事業
- 11 学習の場の提供
- 12 5歳児健康診査
- 13 不妊・不育治療費助成事業
- 14 感染症対策の推進
- 15 保育所における食育の推進

(2) 幼児期の子どもの育ちを支える施策の充実

- 1 ファミリー・サポート事業
- 2 一時預かり事業
- 3 延長保育・休日保育事業
- 4 病児・病後児保育
- 5 子育て支援センター事業
- 6 つどいの広場事業
- 7 ブックスタート事業
- 8 育児講座
- 9 私立幼稚園の預かり保育の推進
- 10 開放保育事業
- 11 赤ちゃん広場事業
- 12 親子ふれあい体験事業
- 13 養育支援訪問事業
- 14 子育て支援地域派遣事業
- 15 保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談

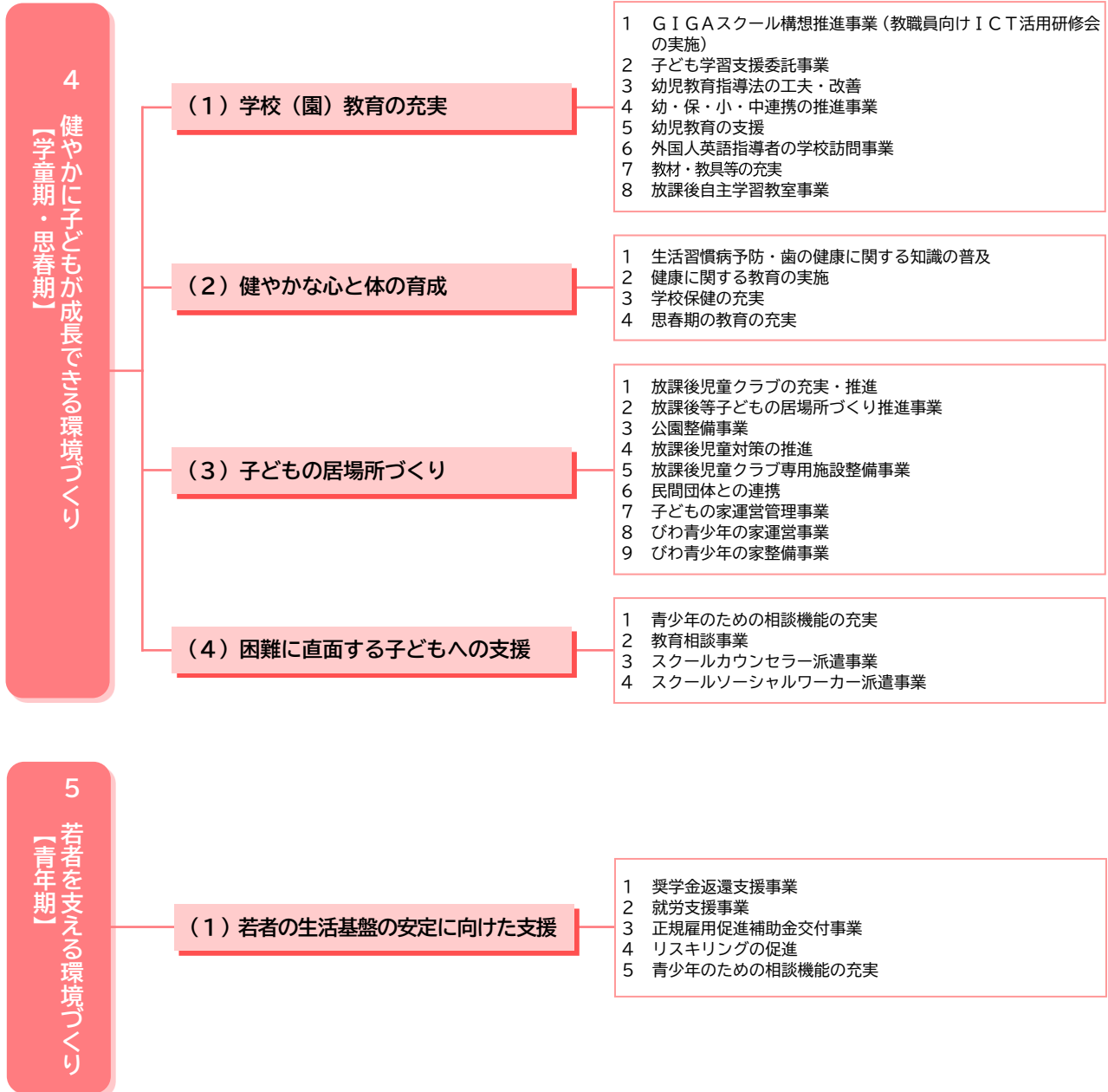
(3) 幼児期の子どもの教育・保育環境の充実

- 1 民間保育所保育士確保支援事業
- 2 民間保育所施設整備支援事業
- 3 保育所等におけるICTの活用
- 4 公立保育所等運営事業
- 5 公立園の再編・整備
- 6 私設保育施設への支援
- 7 幼保一元化のモデルケース事業

【基本目標】

【施策】

【事業】



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、19の施策を立てました。施策に基づいて今後の平塚市の事業（市の取組）を定め、計画を推進していくものとします。

基本目標	こどもの様々な課題の解決に向けた基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定しています。
施策の方向	- 基本目標に対して19の施策を立て、その方向を設定しています。 - アンケート調査やこどもの意見聴取等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。
事業 (市の取組)	- 事業ごとに、事業の概要、今後の取組、担当課を記載しています。 - 事業名の上にある記号は次のとおりです。 (総)「平塚市総合計画実施計画事業」に位置づけている事業 (若)「子ども・若者計画」に関連する事業 (困)「子どもの貧困対策計画」に関連する事業 (子)「子ども・子育て支援事業計画」に関連する事業 (母)「母子保健を含む成育医療等に関する計画」に関連する事業

基本目標1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり

施策1 こどもの権利の尊重

施策の方向

多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することで、子ども・若者の最善の利益を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総)(若)(子) セクシュアルマイノリティに関する取組の実施	セクシュアルマイノリティに関する啓発活動を進め、性の多様性への理解を深めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組 パネル展を開催するなど啓発活動を進め、幅広い世代に性の多様性への理解が深まるよう努めます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 2	(総)(若)(子) 日本語指導協力者派遣事業	学校(園)における日本語指導を支援するため、学校(園)の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。	教育指導課
		今後の取組 学校(園)の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 3	(総)(若)(子) 心のバリアフリー事業	障がいの有無にかかわらず、相互に理解を深めるため、関係団体と連携して、パネル展等を開催する等、思いやりの心が醸成されるよう「心のバリアフリー」を推進します。	障がい福祉課
		今後の取組 「心のバリアフリー」を推進する事業の拡充を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 4	(若)(子) 人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組 人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者会を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	

施策2 多様な体験を通じた豊かな心の育成

施策の方向

こどもが様々な体験や地域との交流を通して健やかに育つための環境づくりとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	(総)(若)(子) 水辺の楽校プロジェクト推進事業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」、「学び」、「冒険心」、「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。 今後の取組 市民や子どもたちの遊びや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために、水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体がイベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。	みどり公園・水辺課
1(2) 2	(総)(若)(子) 児童・生徒地域参加事業の推進	地区公民館の児童・生徒地域参加事業において、異年齢の交流活動や文化活動、野外活動を推進します。 今後の取組 地域資源や地域人材を活用して新たな事業を実施します。	中央公民館
1(2) 3	(総)(若)(子) 自然観察等事業	児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「自然教室」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。 今後の取組 アンケート等を活用して参加者の意見や保護者の意見を取り入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。	博物館
1(2) 4	(総)(若)(子) 美術教育の普及・体験事業	美術に親しむ人々の拡大と美術に関する学習活動や体験を目的に子ども、親子や成人を対象としたワークショップを行います。 今後の取組 美術への関心を増やす目的の体験型学習活動としてワークショップを開催し、幅広い年齢層の方に気軽に美術活動に取り組める機会の提供に努めます。	美術館
1(2) 5	(総)(若)(困)(子) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。 今後の取組 既存福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。	福祉総務課
1(2) 6	(総)(若)(子) 生きる力を育む学校づくり推進事業	幼児・児童・生徒の生きる力を育む学校づくりを推進するため、各学校(園)において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室等を実施します。 今後の取組 ・子どもたちの「生きる力」を育むために、学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。 ・小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。	教育指導課、学校給食課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 7	(総)(若)(子) 中学校部活動地域指導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 8	(総)(若)(子) 子ども読書活動推進事業	中央図書館で子どもの読書活動を推進します。 各中学校区子ども読書活動推進協議会が組織され、家庭・地域・学校等が連携して子どもが本への関心を深めるための取組を進めています。	中央図書館
		今後の取組	
		平塚市子ども読書活動推進計画（第5次・策定中）に基づいて、事業を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 9	(総)(若)(子) 各種少年少女スポーツ大会開催事業	自らスポーツを楽しむ態度を身に付け、併せて体力の向上並びに健全な心身の育成を図るため、子どもを対象としたスポーツ大会を開催します。	スポーツ課
		今後の取組	
		小・中学生による水泳、野球、剣道、マラソン大会を開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 10	(総)(若)(子) 市民総合大会開催事業	各種スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図るとともに、地域住民相互の親睦を図り、あわせて市民のスポーツの祭典とした市民総合大会を開催します。	スポーツ課
		今後の取組	
		小・中学生が参加できる競技の拡大のため、参加資格の緩和を行いスポーツ活動の機会の充実を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 11	(若)(子) 地域の身近な人との交流	保育所、幼稚園、認定こども園の園児と地域の子どもの小学生、高齢者といった地域の身近な人との交流を図り、子どもの社会性を養います。 〔対象：就学前子ども、小学生及び高齢者〕	保育課、教育指導課
		今後の取組	
		園の行事や地域的行事、高齢者施設への訪問を通して、地域の子どもの小学生、高齢者と交流します。また、乳幼児が小学校を訪問したり、園に小学生や高齢者を招待して一緒に活動したりする等地域の身近な人とのふれあい交流を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 12	(若)(子) 自然体験等活動	・保育所、幼稚園、認定こども園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。 〔対象：就学前子ども〕 ・自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。 〔対象：小学生等〕	保育課、教育指導課、青少年課
		今後の取組	
		・地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。 ・概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 13	(若)(子) こども環境教室事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、環境分野への理解を深める体験教室を実施します。	環境政策課
		今後の取組	
		エネルギー・生物多様性・資源循環等、様々な分野について、楽しく学び、考える体験教室を市民団体へ委託し、年3回程度実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 14	(若)(子) プラネタリウム 投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受け入れます。	博物館
		今後の取組	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については、各教員の意見を取り入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。また、乳幼児向けの観覧環境を提供します。	
1(2) 15	(若)(子) 芸術文化子ども 体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育力ネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の充実を図ります。	
1(2) 16	(若)(子) 保育所のボラン ティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、保育所での保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組	
		小・中・高校生の社会(職業)体験学習や保育実習の場の提供、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受入れをします。	
1(2) 17	(若)(子) 学校支援ボラン ティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域の方々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	

施策3 こどもの貧困対策の推進

施策の方向

貧困への対策と自立の支援を進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 1	(総)(若)(困) (子) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組	
		自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	
1(3) 2	(総)(若)(困) (子) 生活困窮世帯の 子ども支援事業	高校進学や進学後の中退防止に取り組み、高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を行います。	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 3	(若)(困)(子) 市営住宅の子育 て世帯向け住戸 提供事業	低廉な家賃で、子育て世帯向けに住戸内環境を配慮して給湯設備(キッチン、浴室、洗面所)を設置した住戸を提供します。	建築住宅課
		今後の取組	
		市営住宅の空家募集(年2回:5月・11月)を行う際、募集する戸数に応じ、2割程度の住戸を目標に子育て世帯向けに給湯設備を設置します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 4	(若)(困)(子) ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 5	(若)(困)(子) 保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組	
		「幼児教育・保育の無償化」を踏まえながら、低所得世帯や多子世帯に対する保育所保育料の軽減に取り組みます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 6	(若)(困)(子) 幼稚園の実費徴 収に係る補足給 付事業	低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者(子どもが従来制度の幼稚園を利用)に対する副食材料費に要する費用の一部を補助します。	保育課
		今後の取組	
		対象者へ副食材料費に要する費用の一部を補助します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 7	(若)(困)(子) 児童生徒就学援 助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 8	(若)(困)(子) 生業扶助・教育扶 助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 9	(若)(困)(子) 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基づき適正に児童扶養手当を支給します。	

施策4 育てにくさを感じるこども・親への支援

施策の方向

育てにくさを感じる親に対して、育児に余裕と自信を持てるように適切な情報提供と相談の場を提供するなど、親に寄り添った支援体制の構築を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 1	(総)(若)(子)(母) ペアレントトレーニング	発達等に課題のある子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、主に発達障がいのある子の保護者を対象に、8回コースの講座を実施します。また、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施します。 今後の取組 より多くの方が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場の保護者から悩み等を共感的に聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取り組みます。	こども家庭課
1(4) 2	(総)(若)(困)(子) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達に関する相談を電話や面接により対応します。また、保健師、心理士、ことばの相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、小児精神科医、整形外科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。 今後の取組 相談事業を継続します。また、はぐくみサポートファイル等のツールを活用し、就学に向けての切れ目のない支援に取り組みます。	こども家庭課
1(4) 3	(総)(若)(子)(母) 就学相談・指導事業	特別な教育的配慮が必要と思われる幼児・児童・生徒を対象に、適正な就学ができるように相談や指導を行います。 今後の取組 平塚市教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた適正な就学相談・指導を行うとともに、その後の継続的な支援のあり方について検討します。	子ども教育相談センター
1(4) 4	(総)(若)(困)(子)(母) 医療的ケア児等とその家族への支援	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談体制を確保します。また、医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）を支援します。 今後の取組 医療的ケア児等コーディネーターの設置や、在宅レスパイト事業の実施により、関係機関との支援ネットワークを構築し、医療的ケア児等とその家族への支援の充実を図ります。	こども家庭課
1(4) 5	(若)(子)(母) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援します。 今後の取組 ・乳幼児健診票から実態を把握します。 ・子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。 ・幼児健診事後フォロー教室を継続して取り組みます。	健康課

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 6	(若)(子)(母) 子育て講座	子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善します。	こども家庭課
		今後の取組	
		子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していく講座を開催します。	
1(4) 7	(若)(子)(母) 発達支援コーディネーターの育成・配置	公立保育所及び認定こども園に、専門的知識を持った「発達支援コーディネーター」を育成・配置し、障がい児や配慮が必要な子ども及び保護者に対するきめ細やかな支援を行います。	保育課、こども家庭課
		今後の取組	
		研修を継続して行い、発達支援コーディネーターを育成し、公立保育所及び認定こども園に配置します。	
1(4) 8	(若)(子)(母) 福祉サービスの支給	障がい児等に対する各種福祉サービスを支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。 また、本人のための支援が年齢で途切れることのないよう、特別支援学校等とも連携し、切れ目のない支援に取り組みます。	こども家庭課
		今後の取組	
		サービスについての情報提供をし、引き続き適切に支給します。	
1(4) 9	(若)(子)(母) 障がい児保育	保育が必要で集団保育が可能な障がい児を受け入れて保育を行います。また集団保育による療育が必要な子どもを対象に、健常児との関わりの中で発達促進を図るため、統合保育を行うとともに、療育相談等で、フォローを必要とする子どもを対象に、健常児との集団生活を体験できる場を提供します。 〔対象：就学前子ども〕	保育課、こども家庭課、学務課
		今後の取組	
		・障がいを持つ乳幼児を受け入れ、保育を実施します。 ・障がいのあるなしに関わらず、全ての園児が幼稚園、保育所及び認定こども園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。 ・保育士が障がい児保育講習会や研修会へ積極的に参加し、必要な知識の習得に努め、受入体制の強化を図ります。	
1(4) 10	(若)(子)(母) 保育所や学校等におけるインクルージョンの推進	保育所や学校等におけるインクルージョンを推進するため、関係機関と協力・連携し、事業所が保育所等訪問支援を円滑に行うことができる体制を構築します。	こども家庭課
		今後の取組	
		保育所等訪問支援の実施により、関係機関との協力・連携を行うことで地域における障がい児の支援体制の強化を図ります。	
1(4) 11	(若)(子) 研修・研究推進事業	支援が必要と思われる児童・生徒への理解や、インクルーシブ教育のあり方について理解を深めるため、各種研究会・研修会を実施します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		インクルーシブ教育の推進と校内支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育についての理解を深めるため、内容を精査した研修会・研究会等の開催に努めます。	

施策5 虐待の防止と社会的養護の推進

施策の方向

関係機関が連携することで、虐待の防止やヤングケアラーの早期把握に努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(5) 1	(総)(若)(困)(子) 女性のための相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。 今後の取組 女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	人権・男女共同参画課
1(5) 2	(若)(困)(子)(母) 児童虐待防止等ネットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。 今後の取組 平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	こども家庭課
1(5) 3	(若)(困)(子)(母) ハイリスク者への支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携します。 今後の取組 ・「ひらつかネウボラールームはぐくみ」において、妊娠期からハイリスク者への対応を行います。 ・家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。	健康課
1(5) 4	(若)(困)(子) 保護を必要とする子どもへの対策	・こども総合相談担当と児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 ・里親制度の啓発・普及に努めます。 今後の取組 ・児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 ・すべての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。 ・里親制度紹介講座及び里親相談（児童相談所主催）を実施し、制度の啓発・普及に努めます。	こども家庭課
1(5) 5	(若)(困)(子) 子ども及び子育て家庭に係る総合支援	こども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援を強化。児童相談所や関係機関等と連携し、地域資源の活用や子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図ります。 今後の取組 利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。また、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い子どもに対し、関係機関と連携して支援に取り組みます。	こども家庭課

施策6 こどもの安全と青少年の健全育成の推進

施策の方向

交通安全意識向上を図る教育を推進します。また、地域住民、関係団体等の協力のもと、こどもの非行防止や健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(6) 1	(総)(若)(子) 交通安全推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
1(6) 2	(総)(若)(困) (子) 非行防止活動の推進	・心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。	青少年課
		・愛護指導活動、相談活動を行います。	
		・青少年指導員による環境浄化活動を行います。	
1(6) 3	(総)(若)(子) 違反屋外広告物 除去事業	今後の取組	まちづくり 政策課
		・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の活動を支援します。	
		・青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。	
1(6) 4	(若)(子) サポートチーム システム推進事業	道路上等における違反屋外広告物(風俗広告物含む)の掲示により、青少年の育成に悪影響を与える恐れも考えられるため、この課題を未然に防止する観点からも実施します。	まちづくり 政策課
		今後の取組	
		・年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。	
1(6) 5	(若)(子) 社会環境実態調査	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導、支援を行います。	教育指導課
		今後の取組	
		令和4年度より休止。	
1(6) 5	(若)(子) 社会環境実態調査	県が主催する青少年の健全育成を目的とした「社会環境実態調査」に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組	
		引き続き、県と連携し調査を継続します。	

基本目標2 子育て当事者に対する支援の充実

施策1 子育てや教育・保育に関する経済的な支援

施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対しそれぞれの事情に応じた経済的支援を推進します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(総)(若)(困)(子) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から18歳年度末まで 今後の取組 18歳年度末までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 2	(総)(若)(困)(子) 高等学校等修学支援事業	高等学校等における修学支援を行うため、修学支援金を支給します。 今後の取組 引き続き、勉学に意欲的で修学することに経済的な支援が必要な者に対し、支援金を支給します。	学務課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 3	(若)(困)(子) 特別支援教育就学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。 今後の取組 引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 4	(若)(困)(子) 特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障がい等（内部障がいを含む）で、政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給します。 今後の取組 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪失届等の受付事務を行います。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 5	(若)(困)(子) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。 今後の取組 児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき適正に児童手当を支給します。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 6	(若)(困)(子) 養育医療費給付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたとときの医療費を助成します。 今後の取組 母子保健法に基づき、未熟児の医療費（保険診療分の自己負担額）を適正に助成します。	こども家庭課

施策2 ワークライフバランスの推進

施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(総)(若)(困)(子) 事業所の実践する働き方改革への支援	従業員のだれもが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを後押しするため、イクボス宣言企業登録制度の普及を進めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	
		平塚市イクボス宣言登録企業を増やすため、制度取得によるメリットや登録された企業を紹介するとともに、事業所を対象に働き方改革等に関する講演会等を開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 2	(総)(若)(子)(母) 産後パパ育休(出生時育児休業)の拡大	「産後パパ育休(出生時育児休業)」を広めるため、本市独自の助成制度等を推進するとともに、事業者へ周知していきます。	産業振興課 人権・男女共同参画課 健康課
		今後の取組	
		子育て支援企業応援奨励金、子育て支援企業応援アドバイザー派遣事業、産後パパ育休取得応援交付金制度を推進するとともに、事業者へ制度の活用を促し、「産後パパ育休(出生時育児休業)」を広めていきます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 3	(総)(若)(子) 子育て支援企業応援事業	市内中小企業等における、従業員の仕事と子育ての両立支援に関する取組を後押しするため、仕事と子育ての両立支援に関する情報の周知・啓発に努めるとともに、専門家派遣や奨励金制度を実施します。	産業振興課
		今後の取組	
		ひらつか労働ニュース(市ウェブ上の定期更新ページ)で仕事と子育ての両立支援に関する情報を発信するとともに、従業員が妊娠・出産、子育てをしながら安心して働ける雇用環境整備に取り組む市内中小企業等に対し、専門家を派遣します。また、従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小企業等に対し、奨励金を支給します。	

施策3 母子・父子家庭の自立促進

施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをします。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	(若)(困)(子) 母子・父子相談の 充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 2	(若)(困)(子) 母子・父子自立支 援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が自立するために、教育訓練講座や高等職業訓練促進への助成等自立支援給付事業を実施します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭への支援対策として、引き続き自立支援給付事業を実施します。	

施策4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。また、防犯街路灯等のインフラ整備を進めるとともに、地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、住民同士の連帯感を高め、地域の見守りの力で犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	(総)(若)(子) 公共交通のバリ アフリー化事業	妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代を含めた全ての市民の公共交通による移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内の交通事業者に対して、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組	
		令和4年6月に「平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画」を策定しました。 ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入目標達成に向けて、国等と連携を図りながら、交通事業者による導入を支援します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 2	(総)(若)(子) 通学路の合同点 検	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	教育指導課
		今後の取組	
		地域、学校、関係機関等と連携し、通学路の合同点検を実施します。	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 3	(総)(若)(子) 地域安全運動の 推進	・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。 ・地域の防犯活動を支援します。	危機管理課
		今後の取組	
		警察や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
2(4) 4	(総)(若)(子) 地域安全施設整 備事業	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯街路灯の維持管理を行うとともに、基準に基づき設置します。	危機管理課
		今後の取組	
		自治会等の要望を確認し、事業を実施します。	
2(4) 5	(総)(若)(子) 通学路安全対策 事業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、見守り活動の推進や通学路の環境を整備します。	教育指導課
		今後の取組	
		地域、学校との連携により安全で安心して通学できる環境づくりを進めている団体を支援するなどにより、通学路の道路環境を整えていきます。	
2(4) 6	(総)(若)(子) 子どもの安全対 策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「こどもサポート看板」の設置・管理や防犯パトロールの活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「こどもサポート看板」の設置に努めるとともに、引き続き防犯パトロールを行い、地域全体で子どもたちを見守る活動を行います。	
2(4) 7	(若)(子) 歩道のバリアフ リー化事業	歩行者の安全性の向上や、妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代にも優しいまちづくりを進めるため、歩道の段差改修等を行い、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路整備課
		今後の取組	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路における歩道の巻込み部の段差改修等を行います。	
2(4) 8	(若)(子) 歩道設置事業	交通量の多い道路や通学路において、歩行者と車両を分離し、歩行者等の通行空間を整備することにより、道路利用者の安全確保に取り組みます。	道路整備課
		今後の取組	
		幹線道路や通学路等に歩行者等の安全を確保するため、計画的に歩道整備を行います。	
2(4) 9	(若)(子) 安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園・ 水辺課、総合 公園課、青少 年課
		今後の取組	
		・直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。 ・安全に遊ぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。	

施策5 子育て支援を推進する取組

施策の方向

親が子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるように家庭教育への支援を行います。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わることで地域全体の子育て力の向上を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	(総)(若)(子) 家庭教育支援の 充実	中央公民館の家庭教育講演会、地区公民館の家庭教育学級において、子育て世代に交流の場を提供し、家庭教育の重要性を発信します。 今後の取組 子育て世代のニーズを把握して事業を実施します。	中央公民館
2(5) 2	(総)(若)(子) 学習の場の充実	中央公民館の市民大学講座や市民アカデミー、地区公民館の自主事業等において、男性の子育て参加を推進します。 今後の取組 男性が参加しやすい事業や父の日事業のほか、家族のふれあいが生まれるよう親子や夫婦を対象とした事業を実施します。	中央公民館
2(5) 3	(若)(子) 活動場所の確保	子育て団体の活動場所として、子どもの家や青少年会館、公民館の利用を推進します。 今後の取組 ・青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように、上記団体への優先的な施設予約を継続します。 ・仲間づくりの場、地域交流の場として子育て団体に公民館が活用されるように努めます。	青少年課、中央公民館
2(5) 4	(若)(子) 情報提供の推進	子育て家庭に向け、情報誌・市ウェブ等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。 今後の取組 広報紙やチラシ類でのPR、ひらつかわくわくマップ(子育てマップ)を始めとした市ウェブやSNS等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く提供します。	保育課、こども家庭課
2(5) 5	(若)(困)(子) 民生委員運営事業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員児童委員を積極的に支援します。また、民生委員児童委員と町内福祉村や保育園・学校等との連携を促進します。 今後の取組 定例の地区会長会議や全体研修、部会・連絡会等を通じ、民生委員児童委員の情報共有や資質向上を支援します。また、民生委員児童委員と関係機関との情報交換や意見交換の場を確保し、連携強化を図ります。	福祉総務課

基本目標3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

【子どもの誕生前から幼児期まで】

施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

施策の方向

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診等の充実を図るとともに、各事業間や関係機関との有機的な連携の強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	(総)(若)(子) (母) 妊婦・産婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。 産後まもない母の心身の回復や授乳状況などの健康状態を確認し、健やかに育児ができるように産婦健康診査の受診を促します。 今後の取組 定期的に受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	健康課
3(1) 2	(総)(若)(子) (母) 妊婦歯科健康診査	妊婦の歯と口腔の健康の保持及び増進を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的とする妊婦歯科健康診査の受診を促します。 今後の取組 歯科医師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	健康課
3(1) 3	(総)(若)(困) (子)(母) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。 今後の取組 ・母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。 ・妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。 ・ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。 ・妊婦の健康を見守り、健やかに出産を迎えていただけるよう、妊娠8か月頃に寄り添い支援アンケートを実施します。必要に応じて電話相談や面談を行います。	健康課
3(1) 4	(総)(若)(子) (母) 妊産婦への教育の充実	健やかな妊娠・出産・産後のため、妊産婦への教育を行います。 今後の取組 ・合併症予防、流産、低出生体重児、産後うつ等の予防や早期発見の教育を行います。 ・妊産婦への喫煙や飲酒に関する知識の普及に取り組みます。	健康課
3(1) 5	(総)(若)(子) (母) 産後ケア事業	母子の孤立を予防するため、母たちの交流を図り、健やかな育児ができるように産後ルームママはぐを実施します。 体調の回復や育児の不安を解消するためデイサービス、ショートステイ・アウトリーチを実施します。 今後の取組 情報提供をしながら利用状況を確認し、実施機関を増やすように努めていきます。	健康課

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 6	(総)(若)(子) (母) 産前・産後ヘルパ ー派遣事業	妊娠中や出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対し、市が委託したヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康課
		今後の取組	
		事業者と連携し、妊産婦の家事や育児の負担軽減が図れるように、引き続き事業を実施します。	
3(1) 7	(総)(若)(子) (母) 産後メンタルヘル ス相談	妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止及び虐待防止のため、個別相談を実施します。	健康課
		今後の取組	
		妊産婦のメンタルヘルス不調を早期に把握し、専門職による相談を行うことで、不安定さを抱える母親やその家族を支援します。	
3(1) 8	(総)(若)(子) (母) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		今後の取組	
		・健診内容の充実を図り、健康診査受診率の向上に努めます。 ・未受診者への受診勧奨を行い、適切にフォローします。 ・関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を継続して取り組みます。	
3(1) 9	(総)(若)(困) (子)(母) 乳幼児期の相談の 充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組	
		乳幼児期の相談(電話・訪問・来所等)を継続します。保護者の育児不安等の軽減と、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	
3(1) 10	(総)(若)(困) (子)(母) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨と検査後の不安軽減のために相談先を紹介します。	健康課
		今後の取組	
		こんにちは赤ちゃん訪問(未熟児訪問も含む)の実施率の向上を目指します。	
3(1) 11	(総)(若)(子) (母) 学習の場の提供	乳幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		今後の取組	
		乳幼児健診等や幼稚園・保育所・認定こども園への巡回教室等で生活習慣(生活リズム、運動(身体を動かすこと・遊び)、食事、睡眠、歯の健康等)に関する情報について、学習の機会を提供します。	
3(1) 12	(総)(若)(子) (母) 5歳児健康診査	発達等に課題があり、特別な支援や配慮を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、5歳児を対象に、スクリーニング調査による健康診査を実施します。	こども家庭課
		今後の取組	
		保育所や教育機関と連携しながら、必要な支援を継続します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 13	(総)(母) 不妊・不育治療費 助成事業	・医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成します。	健康課
		・不育症の診断を受け、治療を受けられたご夫婦及び事実婚関係にある方に対し、治療費の一部を助成します。	
		今後の取組 治療を受けた方が適正に申請できるよう努めていきます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 14	(若)(子)(母) 感染症対策の推 進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		今後の取組	
		定期予防接種の重要性について、ホームページ、広報紙、個別通知等、各種事業で周知します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 15	(若)(子)(母) 保育所における 食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組	
		クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用しての食品構成遊び等を実施します。	

施策2 幼児期の子どもの育ちを支える施策の充実

施策の方向

多様化するニーズに対応する子育て支援の充実と、身近な地域で気軽に交流ができることで、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総)(若)(困) (子) ファミリー・サポ ート事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 2	(総)(若)(困) (子) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 3	(総)(若)(困) (子) 延長保育・休日保 育事業	保育所や認定こども園において、延長保育や休日保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、保護者の就労形態等に対応した延長保育や休日保育を実施します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 4	(総)(若)(困) (子) 病児・病後児保育	子どもが病中、又は病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組	
		市内3か所の施設について、医療機関と利用対象者に更なる周知を図ります。引き続き、利用状況を注視しながら、事業を実施します。	
3(2) 5	(総)(若)(困) (子) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	
3(2) 6	(総)(若)(困) (子) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。 〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	
3(2) 7	(総)(若)(子) ブックスタート事業	全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館、健康課、保育課
		今後の取組	
		絵本を通じて豊かな子どもの心を育てることを目標に、各家庭に1冊の絵本を目指し、対象者への周知や参加しやすい機会づくり等、関係機関と連携しながら参加率向上を図ります。	
3(2) 8	(若)(困)(子) 育児講座	子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組	
		・親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。 ・主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。	
3(2) 9	(若)(困)(子) 私立幼稚園の預かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳から就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
3(2) 10	(若)(子) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		保育所や認定こども園で概ね週1回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 11	(若)(子)(母) 赤ちゃん広場事業	公立保育所及び認定こども園において、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。	
3(2) 12	(若)(子) 親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通して親子のふれあいが実感できる場を提供します。	保育課
		今後の取組	
		子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	
3(2) 13	(若)(困)(子) 養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、継続して取り組みます。	
3(2) 14	(若)(困)(子) 子育て支援地域派遣事業	地域の子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課 健康課
		今後の取組	
		子育てサークル等での育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等、子育て支援に継続して取り組みます。	
3(2) 15	(若)(困)(子) 保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談	保育所や認定こども園、幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課、教育指導課
		今後の取組	
		・保育所や認定こども園で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。 ・幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談に対応します。	

施策3 幼児期の子どもの教育・保育環境の充実

施策の方向

高まる保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けることができるよう、保育士の確保と教育・保育の環境の整備を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(3) 1	(総)(若)(子) 民間保育所保育士確保支援事業	高まる保育ニーズに対応するため、保育環境の充実に向け、民間保育所の保育士の確保や就労を支援します。 今後の取組 保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にすることで、市内民間保育所での就労を促進するとともに、他の自治体による保育士確保策を注視し、魅力的で実効性のある保育士確保支援事業を実施します。	保育課
3(3) 2	(総)(若)(子) 民間保育所施設整備支援事業	保育環境の向上のため、民間保育所の施設整備及び小規模修繕等にかかる経費の一部を助成します。 今後の取組 保育需要を見極めながら、民間保育所等の施設整備費、小規模修繕費や小規模保育事業整備費を助成します。	保育課
3(3) 3	(総)(困)(子) 保育所等におけるICTの活用	民間及び公立の保育所や認定こども園に対して、デジタル技術の進展を踏まえ、保育士や保護者の負担軽減を図るためのICT化を支援します。 今後の取組 民間及び公立の保育所や認定こども園が取り組むICT化に対する費用の一部を助成します。	保育課
3(3) 4	(総)(若)(子) 公立保育所等運営事業	公立保育所等の管理運営を行います。 今後の取組 より良い保育環境を目指して、保育士等の適正配置、研修の実施、必要な物品の購入に取り組みます。	保育課
3(3) 5	(総)(若)(子) 公立園の再編・整備	「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて(改訂版)」を具体化するとともに、公立保育所の施設整備を行います。 今後の取組 公立保育所の再編を進めるとともに、必要に応じた施設整備を行います。	保育課、教育総務課
3(3) 6	(若)(子) 私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。 今後の取組 子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら、補助等を実施します。	保育課
3(3) 7	(若)(子) 幼保一元化のモデルケース事業	認定こども園の整備及び開園後の運営に係る課題について、継続して検討します。 今後の取組 港こども園を運営していく中で出てくる課題について検討・対処し、モデルケースとしての知見の蓄積を図るとともに、今後整備する(仮称)土沢認定こども園において、その知見を生かしていきます。	保育課、教育総務課

基本目標4 健やかに子どもが成長できる環境づくり【学童期・思春期】

施策1 学校（園）教育の充実

施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うためにさらなる連携強化を図るとともに、地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総)(若)(子) G I G A スクール構想推進事業 (教職員向け I C T 活用研修会の実施)	G I G A スクール構想で整備したタブレット端末を児童・生徒が効果的に利活用できるようにするため、指導にあたる教員間のスキルアップを図る目的で I C T の活用研修会を実施します。 今後の取組 児童・生徒への指導にあたり、現場の声を聞きながら、ニーズに即した研修や各校の実態を考慮したサポートを行っていきます。	教育研究所
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 2	(総)(若)(困)(子) 子ども学習支援委託事業	子どもの貧困連鎖抑止に向けた進学・就職のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中高校生に学習支援を行います。 今後の取組 引き続き、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中高校生に対して、無償で学習機会の提供を継続します。	生活福祉課
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 3	(若)(子) 幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。 今後の取組 幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	教育指導課
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 4	(若)(子) 幼・保・小・中連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。 今後の取組 ・幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。 ・幼・保・小・中の連携を推進するために夏季研究教室の講座として、「幼保小中連携教育講演会」を開催します。	教育指導課、 教育研究所
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 5	(若)(子) 幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。 今後の取組 各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	教育指導課

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 6	(若)(子) 外国人英語指導者の学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ態度を育成するために、外国人英語指導者が幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組	
		子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ態度を育成するために、外国人英語指導者とコミュニケーションをとる機会の充実を図ります。	
4(1) 7	(若)(子) 教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		今後の取組	
		・理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当するほか、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。 ・学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 8	(若)(子) 放課後自主学習教室事業	児童の学習意欲の向上及び家庭学習の習慣化を目指して、放課後に小学校4～6年生を対象に学習支援をします。	教育指導課
		今後の取組	
		実施校における学習支援の充実を図ります。	

施策2 健やかな心と体の育成

施策の方向

児童・生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康に関する教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(若)(子)(母) 生活習慣病予防・ 歯の健康に関する知識の普及	・ 体格の実態を把握します。 ・ 生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。 ①小学校4～6年生の体格調査と健康に関する教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施	学務課、健康課
		今後の取組 引き続き、体格の実態の把握、生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 2	(若)(子) 健康に関する教育の実施	・ 生活習慣病予防に関する実態の把握をします。 ・ 生活習慣病予防に関する教育を実施します。 ①朝食の摂取、②睡眠、③運動・スポーツ	教育指導課
		今後の取組 生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 3	(若)(困)(子)(母) 学校保健の充実	・ 心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、学校歯科巡回指導を実施します。 ・ 各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。	学務課
		今後の取組 引き続き、各種健康診断等を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 4	(若)(子)(母) 思春期の教育の充実	母性・父性を養い、将来に向けた健全な身体づくりに関する教育を実施します。	健康課
		今後の取組 ・ 将来に向けた身体づくりや性に関する知識について、学校等に出向き普及に努めます。 ・ 思春期対策連絡会の実施等で引き続き関係機関との連携を図ります。	

施策3 子どもの居場所づくり

施策の方向

子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりに努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	(総)(若)(困)(子) 放課後児童クラブの充実・推進	放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。 今後の取組 県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	青少年課
4(3) 2	(総)(若)(困)(子) 放課後等子どもの居場所づくり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動等を継続的に体験できる取組を推進します。 今後の取組 放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験等様々な活動をする機会を増やします。	社会教育課
4(3) 3	(総)(若)(子) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、遊び場の確保を図ります。 今後の取組 子どもの発育段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。	みどり公園・水辺課
4(3) 4	(若)(困)(子) 放課後児童対策の推進	「放課後児童対策パッケージ」の趣旨に基づき、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組を推進します。 今後の取組 ・地域や学校への働きかけを行うことにより、放課後子ども教室の拡充を図ります。 ・小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について、庁内で連携して検討します。	青少年課、教育総務課、社会教育課
4(3) 5	(若)(困)(子) 放課後児童クラブ専用施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上を図るため、放課後児童クラブの専用施設の施設整備を行います。 今後の取組 放課後児童クラブの専用施設において計画的な修繕等を実施します。	青少年課
4(3) 6	(若)(困)(子) 民間団体との連携	子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供等連携を図っていきます。 今後の取組 子ども食堂や学習支援団体等との情報共有を進め、連携を図ります。	こども家庭課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 7	(若)(子) 子どもの家運営 管理事業	安心できる子どもの居場所を確保するため、施設の運営管理を行います。	青少年課
		今後の取組	
		市内全4館の子どもの家において適切な運営管理を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 8	(若)(子) びわ青少年の家 運営事業	恵まれた自然環境の中で、青少年が集団活動を通じて、自主性、創造性、協調性の芽を伸ばすため、施設の貸館業務およびイベントを開催します。	青少年課
		今後の取組	
		びわ青少年の家において、適切な施設運営およびイベントを開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 9	(若)(子) びわ青少年の家 整備事業	びわ青少年の家の利用者拡大に向けて、施設の改修や備品のリニューアル等を行います。	青少年課
		今後の取組	
		施設の改修や備品のリニューアル等を計画的に実施します。	

施策4 困難に直面する子どもへの支援

施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人ひとりの状況に応じて適切に対応できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。また、いじめ等の問題の早期発見・早期対応が図れるよう体制づくりを進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	(総)(若)(困)(子) 青少年のための相談機能の充実	青少年自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
		青少年自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総)(若)(子) 教育相談事業	児童・生徒及びその保護者に対し、教育相談を行います。また、関係機関と連携し、校内支援体制の整備を推進します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		教育相談の実施に対しては、専門的な知識と技能を有する相談員を配置します。また、相談支援チーム委員を学校に派遣したり、医療と連携した学校教育相談を実施したりして、具体的な支援方法の検討を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 3	(総)(若)(困)(子)(母) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な課題を解決するため、スクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		スクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、本人や保護者のカウンセリングや教職員に対する助言等を行います。スクールカウンセラーの人員増や勤務日の増加を目指します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 4	(総)(若)(困)(子) スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		スクールソーシャルワーカーを各小・中学校の要請に応じて派遣し、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決、継続的な支援に向けた対応を図ります。	

基本目標5 若者を支える環境づくり【青年期】

施策1 若者の生活基盤の安定に向けた支援

施策の方向

若者の経済的負担の軽減と市内事業者の雇用に関する取組を支援することで若者の就労をサポートします。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 1	(総)(若) 奨学金返還支援 事業	奨学金を返済している若者世代に、奨学金返済額の一部を補助することで、経済的負担を軽減し、将来に明るい希望が持てるように支援するため、支援金の交付を行います。	青少年課
		今後の取組	
		交付対象者として認定された方は、最長で5年間、支援を継続します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 2	(総)(若)(困) (子) 就労支援事業	ひらつか労働ニュース(市ウェブ上の定期更新ページ)で就労支援情報の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等と連携し、企業合同就職面接会等の開催を通じて、市民の就職へ向けた活動を支援します。	産業振興課
		今後の取組	
		幅広い年齢層を対象とした企業合同就職面接会を開催するとともに、地域若者サポートステーションと連携を図り、若者向けの就労相談会を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 3	(総)(若)(子) 正規雇用促進補助 金交付事業	市内事業者が市民を雇用した際に、市内事業者が負担する経費の一部を補助することにより、市民の市内事業者への就職を促進します。	産業振興課
		今後の取組	
		市民(就職が困難な方、子育て世代の女性)を正規雇用した市内事業者に対して、経費の一部を補助します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 4	(総)(若)(子) リスキリングの 促進	ビジネスモデルの変化に対応・適応するために従業員の必要なスキルの習得を促進します。	産業振興課
		今後の取組	
		ビジネスモデルの変化に対応・適応するために従業員の必要なスキルの習得を促進するため、事業者向けにセミナー開催や支援策の周知等を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 5	(総)(若)(困) (子) 青少年のための 相談機能の充実 【再掲】	青少年自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
		青少年自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載します。この計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）と、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

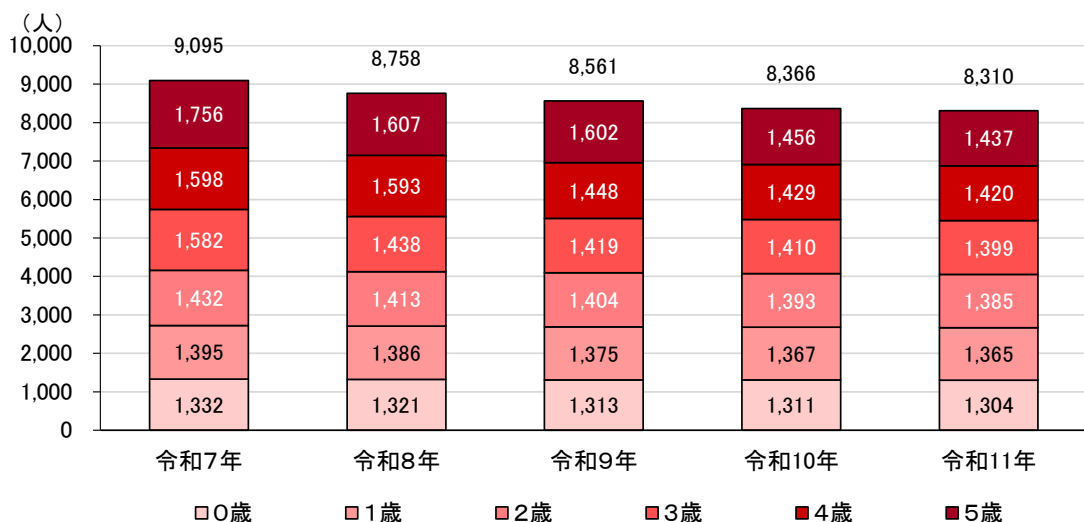
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計等に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。

【子どもの人口の推計】



推計：過去の住民基本台帳（各年4月1日現在）を基に推計

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できた利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出

①認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第1条の5)

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障がい
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
 - ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。

	保育の必要性がある		保育の必要性がない	
0～2歳児	3号	保育標準時間（11時間）		
	保育認定	保育短時間（8時間）		
3～5歳児	2号	保育標準時間（11時間）	1号	教育標準時間
	保育認定	保育短時間（8時間）	教育認定	（3～4時間）

②家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、1号・2号・3号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり8タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労（産休・育休含む）			未 就 労
				月 120 時間 以上の就労	月 120 時間 未満 60 時間 以上の就労	月 60 時間 未満の就労	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC’		
パート タイム就労 (産休・ 育休含 む)	月 120 時間 以上の就労		タイプC	タイプE	タイプE’		タイ プ D
	月 120 時間 未満 60 時間 以上の就労						
	月 60 時間 未満の就労		タイプC’				
未就労				タイプD			タイ プ F

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)

・育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）を確認し、不足する場合は確保の方策（整備目標）を定めます。

【教育・保育の項目】

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号	教育認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園利用希望）	3～5歳児
2号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育（小規模保育等）		0～2歳児

【地域子ども・子育て支援事業の項目】

	対象事業	事業の対象
1	時間外保育事業（延長保育事業）	在園児の全ての家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	ひとり親家庭、両親就労家庭
3	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭
4	一時預かり事業 （幼稚園における一時預かり）	在園児の全ての家庭
5	（保育所等における一時預かり）	
6	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童がいて保護者の理由等事情により保育が必要な家庭
7	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭
8	利用者支援事業	全ての家庭
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭
13	子育て短期支援事業	保護者の事情により児童の養育が一時的に困難になった家庭
14	多様な主体の参入を促進する事業	事業者
15	子育て世帯訪問支援事業	子育て家庭や妊産婦等がいる家庭
16	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童とその家庭
17	親子関係形成支援事業	子育てに悩んでいる保護者
18	妊婦等包括支援事業	全ての妊産婦
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者
20	産後ケア事業	産後ケアを必要とする者

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前子どもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

特定地域型保育事業は、小規模（定員6～19人の施設）、家庭的（5人以下の子どもを保育者の居宅等で保育）、居宅訪問型（保育者が子どもの居宅で保育）、事業所内（事業所の従業員の子どもを保育）があります。

企業主導型保育施設は、企業が設置し、従業員の子どもや地域の子ども（地域枠）を保育する施設で、国の示す一定の基準を満たす施設であることから、確保方策に見込んでいます。

また、障がい児や外国につながる幼児が教育・保育施設を利用する際は、保育士の加配や関係部局との連携等、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。さらに利用手続きを行う窓口において、教育・保育以外の関連施策について、基本的な情報提供に努めます。

【現状】

令和6年4月1日現在		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数(令和6年4月1日現在)		5,095 人			2,990 人	1,340 人
需要率		43.7%			53.3%	18.0%
ニーズ量		2,227 人			1,595 人	241 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,737 人			1,232 人	401 人
	従来制度の幼稚園	1,685 人			0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			94 人	20 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			43 人	16 人
	提供量合計	3,422 人			1,369 人	437 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,195 人			▲226 人	196 人

- ・需要率は、児童数に対する各ニーズ量の割合
- ・提供量は定員であり、保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。
- ・企業主導型保育施設の地域枠とは、企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、定員の一部に従業員以外の子どもを受け入れるものです。
- ・特定教育・保育施設の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園です。

(2) 令和7年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

不足している保育の提供量を確保するため、幼稚園においては、幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行い、保育所においては、利用者数の動向を踏まえながら今後の保育ニーズを見極め、小規模保育事業所や保育所の整備を進めます。さらに、民間保育所における保育士確保を支援するとともに、民間保育所に対し、年齢ごとの保育ニーズに応じた定員の見直しを促すことで、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【令和7年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い	左記以外	2歳 保育が必要	1歳 保育が必要	0歳 保育が必要
児童数推計		4,936 人			1,432 人	1,395 人	1,332 人
需要率		35.0%	9.5%	53.9%	54.7%	55.1%	18.0%
ニーズ量		1,726 人	468 人	2,660 人	783 人	768 人	240 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,697 人		2,481 人	664 人	568 人	401 人
	従来制度の幼稚園	1,685 人		0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人		0 人	55 人	55 人	23 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		4 人	23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,382 人		2,485 人	742 人	650 人	437 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,188 人		▲175 人	▲41 人	▲118 人	197 人

- ・需要率は、児童数推計値に対する各ニーズ量の見込みの割合
- ・ニーズ量の見込みは、児童推計×需要率（小数点第2位以下の表示を省略）です。
端数調整があるため、上記計算と表の数値が一致しない場合があります。
- ・提供量は定員であり、保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。

【令和8年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,638 人			1,413 人	1,386 人	1,321 人
需要率		35.0%	9.5%	55.5%	56.3%	56.6%	18.0%
ニーズ量		1,622 人	440 人	2,572 人	795 人	785 人	238 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,982 人			691 人	595 人	411 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人			0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			63 人	63 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,072 人			777 人	685 人	450 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,010 人			▲18 人	▲100 人	212 人

【令和9年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,469 人			1,404 人	1,375 人	1,313 人
需要率		33.8%	9.2%	57.0%	57.8%	58.3%	18.0%
ニーズ量		1,510 人	410 人	2,549 人	812 人	801 人	236 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,946 人			719 人	649 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人			0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人			73 人	72 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人			23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,036 人			815 人	748 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,116 人			3 人	▲53 人	215 人

【令和10年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,295 人			1,393 人	1,367 人	1,311 人
需要率		32.5%	8.8%	58.6%	59.4%	59.8%	18.0%
ニーズ量		1,398 人	379 人	2,518 人	828 人	818 人	236 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,946 人		2,562 人	734 人	699 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人		0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人		0 人	83 人	81 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		4 人	23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,036 人		2,566 人	840 人	807 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,259 人		48 人	12 人	▲11 人	215 人

【令和11年度】

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		2歳 保育が 必要	1歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
			教育希望が 強い	左記以外			
児童数推計		4,256 人			1,385 人	1,365 人	1,304 人
需要率		31.3%	8.5%	60.2%	61.0%	61.4%	18.0%
ニーズ量		1,332 人	362 人	2,562 人	845 人	838 人	235 人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,996 人		2,562 人	737 人	726 人	412 人
	従来制度の幼稚園	1,090 人		0 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0 人		0 人	93 人	90 人	26 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		4 人	23 人	27 人	13 人
	提供量合計	3,086 人		2,566 人	853 人	843 人	451 人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,392 人		4 人	8 人	5 人	216 人

【0～2歳の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数推計	4,159 人	4,120 人	4,092 人	4,071 人	4,054 人
提供量合計	1,829 人	1,912 人	2,014 人	2,098 人	2,147 人
保育利用率(目標値)	44.0%	46.4%	49.2%	51.5%	53.0%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法等に、地域子ども・子育て支援事業が規定されています。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定（標準・短時間）を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育（認定）時間を延長して保育を利用する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数	1,558 人	1,725 人	1,735 人	2,180 人	2,206 人
実施箇所数	46 か所	49 か所	50 か所	53 か所	54 か所

・利用者数は実人数

【今後の方向性】

今後も継続的な需要が見込まれるため、実施施設と連携し、ニーズに十分対応できるよう体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	2,226 人	2,302 人	2,355 人	2,399 人	2,424 人
実施箇所数 (確保方策)	56 か所	59 か所	59 か所	60 か所	61 か所
提供量	4,266 人	4,411 人	4,513 人	4,597 人	4,646 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	2,040 人	2,109 人	2,158 人	2,198 人	2,222 人

・ニーズ量、提供量は実人数

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用児童数	1,054 人	1,297 人	1,409 人	1,473 人	1,678 人

・利用児童数は実際に放課後児童クラブを利用した人数

【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍推進等により放課後児童クラブに対するニーズは高くなっています。

放課後児童健全育成事業のニーズ量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、今後の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

ニーズに対する提供量が不足しているため、必要に応じて既存放課後児童クラブの分割等を進めることにより提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	2,965 人	2,897 人	2,777 人	2,682 人	2,554 人
1年生	795 人	792 人	725 人	723 人	657 人
2年生	744 人	706 人	704 人	645 人	643 人
3年生	576 人	557 人	528 人	527 人	483 人
4年生	505 人	500 人	483 人	459 人	457 人
5年生	243 人	238 人	235 人	227 人	216 人
6年生	102 人	104 人	102 人	101 人	98 人
提供量	2,380 人	2,420 人	2,460 人	2,500 人	2,580 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	▲585 人	▲477 人	▲317 人	▲182 人	26 人
実施箇所数 (確保方策)	59 か所	60 か所	61 か所	62 か所	64 か所

・ニーズ量、提供量は、放課後児童クラブに登録をする人数を基に算出しています。なお、「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画 令和2～6年度」では実際に放課後児童クラブを利用した人数を基に算出しています。

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	12,261 人	13,990 人	15,978 人	18,734 人	18,852 人
実施箇所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

【今後の方向性】

事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、事業を実施します。市南側地区は、未就学児が多いものの保育所の数が少なく、地域子育て支援拠点が一つしかないことから、南部福祉会館の大規模改修にあわせて地域子育て支援拠点を開設します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	18,106 人	17,937 人	17,815 人	17,723 人	17,649 人
実施箇所数 (確保方策)	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

・ ニーズ量は延べ人数

(4) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	12,316 人	23,476 人	30,226 人	38,348 人	40,410 人
実施箇所数	9 か所	13 か所	13 か所	14 か所	15 か所

【今後の方向性】

ニーズを踏まえて、制度や利用方法の周知を図りながら実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	39,811 人	40,088 人	37,327 人	34,547 人	32,934 人
実施箇所数 (確保方策)	15 か所	17 か所	18 か所	18 か所	19 か所
提供量	41,085 人	46,563 人	49,302 人	49,302 人	52,041 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,274 人	6,475 人	11,975 人	14,755 人	19,107 人

・ニーズ量、提供量は延べ人数

(5) 保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や心身の疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	9,941 人	11,281 人	11,769 人	11,023 人	9,495 人
実施箇所数	20 か所	19 か所	19 か所	21 か所	22 か所

【今後の方向性】

子どもの預かりを必要とするときに対応ができるよう、事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	8,612 人	8,106 人	7,884 人	7,694 人	7,508 人
実施箇所数（確保方策）	24 か所	27 か所	27 か所	28 か所	29 か所
提供量	12,600 人	14,175 人	14,175 人	14,700 人	15,225 人
過不足 （提供量－ニーズ量）	3,988 人	6,069 人	6,291 人	7,006 人	7,717 人

・ ニーズ量、提供量は延べ人数

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保護者が保育できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用者数	107 人	631 人	851 人	1,343 人	1,665 人
実施箇所数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所

【今後の方向性】

病児・病後児保育を2か所、病後児保育を1か所で実施しています。

利用状況を注視しながら、事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1,661 人	1,662 人	1,664 人	1,657 人	1,654 人
実施箇所数 (確保方策)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
提供量	3,546 人	3,546 人	3,546 人	3,546 人	3,546 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,885 人	1,884 人	1,882 人	1,889 人	1,892 人

・ニーズ量、提供量は延べ人数

・提供量 ＝ 3人／日 × 実施箇所数 × 開所日数（平均244日）

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行う事業です。

依頼会員の対象は、0歳から小学校6年生までの子どもの保護者です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
支援会員	261 人	271 人	276 人	257 人	277 人
依頼会員	1,450 人	1,515 人	933 人	671 人	734 人
両方会員	30 人	29 人	31 人	29 人	28 人
利用者数	1,317 人	1,734 人	2,280 人	3,475 人	4,089 人
うち就学児童	685 人	821 人	966 人	1,087 人	1,224 人

・上記数値は、支援会員、依頼会員には両方会員を含みません。利用者数は延べ人数

【今後の方向性】

支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	4,049 人	4,014 人	4,003 人	3,992 人	3,984 人
うち就学児童	1,204 人	1,185 人	1,145 人	1,109 人	1,060 人
提供量	4,049 人	4,014 人	4,003 人	3,992 人	3,984 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・ニーズ量、提供量は延べ人数

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

平塚市保健センター内に「ひらつかネウボラームはぐくみ(こども家庭センター)」を平成29年4月に開設、運用を開始し、保健師、助産師、管理栄養士等を専任配置して、妊娠期から出産、育児期(就学前まで)に至るまで、切れ目のない支援を行っています。

内容として、全妊婦に対して専門職による面接の実施や、妊娠届出書の受理、母子健康手帳と妊婦健康診査費用補助券等の交付、出産や育児に関する情報提供、支援プランの作成、妊娠8ヶ月アンケートの実施、関係機関等と連絡調整(ネットワーク会議等の開催)、妊娠・出産・育児の悩みや不安の相談対応等を実施しています。

【現状】

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

・令和6年度は、「こども家庭センター型」として実施

【今後の方向性】

妊娠期から育児期までの切れ目のない支援の充実を図っていきます。

こども家庭 センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

- ・利用者支援事業は、「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」があり、本市では、「こども家庭センター型」を実施しています。

(9) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
妊娠届出数	1,498 人	1,431 人	1,284 人	1,319 人	1,313 人

【今後の方向性】

妊婦健康診査は、母の健康状態と赤ちゃんの発育状態を定期的に確認し、安心・安全に出産を迎える準備をすることを目的に行います。「ひらつかネウボラールームはぐくみ（こども家庭センター）」では、母子健康手帳と妊婦健康診査費用補助券を交付する際に全ての妊婦と面接を行い、妊娠の届出が妊娠22週以降や若年等のハイリスク妊娠で、妊娠中からの支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関等と連携を図りながら安心・安全な出産を迎えることができるように支援体制を充実させます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	15,504 人	15,376 人	15,283 人	15,260 人	15,178 人
実施体制 (確保方策)	市内実施場所：総合病院1か所 開業医4か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

・ニーズ量は延べ人数

(10) 乳児家庭全戸訪問事業**【事業概要】**

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師や看護師、保健師が訪問して乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握、子育てに関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
訪問数	1,349人	1,176人	1,361人	1,321人	1,300人
訪問率	95.3%	88.8%	97.8%	98.1%	97.0%

・訪問数は実人数

【今後の方向性】

子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。

さらに、「ひらつかネウボラームはぐくみ（こども家庭センター）」において妊娠から支援を必要とする家庭を把握し、関係機関とのネットワークにより支援します。特に、産後は早期に訪問するなど、切れ目のない支援体制を充実させます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1,292人	1,281人	1,274人	1,272人	1,265人
実施体制 (確保方策)	看護職員が支援にあたるよう人員の確保に努める。				

・ニーズ量は実人数

(11) 養育支援訪問事業**【事業概要】**

こどもの養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	6人	5人	5人	1人	—

・訪問数は実人数

【今後の方向性】

本事業が必要な方に適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り実施します。

また、保健師、助産師等の専門職（相談支援員）のスキルアップに努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	15人	15人	15人	15人	15人
実施体制 (確保方策)	保健師、助産師等の人材育成				

・ニーズ量は実人数

・令和7年度からニーズ量の考え方を変更。

令和5年度までは、育児・家事援助(ヘルパー)を導入した世帯数(実数)を計上していましたが、令和6年度から育児・家事援助の部分が「子育て世帯訪問支援事業」に移行し「保健師等による専門的な相談支援に特化する」となりました。

そのため、令和7年度からのニーズ量は保健師・助産師等による積極的な訪問支援の件数を計上しています。

(参考) 令和5年度の訪問件数は14件。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**【事業概要】**

低所得の保護者の負担軽減を図るため、日用品・文房具等に要する費用、並びに幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を助成します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
対象者数	231 人	327 人	338 人	256 人	223 人

【今後の方向性】

必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	227 人	216 人	203 人	191 人	183 人
提供量	227 人	216 人	203 人	191 人	183 人

・ニーズ量、提供量は実人数

(13) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事、レスパイト等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

計画年度内の実施の有無について検討を進めます。

(14) 多様な主体の参入を促進する事業

この計画に基づき保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

(15) 子育て世帯訪問支援事業**【事業概要】**

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
訪問数					34人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

【今後の方向性】

必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	34人	34人	34人	34人	34人
提供量	34人	34人	34人	34人	34人

・ニーズ量、提供量は実人数

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

(17) 親子関係形成支援事業**【事業概要】**

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

<ペアレント・トレーニングとは>

主に発達障害のある子をもつ保護者のための子育て支援プログラム。8回の連続講座を年2回開催しています。保護者の他、保育士、学校の先生等の見学者も参加。また、参加した保護者同士の交流と振り返りを目的として、フォローアップを行っています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数					12人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置づけられた事業です。

【今後の方向性】

引き続き、年2回のプログラムを継続します。また、子育てに悩んでいる保護者に受講を促します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	10人	10人	10人	10人	10人
提供量	10人	10人	10人	10人	10人
実施体制 (確保方策)	子育てに悩んでいる保護者に受講を促します。				

・ニーズ量、提供量は実人数

(18) 妊婦等包括支援事業

【事業概要】

1回目は母子健康手帳の発行時に面談を実施し、妊娠・子育てに関する悩みの相談や情報提供を行います。2回目は妊娠8か月にアンケートを送付し必要な方には電話等で状況確認をします。3回目は出産後に乳児全戸訪問等にて子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

引き続き母子健康手帳の発行時の全数面接や妊娠8か月アンケート時のフォローを行います。出産にむけた切れ目ない支援を行います。乳児全戸訪問等にて母子の状況確認を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量					
妊娠届出数	1,380 件	1,369 件	1,361 件	1,359 件	1,352 件
面談等回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
面談合計回数	4,140 回	4,107 回	4,083 回	4,077 回	4,056 回
提供量 (こども家庭センター)	4,140 回	4,107 回	4,083 回	4,077 回	4,056 回

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【今後の方向性】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量		100 人/月	97 人/月	94 人/月	91 人/月
提供量		100 人/月	97 人/月	94 人/月	91 人/月

・ニーズ量、提供量は実人数

・量の見込みについては、未就園児全員が最大10時間利用した場合の月の必要定員数としています。

(20) 産後ケア事業

【事業概要】

産後の疲れによる体調不良や赤ちゃんのお世話の仕方が分からない等の産婦の不安に対し、医療機関や助産院においてゆっくりと体を休め、授乳指導や育児相談を受け、体調の回復や育児の不安を解消します。

【今後の方向性】

委託事業所を増やすよう努め、引き続き利用者に向けて周知をしていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	389 人日	389 人日	404 人日	404 人日	419 人日
提供量	389 人日	389 人日	404 人日	404 人日	419 人日

・ニーズ量、提供量は延人数

5 教育保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。本市は、保護者の働き方の多様化や共働きの浸透を受けて、保育所等の利用者数は増加傾向にある一方で、幼稚園の利用者数は減少しています。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境基盤を整えるため、保育需要を見極めながら保育所や認定こども園の整備を進めるとともに、既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実に向けた各園の取組を支援します。また、保育士及び幼稚園教諭の合同研修会を行うことで課題の共有と質の向上を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校においては、学びの連続性を意識し、連携と協力を重視することで、発達の段階に応じた一貫性のある教育の充実を図ります。具体的には、研究・協議を通して課題等の共有を行うとともに、授業参観や保育参観等の機会を通し園児と児童や教職員同士の交流を図ります。

配慮が必要な子どもたちをはじめ、多様な子どもたちの健全な育成のために、専門的な知識を持った職員を育成します。また、配慮が必要な子どもたちが在園する保育所や幼稚園を訪問し、療育相談に取り組むとともに、民間の保育所や幼稚園からの協力を得るための補助制度を充実させ、公立園のみならず民間園における受入体制の強化に向けた支援に取り組みます。

各法令等に基づき実施する指導監査等については、神奈川県と連携を図り、適切な助言及び指導を行うことにより、施設における問題点や疑問点を改善し、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

低年齢児からの保育の利用希望に対する確保方策として、0歳から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を進めます。3歳以降の連携施設については、利用者の通園や教育・保育のニーズを考慮し、保育所だけでなく既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促すことで、受け皿の確保を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まりました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

（１）子ども・子育て支援施設等

幼児教育・保育無償化制度の対象となる施設・事業は次のとおりです。ただし、年齢や施設・事業等によって無償となる範囲は異なります。

○対象となる施設・事業

幼稚園（従来制度）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、障がい児の発達支援 等

（２）子ども・子育て支援施設等の確認

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要となります。施設の設置者又は事業を行うものは、市町村へ申請し、確認を受ける必要があります。市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。公示された施設・事業を利用した場合は、保育料（利用料）の無償対象となります。

確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

第6章

計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

本計画を推進していくためには、計画の進行管理を着実に行うとともに、市民を始め本計画に関係する機関等が適切な役割分担をし、積極的に活動していくことが必要です。

1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども・子育て会議において各事業の取組状況を把握・評価し、その結果を毎年1回、市民に公表します。

利用者の視点に立ち、事業を評価し、PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。また、第4章部分の各事業の評価については、施策ごとに作成する評価シートにおいて成果を把握し、課題を挙げた上で翌年度以降の事業実施につなげていくものとします。

なお、計画期間の中間年を目安にして、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。また、今後国の政策の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて各事業の内容の一部を変更する場合があります。

2 適切な役割分担による計画の推進

市民を始め、本計画に関係する以下のような機関等が適切に連携・役割分担しながら、それぞれの取組を進めていきます。

（1）市や関係機関等

庁内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、毎年、その取組状況を確認します。事業の推進に当たっては、特に関係する課等と緊密に連携を取りながら行います。

こどもの健やかな成長や子育て家庭からの相談、児童虐待の防止等については、各機関等における活動はもとより、相互に連携を図りながら対応することが必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等においては、それぞれの特色を生かした取組を推進するとともに、相互に連携し、情報交換や交流を行うように努めます。また、それぞれが地域に開かれた運営を行い、地域における子育ての核となることが期待され、地域の人々が参画しやすい機会を作ることが大切です。

(2) 家庭

子育ての基本は家庭にあります。保護者等は親としての自覚を十分に持ち、愛情を持って子育てに取り組んでいきます。このため、自主的に子育て等についての情報収集や学習を積極的に行います。また、母親だけに子育ての負担がかからないように、父親等家族がお互いに協力し合い子育てを行います。

(3) 地域社会

地域に住む大人たちが地域のこどもを地域で育てるという意識を持つことが重要です。大人たちは、地域でこどもたちとふれあう機会を増やし、こどもを温かく見守り、時には諭しながら育てていきます。また、子育て家庭が子育てに悩み、地域で孤立しないように、地域で見守るとともに手助けします。

民生委員児童委員、子育てサークル、地域教育力ネットワーク協議会等地域の活動組織は、こどもの育成支援に積極的に関与します。また、それぞれが個別に活動を行うだけではなく、相互に情報交換や交流の機会を積極的に持ち、より効果的な活動を行っていくこととします。

(4) 事業所等

育児期間中も仕事を持つ親が増えている中で、職場における子育て支援が徐々に浸透してきています。そこで、育児・介護休業法等の趣旨を理解し、育児休業制度を始めとした仕事と子育てとの両立支援において母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう意識の醸成に努めます。

次世代育成支援対策推進法において、101人以上の労働者のいる事業主については、「一般事業主行動計画」の公表と労働者に対する周知とともに、計画の実施状況の点検・評価を行い、その後の対策に反映させていきます。